

## 目 次

第1号(6月9日)

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
事務局職員出席者 .....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
町長提出第56号議案 .....	6
町長提出第57号議案 .....	9
町長提出第58号議案 .....	9
町長提出第59号議案 .....	16
町長提出第60号議案 .....	17
町長提出第61号議案 .....	18
町長提出第62号議案 .....	18
町長提出第63号議案 .....	18
町長提出第64号議案 .....	18
町長提出報告第1号 .....	27
町長提出報告第2号 .....	28
町長提出報告第3号 .....	31
散 会 .....	32
署 名 .....	33

第2号（6月13日）

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
事務局職員出席者	35
説明のため出席した者の職氏名	36
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	36
5番 横山 元志君	37
8番 三浦 英治君	52
11番 川田 剛君	71
4番 米澤 宏文君	93
10番 寺戸 昌子君	105
散 会	123
署 名	124

第3号（6月14日）

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	125
事務局職員出席者	125
説明のため出席した者の職氏名	126
開 議	126
会議録署名議員の指名	126

一般質問	.....	126
2番	大江 梨君	126
9番	田中海太郎君	139
1番	道信 俊昭君	156
散会	.....	180
署名	.....	181

第4号（6月15日）

議事日程	.....	183
本日の会議に付した事件	.....	184
出席議員	.....	184
欠席議員	.....	185
事務局職員出席者	.....	185
説明のため出席した者の職氏名	.....	185
開議	.....	185
会議録署名議員の指名	.....	186
町長提出第65号議案	.....	186
町長提出第59号議案	.....	191
町長提出第60号議案	.....	192
町長提出第61号議案	.....	196
町長提出第62号議案	.....	202
町長提出第63号議案	.....	203
町長提出第64号議案	.....	204
請願第2号	.....	205
発委第2号	.....	206
議会活性化特別委員会中間報告について	.....	207
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	.....	209
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	.....	214

議員派遣の件	.....	219
各委員会からの閉会中の継続調査・審査の申出について	.....	220
閉 会	.....	220
署 名	.....	221

津和野町告示第54号

令和5年第3回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月15日

津和野町長 下森 博之

1 期 日 令和5年6月9日

2 場 所 津和野町役場本庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	草田 吉丸君

---

○6月13日に応招した議員

---

○6月14日に応招した議員

---

○6月15日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

沖田 守君

---

---

令和5年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第1日）

令和5年6月9日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

令和5年6月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出第56号議案 専決処分の承認を求めるについて

令和5年度津和野町一般会計補正予算（第1号）

日程第5 町長提出第57号議案 専決処分の承認を求めるについて

津和野町税条例の一部改正について

日程第6 町長提出第58号議案 専決処分の承認を求めるについて

津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 町長提出第59号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について

日程第8 町長提出第60号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第9 町長提出第61号議案 令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）

日程第10 町長提出第62号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 町長提出第63号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 町長提出第64号議案 令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第13 町長提出報告第1号 令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第14 町長提出報告第2号 令和4年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算

書の報告について

日程第15 町長提出報告第3号 令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許  
費繰越計算書の報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第56号議案 専決処分の承認を求めるについて  
令和5年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 町長提出第57号議案 専決処分の承認を求めるについて  
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第58号議案 専決処分の承認を求めるについて  
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第59号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について
- 日程第8 町長提出第60号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第61号議案 令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 町長提出第62号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第11 町長提出第63号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第12 町長提出第64号議案 令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1  
号）
- 日程第13 町長提出報告第1号 令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算  
書の報告について
- 日程第14 町長提出報告第2号 令和4年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について

日程第15 町長提出報告第3号 令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許  
費繰越計算書の報告について

---

出席議員（10名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宕文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
11番 川田 剛君	12番 草田 吉丸君

---

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	下森 博之君	副町長 .....	島田 賢司君
教育長 .....	岩本 要二君	総務財政課長 .....	益井 仁志君
税務住民課長 .....	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長 .....		宮内 秀和君	
健康福祉課長 .....	土井 泰一君	医療対策課長 .....	清水 浩志君
農林課長 .....	小藤 信行君	商工観光課長 .....	堀 重樹君
環境生活課長 .....	野田 裕一君	建設課長 .....	安村 義夫君
教育次長 .....	山本 博之君	会計管理者 .....	青木早知枝君

---

午前9時00分開会

○議長（草田　吉丸君）　それでは、皆さん、御起立をお願いいたします。

津和野町民憲章の唱和を行います。

[津和野町民憲章唱和]

○議長（草田　吉丸君）　御着席ください。

それでは、おはようございます。本日、令和5年第3回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

梅雨に入りまして、これからしばらく雨の季節が続くことが予想されますが、大きな災害が起こらず、梅雨が明けることを願いたいと思っています。

また、コロナのほうも、大分収まってきたという感はありますが、そうはいっても、まだ感染は出ているような状況でもございますので、個人個人において、また気をつけていただきたいというふうに思っております。

沖田守議員より欠席の届けがあります。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、横山元志議員、7番、御手洗剛議員を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。三浦委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦　英治君）　議会運営委員会を令和5年6月5日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしました。

今定例会の会期は、本日6月9日から6月15日までの7日間としたいと思います。

会期中の日程については、お手元にお配りしている日程表にて御確認ください。

以上、協議した結果を報告いたします。

○議長（草田　吉丸君）　ありがとうございました。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（草田　吉丸君）　日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から6月15日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの7日間と決定をしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（草田　吉丸君）　日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会招集日以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

4月27日及び5月22日から25日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告をします。

一部事務組合議会報告及び令和5年3月以降の例月出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

また、本日までに受理した請願等につきましては、お手元に配付をしました請願・陳情等文書表のとおりです。

なお、請願第1号「喜時雨地区に下水道整備の請願」については、所管の文教民生常任委員会に付託しましたので報告をします。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、必要な向きは御覧ください。

---

### 日程第4. 議案第56号

○議長（草田 吉丸君） 日程第4、議案第56号専決処分の承認を求めることがありますて、令和5年度津和野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆様、おはようございます。

本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそらく御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件3件、契約案件1件、条例案件1件、一般会計をはじめ各会計補正予算案件4件、報告関係3件の合計12案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第56号専決処分の承認を求めることがありますと、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴い専決処分をさせていただいたもので、令和5年度津和野町一般会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の総額にそれぞれ755万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億8,255万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第56号を御説明申し上げます。

このたびの専決補正是、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の確定に伴い、5月1日付で専決処分をしたものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、10ページをお開きください。

民生費では、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に伴う特別給付金660万円を計上しております。

それでは、歳入を御説明申し上げますので、8ページにお戻りください。

国庫支出金では、民生費国庫補助金として、子育て世帯生活支援特別給付金給付費補助金755万2,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） すみません、この660万円の給付が、おおよそ何世帯に行き渡り、全ての額が支給されたのか、受け取れない方とかもあるのかなと思ったりしたんですけども、どれぐらいのところに行き渡ったのか、割合についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは、まだ今から申請がある部分もありますんで、確定の数字はまだ出ないというところですが、昨年度、同じように低所得者等の給付事業をやっております。この中の児童扶養手当を給付している家庭、約50世帯あたり、それからあとは非課税世帯、これは去年の段階で5世帯から10世帯ぐらいだったと思うんですけども、そのくらいで、あとは今年度について、また新たにどのようないい處があるかによって申請者が変わってくるというところになります。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案件を承認することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

念のため申し上げます。押しボタン式による表決において所定の時間内にボタンを押されなかった場合は、申し合わせ事項により棄権とみなすこととなっております。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

反対（0名）

---

日程第5. 議案第57号

日程第6. 議案第58号

○議長（草田 吉丸君） 日程第5、議案第57号専決処分の承認を求めるについて、津和野町税条例の一部改正について及び日程第6、議案第58号専決処分の承認を求めるについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第57号専決処分の承認を求めるについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第58号専決処分の承認を求めるについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） それでは、津和野町税条例の一部を改正する条例の

概要について御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、一部を除いて翌4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、津和野町税条例の一部を改正することについて専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

また、この一部改正により関係法令と同様の措置を講じ、適正・公平な町税の課税措置を図るものでございます。

それでは、議案第57号津和野町税条例の一部を改正する条例について、資料の新旧対照条文に沿って、その概要を税目ごとに御説明いたします。

最初に、町民税から御説明いたします。新旧対照表の1ページをお開きください。

第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除については、令和6年度に課税が開始される森林環境税の導入に伴う改正によるものです。

この森林環境税の導入に伴う改正に関連する条文につきましては、その他では3ページの第38条の3、個人の町民税の徴収の方法等及び第41条、個人の町民税の納税通知書、4ページの第44条第1項から第6項、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収、7ページの第47条第1項及び第2項、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ及び第47条の2第1項及び第2項、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収、9ページの第47条の6第1項及び第2項、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れが関連する条文となります。

なお、森林環境税につきましては、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持増進するために創設されており、これまでも森林環境譲与税として森林整備や木材利用等の施策推進に生かされてきました。令和6年度からは町民税の均等割税額に1,000円が加算され、国へ納めることとなります。施行日は令和6年1月1日となり、令和6年度分以後の町民税に適用されます。

続きまして、資料は1ページに戻ります。第36条の3の2の第2項から第6項、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についてです。改正内容は申告書の記載事項の簡素化によるものです。施行日は令和7年1月1日となり、令和7年度分以後の町民税に適用されます。

続いて、6ページ、第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等についてです。改正内容につきましては、様式の新設に伴う改正となります。

続いて、資料は14ページです。附則第8条の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期限の3年間の延長によるものです。

続きまして、法人町民税の関係です。資料は10ページに戻ります。第48条、法人の町民税の申告納付及び11ページの第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続につきましては、申告納付に係る様式の新設に伴う改正となります。

続きまして、固定資産税関係です。資料は18ページです。附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、長寿命化に資する大規模な修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の創設に係る改正となります。

また、これに関連して、15ページの附則第10条の2の改正は条文の項ずれを反映したものとなっております。

続きまして、軽自動車税関係です。資料は12ページに戻ります。第82条、車種別の税率については、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原動機付自転車を除外するというものです。当該車両は、通称名で電動キックボードと呼ばれているものです。施行日は令和5年7月1日となり、令和6年度分以後の軽自動車税に適用されます。

また、資料は少し飛びますが、19ページ、附則の第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、臨時の軽減措置に係る規定の削除となります。

続いて、第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例では加算割合の変更、15条の6の軽自動車税の環境性能割の税率の特例では、臨時の軽減措置に係る規定の第3項の削除となります。

第16条、軽自動車税の車種別の税率の特例及び24ページの第16条の2、軽自動車税の車種別の賦課徴収の特例につきましては、種別割において講じられている燃料性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置の3年の適用期限の延長になります。

最後に、たばこ税です。資料は12ページへ戻ります。第98条のたばこ税の申告納付の手続及び第101条のたばこ税に係る不足税額等の納付手続では、それぞれ施

行規則の様式の新設に伴う改正になっています。

津和野町税条例の一部を改正する条例の概要については以上のとおりですが、施行期日は一部の改正を除き、原則令和5年4月1日であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（草田　吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君） それでは、議案第58号専決処分の承認を求めるごとについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

本案は、国民健康保険法施行例の一部が改正されたことに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、主として国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、課税限度額を引き上げること及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものであります。

1ページめくっていただきて、新旧対照表の第2条第3項を御覧ください。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について、20万円から22万円に引き上げるものであります。

次に、その下、第21条第1項については、同様に後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円とすることによる改正であります。

同じページの一番下から次のページにかけて、同条同項第2号については、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を28万5,000円から29万円に、その下、同条同項第3号については、国民健康保険税の軽減措置について、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

その下、第21条の2から附則につきましては、今回の法改正等に伴う条ずれ、項ずれ、文言の修正等によるものであります。

附則として、1、施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行する。

2番目の適用区分としまして、この条例による改正後の津和野町国民健康保険税条

例の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第57号専決処分の承認を求ることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 82条の原動機付自転車の件なんですが、これは、いわゆる電動キックボードということは、ナンバーを交付して、道路交通法でいうところの原動機付自転車、免許がない人は乗れないものになるということですか。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） ただいまの議員の御質問の電動キックボードについてでございます。改めて電動キックボードについて、簡単に詳細のほうをお伝えしたいと思います。

皆さん、御承知の方もいらっしゃるかもしれません、電動キックボードは、スケートボードに電動の動力がついて、それにハンドルがTの字のようなのが前方について立ち上がって、立ったまま走行して、アクセルとブレーキがついているものでございます。簡単に言うと、そういうものになります。道路交通法上の、車両に該当いたします。

先ほど、お問い合わせなりました免許についてでございますが、令和5年7月1日以降の新制度についての、今回改正になるわけなんですが、特定小型原動機付自転車の区分が創設されることにより、運転免許が不要の新しい交通ルールが適用となります。ですので、運転者の年齢制限につきましては、16歳未満の者が運転することは一応禁止をされております。運転免許不要ですが、繰り返しになりますが、16歳未満の方が運転することは禁止ということになっております。

ただし、飲酒運転等の禁止もあります。酒酔い運転5年以下の懲役または100万円以下の罰金、酒気帯び運転では3年以下の懲役または50万円以下の罰金というところでございます。

それから、ナンバープレートでございますが、ナンバープレートのほうも、この

7月1日から町の住民窓口のほうで交付をさせていただきます。ナンバープレートの大きさは10センチ・10センチの白いナンバーになります。

税額のほうは、ミニカーから除外されるということではあるんですが、原動機付自転車の一番安い年額2,000円ということになります。

令和5年7月1日の施行になるんですが、賦課期日は、来年、令和6年の4月1日に所有しておられる方に納付義務が発生するというものでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　森林環境税のことでお伺いしたいんですけど、均等割で賦課されるということで、その辺、誰がどのくらい負担するようになるか教えていただけたら……。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　来年から課税となりますこの森林環境税、これは国が徴収するものなんですが、町県民税の均等割、現在5,500円です。内訳として、町民税部分が3,500円、県民税分が2,000円、その県民税の2,000円のうち500円は、森づくりの税という島根県独自の500円が内訳として入っておりまして、現在5,500円なんですが、それに今回、森林環境税、これは全国一斉に徴収となるわけですが、来年度の住民税の課税から1,000円追加されます。ですので、6,500円の均等割ということになります。

住民税の均等割の課税・非課税のどういった方が納めるのかという御質問もありましたが、これまでと、その均等割の非課税についての要件は変わりません。例えば生活保護を受給されておられる方とか、あと身体障がい者の方で年間135万円の所得以下である方等、そういうところにつきましては変わりませんが、均等割に係る方につきましては1,000円多く納めていただくというものでございます。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案を承認することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。よって、本案は承認することに決定をしました。

---

賛成（8名）

道信　俊昭君

大江　梨君

米澤　宕文君

横山　元志君

御手洗　剛君

三浦　英治君

田中海太郎君

川田　剛君

反対（1名）

寺戸　昌子君

---

○議長（草田　吉丸君）　議案第58号専決処分の承認を求めるについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案を承認することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているかどうか確認してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

反対（0名）

---

#### 日程第7. 議案第59号

○議長（草田 吉丸君） 日程第7、議案第59号小型動力ポンプ付軽積載車の取得についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第59号でございますが、小型動力ポンプ付軽積載車の取得について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第59号を御説明申し上げます。

小型動力ポンプ付軽積載車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ付軽積載車の売買契約でございます。

中曾野地区を担当しております消防団第3分団に配付しております積載車が購入後約24年経過しており、老朽化が進んでおりますので、消防団総合整備計画に基づき更新するものでございます。積載車の仕様につきましては、ガソリンエンジン搭載のパワーステアリング付四輪駆動車で、乗車定員4人でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は8社でございましたが、5社辞退されましたので、3社で5月22日に執行いたしました。落札率につきましては、86.62%でございます。

契約の金額につきましては、825万円でございます。納入期限でございますが、令和6年3月31日を期限としております。

契約の相手方ですが、住所、島根県松江市学園1丁目6番14号、氏名、株式会社クマヒラセキュリティ松江支店支店長、岡先利幸でございます。

裏面に物品売買仮契約書の写しを添付しておりますので御確認ください。

納入場所につきましては、津和野町中曾野地内としております。

なお、契約は津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約となるものでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第8. 議案第60号

○議長（草田 吉丸君） 日程第8、議案第60号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第60号でございますが、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決を求めるものでござ

います。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それでは、議案第60号について御説明いたします。つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案をめくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

改正内容としまして、入居者の資格において新婚世帯等についても対象とするため、第6条第2号中に配偶者を得て5年以内の者を加えるものでございます。

また、7条の入居者の選定におきまして、自治会長や地域の代表者等を審査委員として審査委員会を開催することとなっておりますが、入居者は自治組織に加入し、地域活動等に貢献意思を有する者を要件としております。そのため、自治会長や地域の方々と顔合わせも事前に行うことから、自治会長等の負担軽減のため、第7条を削除するものであります。

1ページめくっていただきまして、御覧ください。これに伴い、第9条の選考及び決定につきまして、他のつわの暮らし推進課所管の各住宅と同様に募集戸数を超える場合におきましては、抽せんその他公正な方法により決定することに変更するものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

---

日程第9．議案第61号

日程第10．議案第62号

日程第11．議案第63号

日程第12．議案第64号

○議長（草田　吉丸君）　日程第9、議案第61号令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）から、日程第12、議案第64号令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上4件につきましては、会議規則第37条の規定により一括

議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第61号でございますが、令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ4億6,439万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億4,694万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第62号でございますが、令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ160万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億7,944万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第63号でございますが、令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ144万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億1,471万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第64号でございますが、令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

収益的収入を1,731万1,000円追加し、予算総額3億4,630万5,000円、収益的支出を1,752万3,000円追加し、予算総額3億438万4,000円に、資本的収入を1,050万6,000円追加し、予算総額3億6,773万3,000円、資本的支出を1,048万8,000円追加し、予算総額4億4,552万円にするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、議案第61号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表、地方債補正の変更でございます。総額で1億3,730万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明申し上げます。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、22ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、併せて御参照いただければというふうに思います。

なお、このたびの補正で歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これは主に4月1日付人事異動に伴う補正でございます。

それでは、総務費では諸費の委託料として、旧日原保育園解体工事設計監理業務に伴う空家対策推進事業委託料576万4,000円を計上、財源として合併特例320万円を充当することとしております。

太陽光発電等省エネ対策等に伴う二酸化炭素排出抑制対策支援事業委託料3,600万3,000円を計上、住民協働推進事業費の負担金補助及び交付金では、町内まちづくり委員会を対象とした助成事業に伴うコミュニティ助成事業補助金410万円を計上、道の駅管理費の委託料として、1枚めくっていただきまして、温浴施設指定管理料の見直しに伴う、道の駅津和野温泉なごみの里指定管理料533万4,000円を計上しております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費、つわの暮らし推進課分の負担金補助及び交付金として、町内道の駅の電気料等物価高騰対策に伴う道の駅物価高騰対策支援補助金810万5,000円を計上、健康福祉課分の負担金補助及び交付金として、町内の福祉事業所及び障がい者福祉事業所に対し原油価格高騰に対する支援事業補助金365万円を計上、医療対策課分の負担金補助及び交付金として、町内の介護事業所及び医療機関に対し原油価格高騰に対する支援事業補助金1,981万8,000円を計上、農林課分の負担金補助及び交付金として、高騰する肥料等農業資材に関する購入経費の支援として、農業用肥料等価格高騰対策支援補助金200万円、高騰する燃料費の一部を林業関係事業者に対する支援として、林業用燃料価格高騰対策支援補助金113万円、高騰する粗飼料に対する購入経費の一部支援として、粗飼料緊急確保支援事業補助金119万7,000円、高騰する林業コスト支援対策として、林業コスト価格高騰対策事業補助金930万円を計上、商工観光課分の負担

金補助及び交付金として、町内事業所の店舗や施設の省エネルギー化への支援に伴う個別商業包括的支援事業補助金450万円、町内事業所の電気料等経費高騰対策に伴う支援補助金として、エネルギー価格高騰対策支援事業補助金950万円、アフターコロナでの町内消費拡大を目的とした地域一体連携型事業者支援事業補助金500万円を計上、1枚めくっていただきまして、税務住民課分の委託料として、価格高騰緊急支援給付に伴うシステム改修委託料326万7,000円を計上、負担金補助及び交付金として、非課税世帯に対する価格高騰緊急支援対策に伴う価格高騰緊急支援給付金3,372万円を計上しております。

続いて、42ページをお開きください。

民生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の委託料として、今年度分のワクチン接種委託料として1,267万2,000円を計上、負担金補助及び交付金として、個別接種促進のための支援補助金500万円を計上しております。

続きまして、48ページをお開きください。

農林水産業費では、林業振興費の貸付金として、津和野町有害鳥獣被害対策協議会への貸付金688万2,000円を計上しております。

続きまして、52ページをお開きください。

商工費では、観光費の委託料として、地域と一体となった高付加価値事業に伴う廃屋撤去に係る調査設計業務委託料3,300万円を計上、財源として合併特例1,710万円を充当することとしております。負担金補助及び交付金として、地域と一体となった高付加価値事業補助金6,916万2,000円を計上しております。

続きまして、58ページをお開きください。

土木費では、道路維持費の委託料として、町道等の舗装修繕及び側溝整備の測量設計に伴う道路維持委託料970万円を計上、財源として緊急自然災害防止対策事業債780万円を充当しております。道路長寿命化対策事業費の委託料として、交付金事業の内示額減額に伴う道路橋梁点検業務委託料580万円を減額、1枚めくっていただきまして、住宅建設費の工事請負費として、住宅建設の資材等高騰に伴う中座団地住宅建設工事費2,458万3,000円を計上しております。財源としまして公営住宅建設事業債2,460万円を充当することとしております。

1枚めくっていただきまして、消防費では、非常備消防費の報償費として、消防団員6名分の退職報償金328万円を計上、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金として、消防本部庁舎建設事業費の増額に伴う広域市町村圏事務組合消防費負担金1,517万4,000円を計上しております。財源としまして過疎対策事業債ほか1,520万円を充当することとしております。

続きまして、66ページをお開きください。

教育費では、教育諸費の工事請負費として、老朽化に伴い日原小学校職員室床修繕工事費496万3,000円を計上、財源としまして合併特例470万円を充当することとしております。備品購入費として、町内小中学校6校分の理科の教材の購入費等161万円を計上しております。

続きまして、72ページをお開きください。

社会教育総務費の委託料として、旧津和野町役場第2庁舎解体工事に伴う設計業務委託料702万7,000円、日原山村開発センター代替施設に伴う新設工事設計業務委託料1,639万円、用地測量業務委託料158万3,000円、造成工事設計業務委託料880万円をそれぞれ計上、財源として過疎対策事業債3,380万円を充当することとしております。

続きまして、80ページをお開きください。

津和野城跡整備事業費の委託料として、仮設等を撤去したための石垣測量に伴う測量設計委託料317万9,000円を計上、工事請負費として、石垣修理の仮設工事に伴う城山整備工事費150万7,000円を計上しております。財源として過疎対策事業債180万円を充当することとしております。

続きまして、84ページをお開きください。

災害復旧費では、過年度公共土木施設災害復旧費の委託料として、町道北斗台線災害復旧事業の調査設計等が新たに必要になったことに伴う測量設計業務委託料1,770万円を計上、工事請負費として、町道北斗台線災害復旧事業の追加工事に伴う災害復旧工事2,710万円を計上しております。財源として公共土木施設災害復旧債2,580万円を充当することとしております。

それでは、続いて歳入を御説明申し上げますので、10ページにお戻りください。

国庫支出金では、衛生費国庫負担金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策に伴う国庫負担金803万9,000円を計上、災害復旧費負担金として、災害復旧に伴う国庫負担金1,807万5,000円を計上、総務費国庫補助金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進事業費の計上に伴う国庫補助金7,723万1,000円、空家等対策推進事業費の計上に伴う国庫補助金230万5,000円、二酸化炭素排出抑制対策事業費の計上に伴う国庫補助金2,700万2,000円を計上、衛生費国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種対策に伴う国庫補助金1,344万5,000円を計上、土木費国庫補助金として、交付金内示額の減額に伴い社会資本整備総合交付金297万5,000円を減額、同じく補助金内示額の減額に伴い道路メンテナンス事業費補助金475万5,000円を減額、教育費国庫補助金として、津和野城跡石垣修理の追加工事に伴う国庫補助金240万円を計上、商工費国庫補助金として、地域と一体となった高付加価値化事業に伴う国庫補助金1,500万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金では、商工費県補助金として、地域と一体となった高付加価値化事業に伴う県補助金3,458万1,000円を計上しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金1億1,800万円を計上しております。

諸収入では、貸付金元利収入として、有害鳥獣被害対策協議会からの貸付金の返還金688万2,000円を計上、雑収入としまして、消防団員6名分の退職報償金328万円、つわの暮らし推進課のコミュニティ助成事業補助金450万円ほか、合計で845万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、町債では、総務債の一般単独事業債として、空家等対策推進事業費の計上に伴う合併特例320万円を計上、商工債の一般単独事業費として、地域と一体となった高付加価値化事業の計上に伴い合併特例1,710万円、土木債の公営住宅建設事業債として、公営住宅建設事業の増額に伴い2,460万円、過疎対策事業債として、道路橋梁整備事業の交付金の内示額減額に伴い330万円、緊急自然災害防止対策事業債として、側溝整備事業の計上に伴い780万円を計上、消防債として、消防本部庁舎建設事業の負担金増額に伴う緊急防災・減災事業債

310万円、過疎対策事業債1,510万円、合併特例300万円を減額しております。教育債の過疎対策事業債として、津和野城跡石垣修理の追加工事に伴う地域文化振興事業180万円、日原山村開発センター代替施設整備事業に伴う教育の振興事業3,380万円、一般単独事業債として、日原小学校職員室床改修事業に伴う合併特例470万円を計上、災害復旧債の公共土木施設災害復旧債として、公共土木施設災害復旧事業費の増額に伴い2,580万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） それでは、議案第62号について御説明いたします。

令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

10ページの歳出を御覧ください。

総務費の一般管理費でございます。共済費につきまして1万1,000円を増額しております。

続きまして12ページ、認定調査費でございます。会計年度任用職員のパートタイムからフルタイムへの任用替えに伴い、報酬、給料、職員手当等、共済費、旅費につきまして合計で156万8,000円を増額しております。

続きまして14ページ、地域支援事業費の包括的・継続的ケアマネジメント事業費でございます。共済費につきまして2万4,000円を増額しております。

戻りまして、8ページの歳入を御覧ください。

繰入金の一般会計繰入金につきまして、先ほど歳出で説明いたしました総務費及び地域支援事業費の増額に伴うもので、合計160万3,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、議案第63号を御説明いたします。令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

4ページをお開きください。

第2表の地方債補正の変更でございます。960万円の増額補正をしております。

なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

12ページの歳出を御覧ください。

営業費の業務費でございます。給料、職員手当、共済費につきましては、職員の人事異動に伴うもので合計144万5,000円を増額しております。

戻りまして、10ページの歳入を御覧ください。

下水道事業国庫補助金の下水道事業交付金でございますが、内示額の変更に伴い960万円減額しております。

一般会計繰入金として、先ほど歳出で御説明いたしました営業費、人件費の増額に伴い144万5,000円を増額するものでございます。

土木債の下水道事業債でございますが、内示額の変更に伴い960万円増額しております。

以上でございます。

続きまして、議案第64号を御説明いたします。令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

2ページを御覧ください。

第4条、企業債補正の変更でございます。680万円の増額補正を行っております。なお、詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明いたします。

16ページ下段、収益的収入及び支出の支出を御覧ください。

水道事業費用、営業費用の原水及び浄水費でございます。

人件費でございますが、給料、賞与引当金繰入額、法定福利費につきましては、昇給延伸に伴うもので合計1万8,000円減額しております。

通信運搬費でございますが、商人浄水場のCATV化に伴い、7万9,000円増額しております。

修繕費につきましては、左鎧浄水場の滅菌装置修繕費として286万円を増額しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。

人件費でございますが、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費につきまして、人事異動に伴い、合計128万8,000円減額しております。

委託料につきましては、県道道路改良工事に伴い、町道中原線戦橋橋梁添架設計委

託料 700 万円を増額しております。

修繕費につきましては、錦橋ポンプ所制御盤修繕、長野ポンプ所無停電電源装置修繕、脇本地区漏水修繕等 398 万 8,000 円を増額しております。

工事請負費でございますが、旧青原橋撤去に伴う既設水管撤去工事、町道木毛線道路改良工事に伴う配水管支障移転工事の精算に伴い、260 万 7,000 円を増額しております。

続きまして、総係費でございます。

人件費でございますが、賞与引当金繰入額、法定福利費、退職手当組合負担金につきまして、合計 2,000 円増額しております。

手数料でございますが、設計 CAD データ情報利用料金として 3 万 2,000 円を増額しております。

減価償却費でございますが、令和 4 年度有形固定資産額、減価償却費の確定に伴い、44 万 3,000 円を増額しております。

営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息でございますが、166 万 9,000 円増額しております。

過年度損益修正損でございますが、過年度漏水還付金に伴い、14 万 9,000 円を追加計上しております。

戻りまして、16 ページ上段の収入を御覧ください。

収益的収入でございます。

営業外収益の一般会計補助金につきましては、先ほど支出で御説明いたしました営業費用の増額に伴い、1,028 万 9,000 円を増額しております。

長期前受金戻入れにつきましては、先ほど支出で御説明いたしました令和 4 年度分の減価償却費追加計上に伴う国庫補助金部分等の収益化の額で 17 万 5,000 円を増額しております。

雑収益でございますが、支出で御説明いたしました県道道路改良工事に伴う町道中原線戦橋橋梁添架管設計補償費、町道木毛線道路改良工事に伴う配水管支障移転補償費としまして 684 万 7,000 円増額しております。

20 ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

資本的支出でございます。

建設改良費の施設整備費の工事請負費でございますが、国費の内示額変更に伴い、未普及地域改良事業、高度浄水施設整備事業として、合計1,048万8,000円を増額しております。

資本的収入でございます。

企業債につきましては、先ほど支出で御説明いたしました工事請負費の増額に伴い、680万円を増額しております。

国庫補助金の水道施設整備費でございますが、先ほど支出で御説明いたしました内示額の変更に伴い、370万6,000円を増額しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第13. 報告第1号

○議長（草田 吉丸君） 日程第13、報告第1号令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行例第150条第3項の規定により、令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書を調整いたしましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第1号を御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和4年度津和野町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

教育費の学校給食センター整備事業では、仮設計画の協議及び地盤改良の見直しに伴う協議等の調整、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等設備機器の調達など不測の日数を要したため、2億7,697万6,800円を繰り越すものです。終期は6年2月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧事業では、令和3年7月からの豪雨により崩壊した戦頭首工及び吹野第2号頭首工災害復旧工事において、年度末にまとまった降雨により、工事の施工に影響が生じ、不測の日数を要したことから、それぞれ年度内に事業を完了することが困難となったため、2,000万円を繰り越すもののです。終期は5年6月末を予定しております。

次に、現年公共土木施設災害復旧事業では、町道北斗台線道路災害復旧工事の着手後に、土質強度不足が判明したことによる復旧工法の再検討に不測の日数を要したこと、また、堤田川、嘉年坂川ほか河川災害復旧工事において、仮設道等の対策について地元住民との調整に不測の日数を要したことから、それぞれ年度内に事業を完了することが困難となったため、4,715万4,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑がありましたら、これを許しますが、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

---

#### 日程第14. 報告第2号

○議長（草田 吉丸君） 日程第14、報告第2号令和4年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号令和4年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行例第146条第2項の規定により、令和4年度津和野町の一般会計繰越明許費繰越計算書を調整しましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） それでは、報告第2号を御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

令和4年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の津和野町庁舎耐震改修工事費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、資材の調達に不測の日数を要したため、1億8,559万2,000円を繰り越すものです。終期は5年11月末を予定しております。

次に、土木費の登記事務用地補償事業でございますが、降雪等により測量工程が遅れ不測の日数を要したため、411万1,355円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

次に、地籍調査事業でございますが、一筆地測量実施地区内の境界調整に不測の日数を要したため、1,045万6,000円を繰り越すものです。終期は8月末を予定しております。

次に、町道新設改良事業、一ノ谷線ほか3路線でございますが、支障となる物件の移転について協議及び移設に不測の日数を要したため、2,772万4,000円を繰り越し、ほか3路線と合わせて1億1,720万2,632円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

次に、道路長寿命化対策事業でございますが、非出水期対応が必要となり、交通誘導員の確保に不測の日数を要したため、2,950万4,900円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

次に、河川環境整備事業でございますが、入札不調及び現場の交通安全対策の検討等に不測の日数を要したため、1,616万4,000円を繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

次に、定住促進住宅改修事業でございますが、今年2月初旬にまとまった入居希望があり、住宅設備の修繕を早急に実施する必要が生じたが、年度内の完了が困難となり1,450万円を繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

次に、中座団地住宅建設事業でございますが、設計において新たな要件が追加され、その業務に係る協議と調整に不測の日数を要したため、3,004万2,000円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

次に、カントリーパーク施設改修工事でございますが、改修する遊具の資材の入手に不測の日数を要したため、800万円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予

定しております。

次に、消防費の消防積載車購入事業でございますが、購入予定の車両メーカーの登録が今年1月から全国的に停止され、登録再開までの期間に不測の日数を要したため、702万3,600円を繰り越すものです。終期は5年6月末を予定しております。

次に、防災行政無線整備事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、関連資材の調達に不測の日数を要したため、1,056万円を繰り越すものです。終期は6年3月末を予定しております。

続いて、次ページを御覧ください。

教育費の学校給食配送車購入事業では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等機器部品の調達に不測の日数を要したため、913万円を繰り越すものです。終期は5年8月末を予定しております。

次に、給食センター整備事業では、仮設計画の協議及び地盤改良の見直しに伴う協議等の調整、また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、半導体等設備機器の調達に不測の日数を要したため、3億2,172万9,000円を繰り越すものです。終期は6年2月末を予定しております。

次に、日原小学校屋内運動場屋根OMソーラー撤去・改修事業でございますが、学校等の調整において学校行事や事業等への影響、児童の安全確保の観点に考慮した施工とする必要が生じ、その調整に不測の日数を要したため、826万7,000円を繰り越すものです。終期は5年5月末を予定しております。

次に、津和野体育館舞台吊物機構改修事業でございますが、一般競争入札において競争参加資格確認申請書の提出が1社のみであり、入札を取りやめる必要があったこと、また、半導体等機器部品不足の影響により、機械設備の納入等に不測の日数を要したため、4,466万9,000円を繰り越すものです。終期は5年12月末を予定しております。

木ノ口運動広場グラウンド整備工事でございますが、地元住民からの追加要望があり、その調整に不測の日数を要したため、130万9,000円を繰り越すものです。終期は5年5月末を予定しております。

次に、災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧事業では、通行規制及び仮設等の

施工の協議、調整に不測の日数を要したため、4,200万円を繰り越すものです。

終期は5年7月末を予定しております。

次に、現年公共土木施設災害復旧事業では、本災害について事業の交付決定が令和5年2月下旬となり年度内完成が見込めなくなったため、448万7,000円を繰り越すものです。終期は5年8月末を予定しております。

次に、過年公共土木施設災害復旧事業ですが、復旧工事の検討や再調査、測量設計などに不測の日数を要したため、312万2,000円を繰り越すものです。終期は5年7月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 特に質疑があれば、これを許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

---

### 日程第15. 報告第3号

○議長（草田 吉丸君） 日程第15、報告第3号令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君） それでは、報告第3号について御説明をいたします。令和4年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

1枚めくってもらいまして、裏面を御覧いただきたいと思います。

津和野処理区官渠工事でございますが、2,111万3,800円を繰り越すものでございます。新型コロナウイルスの影響により、マンホールポンプの制御盤内に使用

する部品の納入が6か月から9か月必要となったため、不測の日数を要したことから年度内完了が困難となり繰り越すもので、終期は11月末を予定しております。

次に、下水道施設更新工事でございますが、1,986万1,000円を繰り越すものでございます。新型コロナウイルスの影響により、マンホールポンプ制御盤内に使用する部品の納入が6か月から9か月必要となったため、不測の日数を要したことから年度内完了が困難となり繰り越すもので、終期は令和6年1月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　特に質疑があれば、これを許します。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

---

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午前10時20分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

---

令和5年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第2日）

令和5年6月13日（火曜日）

---

議事日程（第2号）

令和5年6月13日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（10名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
11番 川田 剛君	12番 草田 吉丸君

---

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

---

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いてお出かけをいただきまして  
ありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届出が出ております。

ただいまの出席人数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治議員、9番、  
田中海太郎議員を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、5番、横山元志議  
員。

○議員（5番 横山 元志君） 皆さん、おはようございます。パーテイションがなくなって、皆様のお顔がよく見えるようになったことをうれしく思っております。よろしくお願ひします。議席番号5番、横山元志でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。

先に言わせていただきますが、今回、私の質問内容については、大変デリケートな問題が多く含まれていると思いますので、私も個人を攻撃したくてこの質問をするわけではありませんし、ですので、なるべく、なるべくといいますか、個人特定できるようなお話はしたくないのでありますので、御答弁される側としても、そのことを十分注意して答弁していただけたらと思います。それではよろしくお願ひします。

今回、私が質問させていただくのは、町職員の手当支給実態についてお聞きします。

まず第1に、先日、一町民の方から、とある職員が手当を不正に受給しているとお聞きしました。このことについて本当かどうか、まずその確認をさせていただきます。

2番目に、もしそれが本当であれば、その職員は不適切だと認識して受給し続けていたのか、それとも不適切という認識はなかったのか。

3番目に、認識がもしかったとしたら、それは言語道断なことではあるとは思いますが、津和野町職員服務規程、条項まではちょっとと言いませんが、を認識していないわけではないはずだと思います。それは職務規定違反であり、津和野町職員の服務の宣誓に関する条例の違反にもなると思います。併せて宣誓違反にもなると思います。この職員の処分はどのようにされたのかお聞きします。

4番目に、もし厳重な処分がされてないと思われた場合、ほかの職員の士気が当然これは下がってくると思います。その結果、仕事のクオリティーが上がってこず、そのつながりとして、町民の皆様に多大な迷惑がかかると推測されると思いますが、そのことの所見をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、5番、横山議員の御質問にお答えさせていただきます。

町職員の手当支給実態について、でございます。このたびの御質問に対する回答に

つきましては、個人情報保護の観点から、あるいは個人の特定等も考えられることから、この場で詳細についてお答えすることは控えさせていただく場合もあるかと思いますが、お答えできる範囲の中で、可能な限りお答えをさせていただきたいと思いますので、御理解を頂きたいと思います。

①及び②の質問につきまして、懲戒審査委員会の事情聴取においては、本来提出するべき届けを提出することを失念したものであり、故意によるものではないと判断しております。

③の御質問につきまして、処分につきましては、津和野町職員懲戒審査委員会において協議し、処分の内容等の決定をしております。ただ、この委員会の内容につきましては非公開となっておりますとともに、「津和野町職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に従い、このたび決定した処分が公表に該当しないものであるため、この場で処分の内容等について申し上げることはできかねますことを御理解いただきたいと思います。

④の御質問につきまして、処分につきましては国の人事院から発出されております「懲戒処分の指針」を参考に様々な事項を勘案し、審査委員会内におきまして十分に協議し決定をしており、私どもとしましては、最終的に厳正な処分を下したと考えております。

今後は、町としましてもこのことを重く受け止め、会計年度任用職員も含め、職員全体に公務員としての基本的なルールなど、再度、周知徹底を図ることを考えてまいりたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　町長、ありがとうございます。お答えできる範囲で結構ですので、お答えいただければと思います。

今の答弁の中で頂いたことで、不適切な受給があったということは町長としても認識されておられるでしょうか。改めてお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　不適切な受給であったというふうに認識しております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） ありがとうございます。でしたら、失念であり、故意ではない、その判断の根拠をお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変恐縮でございますが、最初にも申し上げましたとおり、懲戒審査委員会内でのいろんな検討事項につきましては、ここでの御発言は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 非公開であるというお話であったんですが、まずこの懲戒審査委員会の内容は非公開だということなんですが、懲戒審査のことについては、明日、同僚議員が質問されるようなので、大きくそこについて私の方から言及することはないですが、幾つか聞きたいことがあるのでお聞きします。

津和野町職員の懲戒手続及び効果に関する条例と津和野町職員懲戒審査委員会訓令の中に、どこにも非公開という言葉はなくて、そして併せて、基準がある、津和野町職員懲戒処分の公開に関する基準、この基準をちょっと私調べたところ、どこにも載っていないんですよね。これ、職員だけが持っているものなのか、公開されていないものなのかというのはちょっと分からぬ、私が見つけられなかっただけなのかもしれないんですけど、これは、いつどこで、誰が決めた基準なのか、お聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 今の非公開というところにつきましては、確かに条文とかいうのには載っておりません。

ただ、内規のほうで、やはり外に、口外するものではないというふうに判断をさせていただいて、私どもだけではなくて、各県内の自治体もそういうふうにされているところが多いですけれども、ということで、非公開ということにさせていただいております。

先ほど申されました、職員の懲戒処分等の公表に関する基準というのは、これは町の中で基準を設けております。基準ですので、規則とか条例とかではありませんので、これ内規ということで思っております。中身につきましては、いつ、どこで、誰か、というのは、ちょっと私も存じかねておりますけれども、ある一定のルールで公表を

するということが載っているというものであります。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 内規であるということと、あと、いつ、どこで、誰がつくったものか分からぬ内規だということは認識させていただきました。

そこで、私——議員がここで聞いておることなんです。それが内規があるがために公開できない、非公開だ。ちょっとそれはおかしいんじゃないかな。条例でも訓令でも、その非公開であるということは、うたってはない、あくまで内規であるというものに対して、議員がここで質問しているのに、内規だから答えられません。ちょっとそれはお返事として正しいのかどうかというのは、ちょっとどうかと思うんですが、所見をお伺いします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初にも申し上げましたように、個人情報保護の観点、あるいは個人の特定ということにもつながることでありますので、内規とはいえども、そうした形で非公開、あるいは公表に関する基準というものをつくって行っているということで、その今の理由には、繰り返しになりますが、個人の人権という問題もありますので、そこに関わる部分を考慮して、こういう形にさせていただいているといったところであります。

ですので、これを更に再度議会としてしっかり精査をするということになるのであれば、今日のこの一般質問という部分では、我々としてはお話しすることは限度があるというふうにも思っておりますので、議会なりの手続というものを取っていただきながら進めていくということになるのではないかと、私自身は考えております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） お話は分かるところは分かるのですが、それもちょっとおかしなことではないだろうか。と言いますのも、何も個人情報を聞き出しているわけではないんです、この場で。

どういう根拠がその方にあったのか、方じやない——失念であり、故意ではない。で、その根拠は、その懲罰審査委員会でそう認めたということなんですが、その根拠を聞くことが果たして個人を特定することになるんだろうか。そのぐらいのことは答

えれるのではないかと私は考えますが、いかがでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大変恐縮であります、その御質問にお答えするということは、私は個人の特定につながっていくというふうに判断をしております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 忘れとったのか、わざとやったのか、それの根拠を聞くことが個人を特定することにつながると、町長おっしゃられますが、その今ちょっと分かりかねるところなんですが、質問を変えさせていただきます。

では、失念であったとされるのであれば、これは一月ぐらいのことだろうなと思いますが、併せてこれはどのくらいの期間忘れておられたのでしょうか。お聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員、非常にプライバシーに関する部分がこの質問には確かにあると思いますが、今の質問もどうしてもお聞きになられますか。

○議員（5番 横山 元志君） 議長。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 忘れとるか忘れとらんか、わざとだったのか、このことを聞いて、そして今聞いた、どのくらいの期間忘れとったのか、忘れとるのであるとすれば、これが果たして個人を特定することにつながるのかと言われれば、私は違うと思います。ですのでお聞きしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰り返しになりますけれども、これは非公開ということでございますので、その背景、理由、そういうものにつながるということを含めて、この場でのお答えは控えさせていただきたい、そのように思っております。

繰り返しになりますが、このことを精査していかれようという気持ちがあるのであれば、私は議会の手続というのは詳しく承知しておりませんけれども、例えばの話ですけれども、百条委員会でありますとか、いろんな手続論があると思いますので、そうしたもので御精査を頂くということが私はいいのではないかというふうに思っております。

一般質問というこの場での、この段階での、私どもがお話しできるというのは、お

のずっと限界があるというふうに承知しております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 一般質問のこの機会では発言されたくはない、発言できないというのであれば、ある程度そこは鑑みようとは思いますが、例えばですね、情報公開条例なんかあるので、非公開であると言われとっても、それはあくまで内規であって、例えば私を含め住民の皆さんから、この情報公開条例に基づいて情報を開示してくださいとあった場合、どこまでレベルの情報が公開されるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） どこまで公表できるかということですが、実際にどこまで公表できるかという具体的なものを示すわけにはいけませんけれども、一般的に言われるのは、個人情報とか個人を特定できるものとか、そういうしたもの、あるいは今も非公開でやっていることもありますので、そこら辺はその時の判断になってくるかとは思われますけれども、一般的には、さっき私も申しましたけれども、個人情報に関するもの、あるいは個人を特定するものというのは基本的には非公開、非公開というか、そのところは公開できないということになってまいります。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 当然、名前を知りたいわけでもないですし、その個人につながる情報を知りたいというわけではないので、可能な限り、もし、こここの場で、私の心が許さないのであれば、これも踏み切ることをしなきゃいけないかなと考えているところなんですけれども、ちょっと、そうですね、確かに、先ほどからおっしゃられるように非公開であるから言えないんです、それも分からぬのではないけど、この場だからこそ言わなきゃいけないことってあるのではないか。

当然、傍聴の方もおられます。後日、このお話というのは、サンネット等で流れる事となります。こうした上で、私も個人の特定はしたくない、そしてそれにつながるようなお話はしないと言っているのであるんですけど、今の、失念であり故意ではない、その根拠だとか失念されとった期間、これが言えないというのも私はちょっと腑に落ちないところではあります。このことについては、これ以上聞いてもしょうがないのかなと思いますが、また話が戻ってくるかもしれませんので、御留意いただけ

ればと思います。

話を変えまして、町職員の服務の宣誓に関する条例についてですが、これは当然、皆さん職員であるので、きっと宣誓されているはずだと思いますが、その中に、私はここに主権が——ずっと割愛させてもらいますが、条例規則及び規程を遵守し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓います、と宣言されていると思いますが、これは宣言違反になるのではないか、と考えますが、いかがでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 不適切な受給ということでございました。そういう意味では、その行為としてはふさわしくないものであったというふうに思っております。ですので、処分は下しておるというところであります。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 処分されているということは、私もある程度承知をしているところなんですが、その処分の内容も公開できないということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） これも前段の回答で申し上げておりますように、津和野町職員の懲戒処分等の公表に関する基準、これに従っております。ですので、その基準で一定以上の処分については、これは公表するということになっております。その一定のライン以下の処分については、非公表という基準に従って行っているものでございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） その処分内容もある程度は聞いておるんですが、ちょっと私からすれば、いくら仮に失念だとしたとしても、ちょっとそれでいいのか、その処分内容でいいのか、というのも当然ありますし、その、公表しないで済む処分にはめたのではないかという疑念すらあるところになるんですけど、当然お答えいただけないのかなと思いますが、その処分に至った根拠というのはお聞きできるでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） これも最初のところでお答えをさせていただいたとおり、審査委員会内におきまして十分に協議をし、決定をしたというところであります。ですから本人の事情聴取も踏まえた上で、懲戒審査委員会として決定された処分ということになります。

ですので、その処分に疑義があるということで、議会の立場でそうお考であるならば、それはまた議会のそうした手続というものが正式なものがありますので、それにより権限の強い、そういう決定になるかと思いますから、それはまた場面に応じて、津和野町としても、情報を出さなければならないものについては、それはきちっと出させていただく、そういう用意は十分ございます。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 承服しかねるお話ではありますが、お答えられないというのであれば、ここで聞けることではないと思うので、この話はここにしておきたいと思うんですが、先ほど人事院のお話なんかも出てきたところなんですけど、その中で、まあ、私なりに調べた中で、その人事院の中の、これは国家公務員なんですけど、懲戒処分の事例なんかちょっとずっと、私、この質問しようと思うところから調べてきたところなんですが、私的には、この起った問題に対して、どのぐらいの懲罰が妥当だろうかと考えて、いろいろ事例を見てみたところなんですけど、私が思っているところはですね、減給もしくは戒告ぐらいが妥当ではないかと考えたところであります。

そして、減給ぐらいがあったとしたら、私、この話を一般質問でするつもりはなかったんです。それより下の処分だったら、それより優しい処分だったら、これは改めて聞かなきやいけないな……。なぜかといったら、やっぱりのこと、町職員もですけど、町民の皆さんも結構知っている人がおってです。その方達がどう思うか。

そして町職員でこの話、私がざっと見た中で、おそらく半分ぐらいの方は知っているのではなかろうかと思っているところなんんですけど、その半分ぐらいの職員がそのことをもって心を痛めている。

そして、このことは前例となって、ああ、このぐらいのことをしてもこのぐらいの処分で済むんだと思われてしまうんじゃないかな。また、ああ、あのだからあのぐら

いの処分で済んだのかなと思われては、職員のやる気も当然そがれてしまう。私はそういう思います。

当然、そのことに対して、先ほども言いましたけど、町職員の皆さんの中の士気は当然下がる。そうすると、住民への皆さんへの、サービスといいますか、そういうものの質も当然落ちてくる。こういうことの積み重ねが、この1件に限らず、以前からこういう小さなこと、というのはちょっと語弊がありますが、こういうことの積み重ねが、今職員の中にある問題になっているのではないかろうか。

こういうことを一つずつ取り除いて、風当たりをよくしていかなかったら、この津和野町役場という職場の空気というのは、このよどんだままになるのではないか、こういうことを自分で律することができなければ。私はそれの必要性を訴てるんです。

別に1人を攻撃したいとか、ここで総務課長の苦しい顔を見たいとか、そういうわけではないんです。

私が言いたいのは、こういう空気を変えていかなければ——デジタルトランスフォーメーションを取り込んだら空気がよくなる。そんなわけはない。それは労働時間が単純に短くなるだけです。そうではなくて、この空気を換えなきゃいけない。空気を換える方法って、じゃあ、何だ。こういうことを自分で律することができなければ、と思っているところなんです。だからこの質問をさせていただいているんです。これを、町長、どうお考えなのかというのは、町長のお考えなので、私は分かりかねるところではありますが、もし何かのことでお答えできることがあればお聞かせいただければと思いますが。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　この処分の内容につきましては、これは職員のほうに序議を通じて周知をしております。ですので、職員は知ってるというのが大前提としてございます。ですから、職員は守秘義務というものがある中で、その周知もしておりますので、仮にその議員さんにお話をされたということであれば、またそれはちょっと別の問題が起こってくると。職員の中での守秘義務というものを持っているわけありますから、そこはまたちょっと精査もしていきたい、どういう背景でそういうことになったのかというのは、精査していきたいというふうに思っております。

その半分程度の職員というのは、その根拠がよく分かりませんけれども、基本的に職員は、そこで疑義があれば、また管理職のほうを通して、またそれをどういう理由であったのかということも、管理職と相談をした上で、またその管理職が我々にも上がってくる、そういう話合いの中で共通理解を深めていくということが大切だろうというふうに思っているところでございます。

ですから、仮に、お話をされたように、職員のほうが疑義を持っているということであれば、また庁議のほうでしっかりとこのことについても話合いをして、また職員の声というものをしっかりと拾い上げて、その上でまた職員も納得がしてもらえるように、そういう対応は取っていきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　今、町長の言葉から、職員が、今の話で、ということは職員全員が知っているはずである話だということで私は認識しました。半分だというのは私の感覚で特に根拠はございません。ということは、庁議を通じて職員全員には知りわたっているお話だということで認識しましたが、それでよろしいでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　庁議の場で報告したことは、特にこの庁議のメンバーだけで情報を保持するようにという場合もありますけれども、今回はそういうことをしておりませんので、庁議で話したことを、そのまま各部署において職員にも報告をしているという前提のもとでお話をしたところであります。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　職員の方も守秘義務が当然あると思いますし、仮に一一私も当然守秘義務があります。その中で、どこからどう漏れ聞こえたのかというのはちょっと分からぬことではあるんですが、一般町民の方からもこのお話は頂いております。職員から聞いただけではないし、一般町民もある程度の方は知っておられる。どこからどのように漏れたかというのは、私には分からないんですけど。それに対して説明というのがなかなか難しいとは思うんですけど、今、庁議を通じて職員には伝わっておるということで、職員にもし疑義があるのならば、担当課長を通じて疑義の申立てをしてください、ということで、今町長がお話しされたと思うんですが、

果たしてそれができる職員の方がどれほどいるんだろう。仮に、庁議のメンバーの皆さんに、ま、一職員がそのことを、私はこういうふうに文句があります、僕はこういうふうに文句があります、と言って出たとしよう、仮に、その言葉をどれほど町長は聞けることができると思いますか。ちょっと抽象的なお話なんですが、お答えできれば。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　異議の申立てとか、そういう正式な手続があるということではございませんので……。

ただ、日頃の業務をする上において、私と管理職、そして管理職が各課をまとめていくという、ふだんのコミュニケーションがあるわけであります。そういう中で、このことに限らず、いろんな業務をしていく上でも、担当職員の思いと、管理職の思いと、そして町長、副町長の思いと、そういうものがいろんな違いが出てくるわけでありますから、それはいろんなコミュニケーションを取りながら、そしてお互いができるだけ納得する方向にいくようにコミュニケーションを取って、いろんな事業を進めているという流れでありますから、これもその一つの考え方の中で、そういうふうに申し上げたといったところでございます。

ですので、誤解を受けてもいけませんけれども、私は、議員はそういう厳しい御質問も頂いておりますが、私はこれまでの中においても、完全に風通しがいいとは言い切れませんけれども、やはり一定の職員とのコミュニケーションというのは、取れる体制は、町の役場においては、私は取れているというふうに思っているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　では、限定したお話をさせていただきますが、この件に関してどの程度の職員が疑義を申し立てたのか、ちょっとそこをお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　このことにつきまして、私の耳に入っていることは一件もありません。各課長のほうにどういう情報が入っているかというのは、私のほうには知り得ておりません。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 町長の耳に届いていないというのは、大変寂しいことあります。といいますのも、仮に町職員が何らかの疑惑があったとして、それを町長の耳に届かない。それは担当課長で止まっているのかもしれません。そうしたら、担当課長も町長の耳に入れていないということになります。このことについて、町職員が一切の疑惑がないと思われるのでしょうか。一件もなかったということは、疑惑がなかったと認識しているということでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私自身は、異議はないというふうに認めておりました。

ただ、そういうふうに、まあ、どういう情報が議員のほうに職員から入ったのか分かりませんけれども、そういう思いを持っている職員がおるというのであれば、先ほども申し上げましたように、また庁議の場でまず話し合いをしながら、職員とのコミュニケーションを取ることをしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 先ほども言いましたが、寂しい限りです。

私も、130人を超えて人を雇用したことはございませんが、ある程度、人を雇用して仕事をしております。その中で、やっぱり、先ほど町長も言われたように、コミュニケーションを取ることをとても大切なことだ。

私のことを言うのもあれですけど、私の雇っている人達というのは、私に対して何らか意見があつたら言ってくれます。本当些細なことでも。そのことって、私が気づかないことなんですね。どうしても私が気づかない細かなことを、私が雇用している方々は、私に届けてくれます。そうすることによって、私の会社が100%いい会社かどうか、とてもじゃないけどそうとは言えません。ですけど、風当たりは絶対いいと。少なくとも、津和野町役場より。なぜかといえば、やっぱり、社長ともいえる町長に、この疑惑が届いていない。ないわけはないんですよ。ないわけはないんですよ。それも、一件もないから、一件も届いていないからないと認識している。その認識がもう、違うんじゃないかな。寂しい。寂し過ぎる。それは当然、町職員の皆さんのが元気よく仕事ができる、そういう環境であるとは、とてもじゃないが思えない。

この空気をどうにかしなきやいけないって私は思っているんですけど、町長は、認識していないからといって言われるのであれば、変わらないんじやないか、このままで。何か聞き入れようとする、町長自らが聞こうとする体制がない限り、誰も言ってはくれないのじやないか、町長に。仮に、課長職の皆さんに何か言ったかもしけん。けど、それを課長職の皆さんには町長に届けられない。のであれば、それがそもそも問題だ。私はそう感じますが、町長はそれを一つ一つ、序議をやっているから聞いているんだ。それで果たして済ますのでしょうか。ちょっとその辺の所見をお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　だんだん、私が裸の王様で、悪代官のようなイメージを植え付けられるような、そんな発言のように思い、聞いておりましたけれども。

今、横山議員の自分の会社の話も出ましたが、やはりそれぞれ組織の違いというのはあると思います。民間企業と、また役場としての組織の性格も違うというところもありますし、失礼かもしれません、雇用人数の規模とか、そういうものによっても全然やはり違うというふうに思っております。

津和野町役場の場合は、正職員が130名を超える程度、そして会計年度任用職員等も入れていくと300人を優に超えていく、そういう大きな組織でもあります。

そういう中で、やはり役場の組織を運営していく上においては、ある程度、やはり、町長、管理職、そして課長補佐、いろんな職務を持っておりますので、そこに基づいた運営というものをしていくことも必要だというふうに思っております。

時に、これは津和野町役場だけでもないのですが、職員から直接、やはり、町長に声が上げられるということは、これは、よっぽど重要な問題であれば、そういうことも私は否定するつもりはありませんし、今まででも直接メールで職員から意見が寄せられたケースというのもあります。

ただ、そういうときでも気をつけなければならないのは、やはりそれぞれの部署については、課長なり管理職がやはり管理をしているわけでありますから、そこで課長の頭ごなしで、いろんな町長と職員が対処してしまうということですね、それはそれでやはり問題も生じてくるという現実論としてのお話をさせていただきたいというふうに思っております。

だから、そういう、役場という、職員も多く抱えた組織が、いかに運営をしていくのかというのは、恐縮ですが、それはもう私のほうに任せていたかなければならぬ部分もあるというふうに思っております。

私は、やはり管理職が各課をまとめていくということ、それを非常に大事にしていく必要があると思っておりますから、そういう中で今までやってまいりましたし、これからもやってまいりたいというふうに思っております。

そして、だからといって私が完璧な管理、マネジメントをやっているというふうに断言できるわけでもありませんので、いろんな反省点というのはあるわけでありますから、できるだけいろんな反省点は解決できるように、これからも府議の中で、どういうふうに組織を運営していくのかということは、話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

もう一つ申し上げたいと思いますが、私は、その、勘違いかもしれません、今日ここにいる副町長、以下管理職と決して意思疎通が図れないとか、まさにその裸の王様のような、課長から私に物が言えないとか、そういう雰囲気は絶対ないというふうに私は感じております。それはこの場で断言をさせていただきたいというふうにも思っております。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 決して町長を裸の王様だと言っているつもりではない。ただ、大変風通しのよくない状態であるから、それを分かってほしい。

やっぱり、一般の町職員の方々、そして管理職の皆さん、何らか少しづつはあるはずです。全部を飲み取るのは無理なことだ。どうしても最大公約数を探していくべきやいけない、そういう作業になってくるとは思うんですけど、それをどこまでこの公約数を上げられるか。今はちょっと、私の感覚だけでちょっと言うのは申し訳ないところではあるんですけど、ちょっと低いところではないか、最大ではない気がする。それを一つ申し上げておくところと。

あとですね、処分の話に戻るんですけど、処分の内容についても、これ、一議員として言わせていただければ、再検討する必要があるんではないか。まだまだ問題はあるんじゃないかな。懲罰委員会のことについても、先ほども言いました、明日、同僚議

員が質問するようなので、そこについては言及しませんが、懲罰委員会、審査委員会のメンバーを見ても、全員執行部というのはいかがなものか。先進事例なんかを見て、ここに例えば弁護士さんがおってみたりと、何らか、よその空気が入っているのが見受けられます。この条例を見させていただいても、町長を委員長とするとなつておりますが、この条例の改正からまず考えていかなければならないのではないかと、私は思っております。町長、そのことについてちょっと何かお話があればお聞かせ願えますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　前回の一般質問での議員の御発言ということではありますから、それは議員さんとしての御見解の下に述べられたことでありますので、その辺は、私どもは基本的には厳肅に受け止めるということになるかと思っております。

その上で今後についてどうするかというのは、また検討させていただくというふうに考えております。

ただ、今のところ処分の内容等について、それをもう一度何といいましょうか、再審議ということとは考えておりません。ただ、懲戒委員会の組織のことであるとか、それから今の規約に出ていないとかですね、そういう部分でいろいろ御指摘も頂いていることについて改善すべきだということに最終的になりましたときには改善すべきとも思っておりますので、またその辺の検討、話合いは今後もしていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　先ほどから約40分間こうやって質問させていただいておりますが、やっぱり、できたら、非公開とされた部分というのもあらわにして、それをあらわにすることによって風通しがきっとよくなるんではないか。自分で身を切ってうみを出す、これができなければならないと思っております。それをしなかつた、できなかつた、どちらかなのか分かりません。するつもりもなかつたのかもしれません。できなかつた、それを聞きたかった。言うことはできないというのであれば、これ以上聞く必要は無理なので、ここで終わらせていただきたいとは思いますが、ちょっと体制としてよくはない、これを改めて一言申し添えて、私の一般質問を終わらさ

せていただきたいと思います。今日はありがとうございました。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、5番、横山元志議員の質問を終わります。

.....  
○議長（草田 吉丸君） ここで9時5分まで休憩といたします。

午前9時45分休憩

.....  
午前9時55分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序2、8番、三浦英治議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 8番、三浦英治です。通告に従って質問していきたい  
と思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、職員の町内居住対策についてです。

町が定住対策として様々な政策を実施している中で、我が津和野町の職員であります  
がら、町内に居住していない職員がおり、町民税はもちろん、消費などにも大きな影  
響を与えていると思います。

そこで3点ほど質問します。

まず1つ目、町外居住の職員は、何人いるのでしょうか。

2点目、大規模な災害が発生した場合、職員の召集の遅れなど、業務に支障が出る  
のではないかと危惧しています。この問題について、どのようなお考えかをお聞きし  
ます。

3点目、居住の自由については、憲法に保障されているので、町内居住を義務付ける  
ことができないことは承知しておりますけども、町内居住について何らかの対策を行  
っているのか。

また、町内で家を建てた職員については、住宅手当の増額措置等の住環境の整備や、  
子育て対策を実施している市町もありますけれども、津和野町の現状をお聞かせくだ  
さい。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、三浦議員の御質問にお答えさせていただき

ます。

職員の町内居住対策についてでございます。

議員御質問の津和野町職員で町外に居住している職員の数でございますが、会計年度任用職員を除いた数で申し上げますと6月1日現在で21名でございます。

2つ目の御質問でありますが、議員御指摘のとおり、大規模災害発生時においては、被災により参集経路が寸断されることなども予想され、参集に時間を要し、更には、参集できない事態となる可能性もあり、初動対応への遅れを懸念しているところでございます。

風水害においては、ある程度の予測は可能ですので、速やかな参集体制を確保すべく、職員用緊急情報メール等を活用しながら、できる限り早めに気象情報の周知や防災事項の注意喚起を行うとともに、職員に対し連絡の取れる体制を確保の上、参集準備を整えておくよう指示することとしております。

3つ目の御質問でありますが、定住対策は、町の重要な施策の一つとして位置づけ、これまであらゆる対策を講じてきており、引き続き人口の増加に向けて、努力をしてまいり所存でございます。そういった定住対策を進めていく中、役場職員が津和野町内に居住をすることは、危機管理上の視点と併せ、必要であると捉えているところでございます。

現在、行っております町内居住対策の一つとして、毎年の職員採用面接試験の際に、町の重要施策であります定住対策の必要性などを説明し、考え方聞くなどしております。併せて、採用された場合に町内居住への意志があるかどうか確認をし、採用の際の参考にしております。

また、毎年の仕事始め式の町長挨拶等において、職員が町内に住むことの意義について訴え、理解を求めるとともに、府議においても憲法尊重を心得た上で、町外居住職員の町内居住に結びつく方策についてこれまで何度も協議し、該当職員にヒアリングを行うなどしております。

議員御指摘の町内に家を建てた職員に対する他の市町で行っているような優遇措置等につきましては、津和野町において現在行っておりません。具体的な措置を考えていくことも必要であると認識しておりますが、まずは津和野町と町民のために仕事

をする公僕として、町内居住の意義を自覚し、優遇制度の有無に関係なく定住する意識を持つてもらえることが大切と考えており、そのことがプロフェッショナルとして町民から求められる仕事の精度を上げていくことにつながるものと期待をしております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、再質問させていただきますけども、ちょっとこの3点一緒にたになるかもしれませんけれどもよろしくお願ひします。

まず初めに、今定数が職員定数条例では今157名ですけども実数が135人はちょっと超えるということで、実際21名町外職員がおるということは15%ぐらいの人が町外で通っているということになるわけですから、町外居住職員の町内居住に結び付く方策について何度も協議し該当職員にヒアリングを行うなどしているとのことですけれども、該当職員が21人もおれば家庭環境も様々であろうかと推察します。答えられる範囲でどのような理由で町外居住しているのか教えていただければ、お願ひします。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 議員、先ほどおっしゃられました、どのような理由かということでございます。様々な理由が考えられますし、実際にそういう理由で町外のほうに住んでおられるということがございます。

例えば、一例を挙げますと、もともと津和野に住んでおって、嫁に行って益田市に住んでいるとか吉賀町に住んでいるとかという方もおられます。

理由は本当、先ほどから申しますとおり、もともと町外に住んでおられる方もおられますし、いろいろと考えられるところではございますが、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ヒアリングを行いながら。できるだけ町内のほうに居住していただくという、町としても、努力といいますか、施策は行っております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 町外居住の職員の中には、日原の実家に住所を置いて、当然町民税とかそういうのはこちらに入るような配慮をしておる方もいるというのもちょっと耳にしておりますけども、今後ともこの問題はどこの自治体も大きな課題に

なっています。住環境の優遇措置とか、全国自治体様々な施策を講じております。今後も本当、協議、話し合っていくしかないと思います。

それで、今回この質問を出したのも、津和野町の25年災害から10年になろうとしております。あのときの状況を振り返りますと、災害時の危機管理体制や災害に対する住民意識も変わってきていると思います。町職員の参集体制をどう構築しているのか気になっていました。

そんな中、津和野町消防団の現実として、多くの役場職員に依存しております。特に第1、第2分団の機動部隊です。近隣市町の消防団に比べて津和野町は役場の職員の加入率が高いことで団員数を確保しているという現実があります。

大規模災害にいかに対応するか大きな課題となっております。今回質問を出したのも、この答弁を参考にして今後の消防団活動、新たな組織改革を進めたいと思っております。今、こういった動き、10年たった動きの中で、町としてどういうふうに対応しているのか何かあればお聞かせください。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　消防団のことでございますが、先ほど議員おっしゃいますとおり、確かに1分団あるいは2分団につきましては役場の職員の入団の数が多いというのも確かにございます。そういった中ではございますけれども、先ほど申しました25年の教訓を得て、じゃあ、どういうふうにそこら辺するのかというところでございますが、今いろいろと消防団活動もいろいろと最近変わってきております。

例えば消防の操法大会もああしてなくなってきておりますし、なかなか、活動するあるいは訓練する場が非常に少なくなっているというのも事実でございます。

そういった中で、じゃあ、どうしたら団が、あるいは消防団が活躍できるあるいは活動できるかというのが随分前から課題として検討してまいりました。

さしつめ今年度につきましては、例えば消防団の中で例えば30代あるいは40代ぐらいの中堅から少し若い団員の方に御意見を頂くような場も設けさせていただきながら、引き続いて団長あるいは副団長その他関係各位と相談をしながら決めていきたいういうふうに思っておりますが、さつづめ今年度はそうした意見交換の場を持つよう今考えております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 消防に関してちょっとあまり質問突っ込んですると自分の唾が自分に唾が落ちてくるような状態ですのでこれでおきますけども、ただ消防団に限らず、後ほど自治会の質問もしますけども、やっぱり共助という形での、特にコロナ禍で行事がなかなかなくなってきた中で改めて10年前の災害からその後どうだったのかという振り返り、災害対策本部にしても随分変わってきたと思います。

災害当時には分遣所とか消防団長なんかそこに入っていたなかって、おかしいじゃないかということで今その体制が大分変わってきております。

消防団についても大規模災害に対する体制を本当苦慮しておる中で、知恵を絞って当然地方当局と相談しながらつくり上げていきたいと思っております。

それで、職員のことですが、優遇制度の有無に関係なく定住する意識を持ってもらうことが大切と考えるのはこれは当たり前で、理想どおりにならないからなかなかこれが変えることができない。

つまり、何らかの優遇策は考えるべきと考えます。

というのは別に町職員に限らず、例えばここで生まれ育って都会に出る人もおれば、Uターンしてくる人もおりますし、ここでずっと働き続けている子ども達と言ったらちょっとおかしいんですけども、そういう人達も当然多数おるわけです。

どちらかというとUターンとか、入ってくる人に対する優遇、入れるほうの優遇はすごく目につくし、これはこれで定住対策として必要とは思いますけども、出でていかない、ここにおり続けられる施策も必要だと思うんですね。

特に高齢者になって子どもを頼って出ていく方もおりますし、そういった何か方策というものは検討されているんでしょうか。ちょっと漠然としてちょっと捉えにくいかもしれません、ちょっとお聞かせください。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） これは職員のという意味ではないですかね。ということですね。この職員の町内居住対策ということで特にこの防災面を中心に取り上げていただいておりますけれども、やはり最近の災害対策の状況といいますのが、平成25年には実際に大きな被害を受けたわけでありますが、それ以後も毎年のように大雨警報は

ワンシーズン何度も発令されて、町も災害対策本部をつくって、そして、実際に避難所を開設をするというケースが毎年何度もあるという状況であります。そうした中で最近コロナということもありましたから、避難所に受け入れる数というものがやはり制限もしていかないかなやならないということで、避難所の数も増やす必要もあるというような現状がございます。

そして、コロナはようやく落ち着いてまいりましたけれども、やはり時代の流れの中で現在は障害者が安心して避難ができる、そういう、障害者の方の専用の避難所の開設でありますとか、それからやはりペットも今は自分の家族というふうに受け止められて、避難をするのであればペットも一緒に避難をする、ということになると、やはり特別な避難所も設けていかないかなやならないだろうというところでありますと、そういう検討課題も出てきております。

そのためにはやはり職員の避難所運営をしていくための数というのが必要にもなつてまいりますから、そういう観点から職員の町内居住というものを促して、やはり避難所というのをいち早く開設していかないなりませんので、そういう面での必要性というのは特に認めていたところでございます。

そういう中の優遇策ということになってくるわけですが、我々も気をつけなければならぬのは、職員だけを対象にしてしまうと、それは税金のやはり使途として町民の皆さんに理解が得られるのかどうかということをしっかりと検討していく必要があるかというふうに思っております。

そういう状況の中で広い意味で町民の皆さんも広く対象にしたそういう優遇対策としては、今まで空き家改修という補助金を出してまいりました。これは基本的にはIターンの方が中心であったわけでありまして、今後はUターン等で帰ってこられるときに、実家を例えれば広くしたりとか、そういうときに改修をすることに対しての事業費についての補助金をする、そういうような制度を今年度から始めておるというところでございます。そういうことも行なながら職員の優遇策ということにつきましては、またどういうやり方があるのかというの引き続きの検討課題であるかというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） ここでちょっと災害というのがすごく気になるところがあるんですが、今自主防災率も20%ちょっとかで推移しております。潜在的にはまちづくり委員会とかそういった部分でしているのでパーセントは上がるとは思うんですけども、組織としてはその程度です。

ただ、今、町も避難訓練を職員対象に以前、コロナ禍前はやられておりました。またそういう訓練もやられるのかちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 職員の訓練につきましては今のところ計画はしておりませんが、基本的にはやはりこうして特に本庁舎あたり新しく庁舎もなっておりますので、そういったことも計画をしなければならないということは思っておりますけれども、今のところ計画はしておりません。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 以前は町がペーディング放送を使って避難訓練とかをするのに合わせて自主防災を形成している地区が、私が知っているので池河とか青原とかがそれを活用して、時間帯に合わせて避難訓練をするとか、そういったことが見受けられたりしたんですが、ちょっとコロナ禍でこういうのもなかなか難しくなっているのかなという気がします。

それと、あとは、例えば、自主防災組織は立ち上げても実際機能しているかという疑問なところもあるんですよね。というのは、先ほど町長が言われたように限定で災害が起きております。避難所も開設されている。そういうときに、今避難指示が出て、これが、昨年だったかな、避難指示が出たときに、当然そこは自主防災組織があるところ、消防団を通じて連絡を入れて、だけど、その自治会とか自主防災組織との連携が取れてないんですよね。まず、そういったところの指導というのが今後必要になってくると思います。ちょっと頭に置いておいていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、この質問はおきまして次の質問に行きたいと思います。職員利用の駐車場の確保についてです。

現在、日原地域では、津和野町地域活性化複合施設整備事業が進められています。

進捗状況と職員の駐車場の確保はどうなっていますか。

また、津和野庁舎増築工事に伴い職員の駐車場の確保も必要になってくると思いま  
す。現状と駐車場確保対策はどうなっているのかお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、職員利用の駐車場の確保についてお答えさせてい  
ただきます。

津和野町地域活性化複合施設整備事業の進捗状況につきましては、本事業が国の令  
和4年度第2次補正予算分デジタル田園都市国家構想交付金を財源としておりま  
すから令和5年度内に施設整備を完了する必要があります。

そのため、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、スピード感とコスト縮減等  
が期待できる設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式により実施することを決定  
し、令和5年4月11日に募集要項を公表しております。

その後、町内2事業者から参加表明を頂き、同2者からの技術提案書の提出を受け  
まして、令和5年6月5日のプロポーザル審査委員会において、優先交渉権者を決定  
し、工事請負仮契約を締結したところであります。

職員の駐車場の確保につきましては、現状では普通車用84台、軽自動車用21台、  
合計105台が駐車可能となっており、役場職員をはじめ医療法人橘井堂、高津川森  
林組合、西中国信用金庫の職員の方が利用している状況です。

今後、優先交渉権者から提出された技術提案を基に協議し、詳細設計を行ってまい  
りますが、プロポーザル募集要項におきましては、複合施設利用者並びに役場職員等  
の駐車場を合わせて110台程度確保していただくこととしております。

なお、工事期間中においては、仮囲い等によって代替の駐車場が必要になってくる  
ものと考えており、現在代替箇所を選定中であります。候補地としましては、日原民  
俗資料館前の広場や役場本庁舎裏の駐車場を検討しており、駐車場を利用する関係機  
関との協議を進め、工事着手がなされるまでに代替駐車場として確保したいと考え  
おります。

また、現在、建設中であります津和野庁舎増築棟の建設に伴い、これまで駐車場と  
して使用してまいりました敷地内の駐車台数36台分は使用できなくなつ

したことから、現在は、職員用の駐車場所として民間の駐車場30台分契約し、更に共存病院の駐車場も10台分お借りし、対応している状況でございます。

今後は、津和野庁舎の耐震補強工事も計画しておりますが、その工事が始まると更に駐車場所が少なくなることが見込まれますので、工事期間中は民間駐車場の契約台数を増やすことも現在検討しているところでございます。

増築棟が建設されたことによりほぼ使用することができなくなった36台分の駐車スペースは将来的にもこれまでどおり不足することになることから、引き続き、民間駐車場の契約を継続するのか、もしくは新たに駐車場として町有地等の整備が必要になってくると考えております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） この駐車場には公用車の駐車スペースも含まれているのかちょっとお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 公用車も含まれております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） この地域活性化複合施設整備事業も、今議会最終日に追加提案がなされ、また明日全員協議会も開かれるということなので、そこでしっかりと聞きたいと思います。

次の質問に行きたいと思います。自治会・町内会の再編についてです。

自治会や町内会は任意の団体ですが、近年の大規模災害等の状況を見ていますとその役割の重要性が、見直されていると思います。

行政が全ての住民の状況を把握できるわけではなく、日ごろからの自治会活動がしっかりしていると、何かあった場合にも状況が分かると思います。

どこに援助を必要としている方が住んでいるかということは、自治会のネットワークがしっかりしている場合、速やかに把握できるということは、いざというとき行政が調査するには、非常に時間を要することが分かつてきています。

現在、自治会はどこも高齢化が進行しており、また非常に戸数が少なく行事的なものを行うことができないような自治会も見受けられる状況にあります。

ここは、ある程度の再編支援ということが必要ではないかと思いますけども、所見をお聞きします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、自治会・町内会の再編についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり近年、全国各地で災害が起こっている中、自治会・町内会の役割は非常に重要であると私どもも認識しております。しかしながら全国的にも高齢化が進んでおり、津和野町においても例外ではなく、人口や世帯数の著しい減少は、歯止めがきかない状況にあり、組織そのものの活動を行うことが難しい自治会・町内会も町内各所で見受けられる状況にあるとお聞きしております。

そういった中、現在、町として把握している自治会・町内会の数としましては、町内全体で114団体であり、そのうち平成30年度以降に新設された団体は12団体でございます。

しかしながら、自治会・町内会については任意の団体であり、その全てを行政として把握できているわけではなく、併せて、それぞれの自治会・町内会で活動状況などについても様々であり、行政が積極的に介入することは難しいのが現状であります。

私どもとしましても、引き続き町政座談会などにもできる限り参加させていただき、その中で各地区の課題などもお聞かせを頂きながら、再編等も含めた課題解決に、可能な範囲で支援策も含め対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） コロナ禍で集まりができない状況が続きました。人と人のつながりが希薄化したことによる価値観が変化している昨今、少しずつコロナ禍以前の日常を取り戻しつつあると感じております。

その中で、まちづくり委員会の組織交付金、これはすごく、地区を自治会を維持するのにすごく役立っていると感じております。

また、提案型、地域でのいろんな提案型、自分達で考えようというような。すごい効果が出ていると思います。

ただ、この組織交付金はいかに維持するかであって、再編ではないんですよね。数

年前、自治会——青原共同会ですけれども戸数120戸ぐらい、これで小組の再編をしました。9組やったのを8組、1組減してやったんですけども、これもバランスが悪くなつたということと。どうしてもその組には役員が、青原、特殊なものかもしれないが、組長、副組長、地区公民館の運営委員、福祉委員、女性部と、それだけ人數いるわけですよね、全部で。全部合わせて40人ばかりになる。これも今、また再編しようという動きもあるんですけども、そのとき、何回も協議をして決めたんですが、そのとき感じたのが、昔のままのずっとある中で川とか水路、それとか道路、それとか小学校とか公共建物とか、どこかで区割りができた中で、時代とともにやってきたんですけども、最近感じるのは、新たなところに建物が新築される。そうすると、どつちの組に入るかという、また協議が出るんですけども、なぜ、こんなことを言うかと言いますと、ある地域の自治会長が、建ててどつちに行くかという話の中で、これ、嘱託員文書がありますよね。嘱託員文書を配る、というのを。それが一応自治会としては重要なことで、特にアパートとかになると。ここで役場のほうに、とにかく誰が入ったか早く知らせてくれというようなことを言ってもなかなか連絡してくれないと。それで自治会としてもやっぱり会費のこととか、いろんなことを伝えたいんだけど、というようなのが最近ちょっと耳にしまして、どこかでこういう再編、特に以前限界集落のことで質問したこともありますけども、もう機能できていないところも現実あるわけですね。そのときに助け合えるような環境づくりという部分で、再編というのが必要になってくるんじゃないかなと思っております。

それと、あと、こういう中で気になるのは津和野地域のことは分かりません。津和野地域と日原地域の連合自治会に補助金が出て活動しておりますけども、これも何年か前まで10万円だったのに今7万5,000円だったかな、ぐらい減っておりますけども、日原地域自治会連合会のことなんんですけども、四十数団体あって、半分加入していないんですよね。だんだん外れていくという。

確かに、それぞれの地域に地域連合会はあります。地域連合会はありますけども、日原全体的なこの自治会連合会というものが半数になっていく。これにすごい危機感を感じていたり、当事者ですけども、したりしております。

こういうつながりもちょっと、これは行政がどうこうという問題じゃないかとは思

いますけども、例えば、まちづくり委員会の中に一つのこういう研修があるよとか、こういうのをやっているよという情報ですよね、そういうものを出して伝えていければ、自分達で何とかしようという、自治会自体はその集まりなんですけども、少しは方向性が出てくるのではないかという気がしております。

ちょっと併せて次の質問も、自治会絡みなので続けていきたいと思います。自治会・町内会への加入促進についてです。

近年、核家族化、単身世帯、共働き世帯の増加や生活様式の変化、少子高齢化などによって地域のつながりが希薄化し、自治会などの活動の参加者が減っている傾向の地域も出ているように思われます。地域における人と人とのつながりが希薄になっていると言われ、それに伴い地域での犯罪や災害、ごみ問題等、地域が抱える課題に対する不安が大きくなっています。

住民同士の助け合いの意義が、災害時の被災者支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げたりしています。

同じ地域に住んでいる者同士が仲よく助け合い、共同意識を高めるために、自治会が果たす役割はますます大きくなってきております。特に、コロナ禍の中で強く感じていることでもあります。

自治会・町内会においては、会長をはじめとする役員を中心に取り組まれている様々な活動が、自治会の活性化や加入促進に効果を上げている例もたくさんあります。

自治会長・町内会長に対する活動の支援や研修の取組等が必要ではないかと考えますが、所見をお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、自治会・町内会への加入促進について、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、少子高齢化などにより、年々、地域におけるつながりが希薄になってくることが想定される中、災害時の被災者支援や地域の治安対策など、地域の皆様が助け合うための、いわゆる共助の取組を推進していくために、自治会が果たす役割に期待するところは大きいと認識しております。

そのためにも自治会・町内会組織の活性化は必要不可欠であり、併せて少子高齢化、

人口減少が進む中、組織を維持するためには、引き続き加入促進を進めることも必要であると考えます。

一方で、行政が自治会・町内会等自治組織への加入を積極的に行うことは困難であります。私どもの取組の一つとして、つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例及び津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例における入居者の資格の中で、「自治組織に加入し、地域活動等に貢献する意思を有する者であること。」と定め、津和野町へ移住・定住を目的としている方々に対し、自治組織への加入等の積極的な参加を促しております。

また、研修の場としましては、各自治会や町内会からの要望があれば、各種の出前講座なども引き続き実施することとしておりますので、御利用していただきたいと思います。

私としましては、先ほどの御質問でも申し上げましたが、引き続き町政座談会などにもできる限り参加させていただき、各地区の課題などもお聞かせさせていただきながら、町として可能な支援等について検討させていただきたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 町長が条例を基に答弁されたように「つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例」、また、「津和野町空家活用定住住宅の設置及び管理に関する条例」、そこで入居者の資格の中で「自治組織に加入し、地域活動等に貢献する意思を有する者であること。」を定めているということは大変、いいというか、また、それでなければいけないなというふうに感じております。

また、当然、そこに伝えることがあるかと思いますが、先ほど言ったように、なかなか入った人の名前が分からぬとか、例えば、青原のことばかり言っちゃいけませんが、新しい入居された方がいたら、共同会規約、避難経路図、年間の掃除・清掃表、これは八幡宮と公民館ですけども、それぞれ何だったかな、そういうものを自治会役員が持つていって説明するような形を取っております。

そうした中で、一方で町の広報紙ですよね、嘱託員文書の配付等で、郵送でなければ届かない家庭、配達を拒否する方もいるといったことを聞きましたけども、現状が分かればお聞かせください。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 嘱託員文書の配付の件でございますが、今、お聞きしているのは、例えば、1戸ぽつと離れているようなお住まいの方とか、いう方につきましては郵送しているというのはお聞きはしておりますが、郵送でないと届かないというのは、大変申し訳ないです。私の耳にはちょっと入っておりませんで、ちょっと状況がよく分かりませんが、そういう方もおられるということであれば、対応もしていかないといけないと思っております。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 地区によったら嘱託に成り手がなくて、職員が自ら持っていくという話も聞いたりしたことがあるんですけども、以前は自治会長嘱託員会議とかいうのも一回開かれておりましたけども、コロナ禍でこれもちょっと開かれていないような感じなので、なかなか伝える場面がないかもしれませんけども、嘱託員文書の配付で障害が生じているところがあるのではないかと懸念しております。また、調べて、いい方向に少しでも町民に伝わるよう、努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。

補助金のあり様についてです。

まず一つ、これが津和野町幼花園運営費補助金のことです。

町内の公立保育園2園、私立保育園5園のうち、津和野町幼花園に運営費補助金として毎年54万円が計上されております。ほかの5園に対してはどうなっているのか、お聞きします。

次に、青少年育成連絡協議会補助金。

施政方針の中で、現在、津和野地区4組織で取り組んでいる青少年育成協議会に、合併以降毎年10万円が計上されています。施政方針では、「今後、日原地区でも組織化を図り活動をひろげたい」としています。

令和4年度の教育委員会事業点検・評価報告書の中で、青少年育成活動の推進事業には、「津和野地区青少協と連携し、次代を担う青少年の育成を図る」としています。日原地区に関する記述はありません。

これまでにも、働きかけ等摸索してきたと思いますが、現状をお聞かせください。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、補助金のあり様について、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の津和野町幼花園運営補助金についてでございますが、議員御指摘のとおり、町内保育所等のうち津和野幼花園にのみ、保育の充実振興を図ることを目的として補助金が交付されているところでありますが、他の保育所等に対しましては同様の補助金は交付をされていません。

この補助金は、昭和48年の旧津和野町のときから津和野地域の保育を担っていただいている津和野幼花園に対して毎年交付しているもので、金額は年54万円となっています。

続いて、2つ目の青少年育成連絡協議会補助金についてでございます。

青少年育成の取組につきましては、津和野地域では、青少年育成連絡協議会が公民館区域ごとに組織されておりますが、日原地域では旧町時代の体制の違いから、子ども会が青少年育成を担う団体として組織化されていると推察しております。概ね自治会単位で組織されており、各子ども会組織の上部団体として津和野町子ども会連合会があります。

のことから、補助金については津和野地域では、青少年育成連絡協議会補助金として各団体に交付していますが、日原地域では、津和野町子ども会連絡協議会に対して補助金が交付されております。

日原地域への青少年育成連絡協議会の設置につきましては、これまでも公民館長主事会議等でお願いしてきたところではあります、実態としては各子ども会組織が残っている状況であるため、津和野地域と同じように、公民館区域での新たな組織の立ち上げについて、地区内の理解が進まないという現状があると考えております。

また、組織化には至っていないものの、地域のボランティアの方々が、通学時の見守り活動等積極的に関わっていただいており、協議会の活動内容としても遜色ない活動が展開されていると考えております。

ここ最近の状況としましては、各地区の子どもの減少に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動制限などが重なったことにより、子ども会組織の解散や活動

の縮小を余儀なくされたと聞いております。

また、組織の維持が困難になったことを理由に、多くの子ども会が町子ども会連絡協議会から脱退しており、町全体としての状況把握も困難な状況となっています。

こうした中、地域によっては各子ども会が単独で活動することが困難な状況を踏まえ、公民館単位で合同事業を実施するなど、新たな動きも出てきています。

こうした動きを捉え、新たな枠組みとして青少年育成協議会としての組織化を働きかけていくことを、今後、引き続き検討していきたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（8番　三浦　英治君）　例えば、保育園のことですけども、これ、教育委員会の予算書では各小中学校に管理費と振興費というのがあります。町内7園のうち1園のみ運営費として、これ、合併以降毎年交付されている現状はいかがなものかなと思います。

これ、以前も一般質問で言いましたし、予算委員会でもちょっと言ったんですけど、当時は、旧津和野はあれだけ大きい幼花園というところにすごい園児を抱えて、公立は直地と木部、ほかにあったわけですよね。だから、ほとんどが私立がやってくれていたというのもあって、こういう運営費が出されていたものと推測します。決して、ここに金を払うなと言っているわけではなくて、例えば、教育委員会の予算なんかでも振興費というのがありますよね。これなんかも校長の権限でこういうのをしたいとか、いろんなプレゼンをやって協議してから予算化していくんだと思います。各保育園の、それぞれ、本当、頑張っておられると思います。

以前は、公立だけのときは、これ、旧日原町ですけども、ちょっと特化してやれば、担当から、同じでなければいけないというような頭ごなしで来たりとか、片方では魅力化という差別化を図らないといけないとか、訳の分からぬような時代がありましたけども、今はもう、それぞれの園が本当、頑張っております。

むしろ、例えば金額的にもそんなに、地域との交流とか、いろいろやる、そんなにお金はかかるないと思いますけども、やっぱり副園長とか園長の裁量で、子育てをやりたいという、研修を含めて、そういうための補助金を創設すべきではないかと考えますけども、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員、おっしゃられることはよく分かるところあります。

当時は私立1園、その他が公立であったというところから、今は状況が変わっているというところであります。

条例名に津和野幼花園という具体的な1園の名前が冠されているので、特にそういうふうなイメージを受けるかと思いますが、現在においては、例えば具体的に、まあ、町単費ではない部分もありますけども、国費、県費の補助金を含めて、例えば障害児保育をしているところは障害児加算を別途補助で出していたり、それから地域交流なんかについても、国・県費の補助の中に当然町負担も入っているわけですが、それも実施される保育園と実施しない保育園、それから研修、それからその他様々な運営費補助というのが、今、そのような種類があるところであります。

特に、またこの2年はコロナ関連も含めて各保育園・保育所において、実施する部分、実施しない部分を選んでいただいて、そこに向いて補助金が出ている、ということです。

また、その他で言いますと、建設費補助なんかも、規定の部分が当然あるわけですが、各園で建てられると、その上乗せについては、その当時、町と協議をして幾らか上乗せをして出しているとか、そういう部分もあるというところで、今のところ、共通な補助金というのは考えていないというところであります。

○議長（草田 吉丸君） 三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） この後、また再質問します青少協のこともそうなんですけども、例えば合併のとき、教育委員会がまず手がけたのが通学費の平均化。この旧津和野と旧日原では、距離から金額から体制が全然違つてないのを、特例まであって旧津和野には、それをとにかく平均化しようという部分で苦労したことがあります。

こういう補助金とか、当然目的にかなった部分というのは、やはり同じように与えなければいけないんじゃないかなと、私は思います。条例で残っているんだったら条例改正すればいいわけであって、やはり同じ、園の違いはあるにしろ、補助金の名称自体も変えられない状態はどうなのかなというふうに、私は思っております。

次の質問ですけども、津和野町子ども会連絡協議会への補助金は、令和4年度が3万円、今年度は1万5,000円という予算になっています。ずっと頭の中で3万円だったなと思っていたのですが、ちょっと調べたら、今年度は1万5,000円と、これだけ半額になって。現状についてもっと詳しく分かれば教えていただけますか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　町の子ども会連絡会の補助金が、今、令和5年度で1万5,000円だというふうに思っております。今、議員がおっしゃいましたように、以前はもう少し補助金の額が高い補助金を交付をされていたというふうに思っておりますけども、先ほども答弁した中で、それぞれの子どもの減少があるという中で、組織が減っていったというような現状があるという中で、補助金のほうの額も減っていったんだろうというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（8番　三浦　英治君）　本当、合併当時、子ども会連絡協議会、津和野からも何団体か入って活動しておりました。特に、夏にはリーダー研修会ということで、徳地の自然少年の家に行ったりとか、リーダー研修会に私もずっと若いときから関与させていただいて、その中で小学校5年、6年、高学年すけども、本当に1日、2日で子どもって変わるんですよね。親元から離れて経験すると。

そういうのを見てきた人間からすると、今、確かに少子化で子ども会の統廃合も進んだりとか、例えばPTAにしてもそうなんすけども、だんだん子どもの動き方が狭まっていくような社会になっているのかなという気がしているんですよね。

そういう部分では、例えば、まず青少年の位置づけということから言いますと、国連の定義では、青少年は10歳から24歳になっております。これが若者というと15歳から24歳というふうになるんですけども、子どもの定義は、義務教育年齢に達するまでの乳幼児期、小学生の学童期及び中学生から概ね18歳までの思春期の者をいうとなっております。

現状の、例えば青少年健全育成協議会、この活動計画を見て、どちらかというと、もう小学生中心のように見えるんですよね。この子ども会もそうですよね。一部には中学生も入ってというのは過去にありましたけども、どうしても小学校の児童という

形になります。

今、津和野町では0歳児からのひとづくりプログラム、保小中高連携の下に魅力化コーディネーターが配置されています。それであって、これはこれですばらしいなと思うんですが、片方で制度的なもの、補助金とか、ちょっとこれがなぜ統一できないのかというのが、私、不思議でならんのですよね。

片方ではいろんな施策、だけど、ちょっとしたこういう青少協のことでも、まあ、これも本当、議員になってずっと言い続けて、本当、10年かかりましたが、この施政方針にこのことが載るのが一昨年でした。10年かかるなど。ただこの文言を入れてもらうためだけに、このぐらい時間をかけないとダメなのかなという気がしております。

ただ、これから時代を担う子ども達の環境づくり、特に今、教育委員会がひとづくりとか0歳からのプログラム等々やられております。すごく期待しておりますし、コーディネーターの配置によって、小学生、高校生が来て公民館単位で活動したりとか、中学生との交流があつたりとか、ここ数年、本当、以前にない活動が見えております。この効果も、いずれ子ども達が成長するに当たって出ていくと思います。

ただ、最後に言いますけども、こういう補助金とか、やっぱり等しく同じでないといけないと思うんですよね、これは。そこをちょっと考えていただきたいと思います。

これで終わりますけども、何か感想なり意見がありましたら、お聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　御意見頂きまして、ありがとうございます。

補助金のあり様ということで、今、議員のほうから、まあ、不公平感といいますか、公平でなければならないというような御意見を頂いたというふうに思っております。

例えば、青少協にしましても、津和野地域ではそういった青少年連絡協議会という、そういう名称で団体が組織をされて、それぞれ活動しております。

旧日原町におきましては、先ほども答弁の中で申しましたけども、子ども会というふうなところで、いわゆる青少年育成協議会がやっているような見守り隊の活動事業だとか、そういう部分を日原地域でやっておられるということで、組織のそのものは違いますけども、内容自体は同じようにやってこられたんじゃないかなというふう

に思っております。

ただ現状としては、少子化の中でそうした組織がだんだん数が減ってきてているという現状がございますので、そういう中で、先ほども言いましたけども、公民館単位でそういう動きも出てきているというような現状を捉えまして、また、そういうところを整理させていただきながら、引き続いてそういう組織化に向けてまずは検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（8番　三浦　英治君）　町村合併が進んだときに、県の青少年健全育成協議会、当時の会長が島大の学長だったかな、それが、町村合併があつてこの組織がガタガタになる、とにかく何とかしてくれということで、当時、私も日原側の青少年推進員、中学校区に1名だったんですけども、そこで県のほうの国民会議とか県民会議とかそういうところに行って研修を受けたり、いろんなことを触発されました。それが、今の状態を考えると、あの当時は中学生を巻き込んでいろいろしておりました。小学生とつなげたりとか、いろんなことをしておりますけども、今、0歳からのひとつづくりプログラム等をまた、大いに期待しておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、8番、三浦英治議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで11時10分まで休憩とします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序3、11番、川田剛議員。

○議員（11番　川田　剛君）　議席番号11番、川田剛です。通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

まず、日原の町筋の今後の方針についてお尋ねをいたします。

令和6年度、来年度に日原地域のスーパーが撤退し、津和野町役場の本庁舎前に新たなスーパーが進出していただけたことになりました。

先般、日原商工業振興会の役員会が行われ、その中でスーパーの撤退について話題が上がったそうであります。日原商工業振興会は、夏の終わりの小さな夏祭りや、きてみんさいの協賛、すわろう家の運営など、日原地域商店街はもとより、地域の活性化に多大なる御支援を頂いている団体であることは、御承知のとおりであります。

日原の町筋ではここ近年、商店や診療所、歯科医、2つの金融機関など相次いでなくなっている状況で、地域のスーパーが撤退することとなり、にぎわいが更に失われることに強い危機感を感じておられる方が多くいらっしゃると聞いております。

役員会においては、この状況を踏まえ、今後どのように地域のにぎわいを支援していくべきか、そして、地域にお役に立てるとは何か、と議論になったと聞いております。

日原商工業振興会のある役員の方は「すわろう家を一度やめたら、再開はできなくなってしまう」とおっしゃられ、一方で、相次ぐ商店等の撤退により「日原のにぎわいといつても土台となるものがない限りピンとこない」という悲痛な胸のうちを語られております。

以上のようなことから、日原の町筋の今後について、町の方針と町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えさせていただきます。

日原の町筋の今後の方針についてでございます。

津和野町においては、令和4年度に津和野町まちづくり基本計画を策定いたしました。この計画は、津和野地域と日原地域の現況や課題を踏まえ、これからの中長期のまちづくりにおける土地利用方針を設定したものです。

議員御質問の日原地域の町筋についてでありますが、移転や廃業等により商業機能や行政機能が低下しているため、新たに市街地再生ゾーンと新機能誘導検討ゾーンと

して設定し、小さくとも魅力ある市街地を形成することとしています。

今後は、この基本計画を基に、災害リスクの少ないエリアで長く住み続けられるような良質な住宅環境を構築するなど、具体的な計画を策定することとしております。

また、役場本庁舎や日原診療所が位置する枕瀬地区への地域交通の強化など、連携強化に努めることとしております。

現在、市街地を取り巻く環境は、商業施設の移転のほか、山村開発センターの代替施設の建設、元日原保育園やむつみ寮、並びに元本庁舎の除却を含めた利活用方法など、多くの課題が存在しております。

今回の議員御質問の件につきましては、大変大きな問題をはらんでおり、行政のみでは到底解決できるものではないと認識しておりますことから、今後も継続的に、日原商工業振興会をはじめ、多くの関係者と議論を深めながら、前述の基本計画の実現を中心に、その解決を図ってまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　御答弁いただきましたが、この本庁舎周辺といいますか、日原の町の周辺というのは、先ほどの御答弁にもありましたとおり、商業施設の移転、山村開発センターが使えなくなったり、日原保育園が新設されたことによる元日原保育園の跡地、それからむつみ寮、元本庁舎といった、本来、この高津川を向かって、旧本庁舎側というのは日原の町の中ということで、様々な施設が建っていたわけでございます。

そうした中、老朽化だとか、いろんな意味合いもあったと思います。時代の流れとともに、徐々に、徐々に、寂れていった、にぎわいがなくなっていましたというところで、これまで多くの議員が、むつみ寮をはじめ、日原の町の中をどうしていくんだという質問があったと思います。そのような中で、ありがたい話として受け止めて、スーパーの進出ということで、地域内のスーパーが、津和野川を渡ってしまうと——これは、議長と町長とともに、日原の町筋の方々、自治会の方々とも話をして、同意を得たという経緯がありますので、これは本当にプラスの面で、進めていっていただきたいと思うんですが、一方で、寂しくなっていくという気持ち、これは正直、耐え難いものだと思っております。

そこで、この津和野町のまちづくり基本計画を、令和4年度に策定ということなんですけれども、大変申し訳ないですが、僕も記録が残っていないのですが、どういったものを策定されたのか、具体的にどのような計画なのか、御説明を頂きたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　この計画は、昨年度策定したものでございます。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、主に、土地利用計画の方針を定めたものでございまして、旧津和野エリア、日原エリアに分かれて、いろいろなゾーン分けをしたものでございます。

具体的に申し上げますと、いろいろあるんですが、これまでの策定までの経過としましたら、例えば、今、議員の御質問の日原地域におかれましては、例えば、日原小学校の6年生、それから中学1年生等のワークショップ等も開催しながら、そうした子ども達の意見を反映した中で、この土地利用計画の方針を定めております。

ただ、具体的に、御質問の中にはありますように、先ほどの御質問にもありました、例えば、本庁舎跡をどうするかですかとか、あと、むつみ寮の跡をどうするかとか、そうしたところまでは踏み込んでおりません。主には、そういうまちづくりの大きなフレームワークづくりを、今回のこの計画で定めたというふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　確認ですが、これって、我々は手元に資料か何か、説明があったり、頂いたことってありましたか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　大変申し訳ございません。議員の皆様にはまだ配付に当たっておりません。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　計画というのは、様々、大小、いろんな計画があると思うんですけども、恐らくこの土地利用の計画というのは、以前も同僚議員からも、どうなっているんだと、進捗状況はどうなんだということで、我々もちょっと待って

いたところがありまして、今回の答弁で、正直驚きました。

こういった計画があったかなと思って、僕が記憶にないのかなと思ったんですけれども、できれば、計画、小さな計画からでも構いませんので、これ町長にお願いしたいんですけども、小さな計画、大きな計画、いろいろあると思いますけれども、全協を開くまでもなく、資料だけは提供していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　そのように配慮させていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　ありがとうございます。

私も含め、同僚議員も恐らく、様々な皆様方がつくられる計画、それを基にいろんな事業が遂行されると思いますし、その計画、我々手元になければ、土台となる議論ができないと思いますので、ぜひ全課長におかれましては、御協力をお願いしたいと思いますが。

そのまちづくり計画、具体的な計画は今後ということなんですけれども、いわゆるまちの方の意見、様々あると思います。これまでの事業でも、100%町民の皆さんのが納得できるという事業は、なかなか難しいと思います。賛否が必ず出てくると思いますけれども、最大公約数、多くの方々に御理解を頂ける計画にするためには、地域の方々の生の声というのは聞く必要があると思うんですが、この具体的な計画を策定するに当たり、どういった方々が関わる予定なのかをお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　この基本計画を基に、具体的な計画に至るところについては、今からの方針とか、これから役場内でしっかりと協議することになっております。今、どなたをメンバーに入れて、どういった形で具体的な計画に落とし込むかというところまでは、まだちょっと進んでおりません。なので、また、先ほどの御指摘も頂いたところでありますが、その辺の経過は、きめ細かく伝えながら、進捗度合いを報告しながら、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 日原の町筋だけでなく、津和野町全体ということで  
すので、グラウンドデザインになるような形になると思います。当然、景観条例なん  
かも関わってくるのかなと思いますが、地域に住んでいる方々の声を反映させなけれ  
ば——当然コンサルタントが入ってくるのだろうと思いますし、なかなか町の職員の  
方だけでは、策定が難しいのは分かります。コンサルタントが入っても構いませんけ  
れども、ぜひ地域の方、住民の方の声もしっかり反映できる計画、そういうしたものに  
なっていただくことを期待したいと思います。

そういう中で、先ほど申しましたように、この話というのは、日原商工業振興会  
の方から話が出たわけなんですが、大本をたどれば、このすわろう家の運営であります。スーパーの前、はす向かいといいますか、日原の中心地に建っているわけなんですが、これも大分昔の議会のときに、このすわろう家を建てるということで議論した  
覚えがございます。あれから何年たったのかなとも思いましたけれども、長い間、あ  
そこが建って多くの方々が利用しています。特にこうした暑い時期、蒸し暑い時期、  
病院診療されて、買物を終わって、これまでスーパーの前のベンチに座っていたよ  
うな方が、クーラーが効いていて、飲み物もあって、涼しいところで一休みできる  
と、そういう環境を本当に見ておりますと、活用されているなと思うわけなんです。

令和6年度ということで、すぐにということではないんですけども、このにぎわ  
いを支援していただきてきた、日原商工業振興会の皆様からすると、このすわろう家  
が通年行なわれているんで、それから様々なイベントでいろんな支援をしてきた。そ  
ういった中で、今後、この町筋のにぎわいの支援について、町としてこの会にどのよう  
なことを期待しているのか、というのが投げかけられました。大変難しい質問ではある  
と思うんですけども、これまで様々な、夏の終わりの小さななつまつりですか、  
きてみんなの協賛ですか、いろんなところで活躍していただいております。

こういった方々に、今後どのようなところで支援を期待しているのか、町長の所見  
をお伺いしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 商工業振興会の皆様、ああして、スーパーがこちらの本庁舎  
の隣接地に移ってくるということで、より一層にぎわいがなくなっていくんじゃない

かと、非常に危機感をお持ちであろうかというふうに思っております。

我々もそういう中でも、これまでにぎわい創出拠点かわべというものを整備してまいりましたし、それから図書館についても、現存のところに新しく設置をしているというところであります。そしてまた、第二庁舎跡に、先日議会にも計画をお示しさせていただいたとおり、集会所の機能を持ったものを設置していくところでございますので、ハード整備的には、この町筋においても、整えてきたという思いを持っております。

そして同時に、スーパーがこちらのほうに移りましても、基本的には、すわろう家につきましては、先ほど申し上げた、そういう施設の利用者もおられます。そういう中で、今後も、このひとつの待合の場も含めて、すわろう家というものは残していくというふうに我々も考えているところでございます。

こうした施設の数がありましても、やはり何といつても、その施設をどう生かしていくかという、やはりその地域地域に人がおられるということが大事でございます。

特にこの日原商工業振興会の皆様は、私にとりまして、商工会青年部時代の先輩後輩という間柄の方々ばかりでございまして、そういう方々が本当に、この町筋の将来というものを、危機感を持って、そして、今踏ん張らんといかんという気持ちを持っておられるということは、我が事のように分かっているつもりでもございます。

だから、今そういうふうに頑張ろうとしている、人がおられるところへの支援というものは、我々もできることを考えていきたいというふうに思っておりますが、やはりこれは行政主導になってもいけない話だというふうに思っておりますので、今そういう熱意を持った皆様、そういう方々とどういう主体的に動いていただく中で、我々が既存の施設の活用も含めて、どういう取組をしていくのかというのは、しっかり話し合いを進めながら取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

念のために申し上げますと、私にとりましては旧津和野町地区も、これまでの商工会青年部時代に本当にいろいろと一緒に汗を流してきた、まちづくりの、そういう方々もいらっしゃって、その津和野地区の町筋についてもやはり危機感を持っていらっしゃるわけであります。こうした方々ともやはりしっかり話し合いをしながら——今

ある県の考え方に基づく拠点づくりというのは、旧町でいう津和野地域と、それから日原地域という基づいた考え方の中で、拠点づくりというものを進めているところでありますから、そういう、本当にこの時代を憂いて、危機感を持って、今頑張ろうとしておられる、私の上や下の世代、そうした人がおられますから、しっかり話し合いや連携を取りながら、支援策というものは考えてまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 私の質問が、どうしても、この日原の町筋というところでスタートしていますので、旧日原地域のほうになってしまいますが、そこは御了承いただきたいと思いますけれども……。この、今おっしゃっていただいた支援の部分というところで言いますと、やはり日原町筋の方々からすると、地域の中にあつたスーパーが、川を渡るとはいえ、ちょっと歩くにしては距離が遠い、そういう中で、自治会長の方々からは、公共交通、バスなんかが出てくれるとありがたいなというお話もあったように覚えておりますけども、地域交通については——当然日原の町だけではないんですが、必要な方へ必要な支援が大事になってくるんだと思います。全町でこれは考えていかないといけないことだと思うんですけども、社会福祉協議会が行っているようバスの買い物バスなどの交通対策の事業ですとか、そういうことを考えますと、地域包括ケアの観点から交通については考えていかないといけないと思うんですね。

今、JRのこともありますし、いろんな面から、交通については視点があると思うんですけども、ただ、この中山間地域のこの津和野町にとって、公共交通を走らせるというのは、どうしても車利用できない方ということを意識しないといけないのかなと思っております。

そこで、今回の質問については日原の町筋のことありますけれども、それも含めて、そこだけを地域公共交通、考えるわけにはいかないと思いますので、新たな地域公共交通を考える際には、ぜひ地域包括ケアの観点から、福祉との連携はできないか、このことについてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、福祉との関係性というものは、大いにこれから検討していかなければならないというふうに思っております。

本来、この商業施設というのは、スーパー経営ということを考えれば、これは民間の方々で団結してやっていただくのが一番理想であるわけでありますが、なかなか、もう、民間のほうだけでは、採算が合わないという中で、なかなか進出していただくところもなかった。そこに町が商業施設ということで投資をして、そして民間企業を受け入れてきたという経過の中ありますから、私としてはもうこの事業は福祉なんだというふうに思いながら進めてきたといったところであります。

ですので、また、令和6年にスタートした上においては、いかにこの福祉というものをスーパー経営と連携させていくのかというのを、しっかり考えていかなければならぬと思っております。

特に、場所の問題というのは非常に難しいところがありまして、場所を移転すれば、今まで歩いて行けた方々が、今度はもう歩いて行けなくなつて、買物をどういうふうに行けばいいんだという新しい課題も出てまいりますし、一方で、今度は歩いて行ける、そういう方々も出てくるという中で、本当、それぞれに課題があるというところでありますから、ただ我々としては、やはり、いろんな課題をしっかりと把握しながら、できるだけ多くの皆様に利便性が高まるような運営方法というものを取っていく必要があるかと思っております。

今回スーパーの位置も決まりましたので、今後は特にそういう心配になる、今までスーパーがあった町筋の皆様としっかりと話し合いをしていきたいというのが私の思いでございますから、今後そういう集会を持ちながら、できるだけ多くの意見をお伺いして解決をすることになっていきたいと思っています。

併せて福祉という面においては、現在社協さんがやっておられる配食サービス等もございます。そういうものも含めて、この商業施設が生かすことができないだろうかとか、そういう面分も同時に検討していく必要があるかと思っておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 以前の津和野町の小学生子ども議会学習会で、我々

議員は小学校に訪れることがあるんですけれども、木部小学校においても津和野小学校においても、木部小学校はバス、タクシーのことですとか、あとは津和野小学校においてはバス停を造ってくれたことだとか、そういったことを、私は全然何も汗をかいていないんですけども、議員の皆さん、ありがとうございますと、高齢者の方もそうですし、子ども達にとっても、この公共交通というのはすごく気にしているんだなということがありますので、いろんなところで声を聴いていただいて、福祉の部分で利活用できればと思っております。

それと、今、町長も町筋の方々と話合いをしたいということも出てきたんですけども、先ほど答弁にありました、山村開発センターの代替施設、集会所になるんでしようけれども、そういったものが、今、いわゆる第2庁舎跡に検討されております。代替施設の建設というのは、住民の方から強く要望されていると同時に、町全体で見ますと、文化ホールの建設というのも、一つの町民の皆さんのが抱いている夢だと思っております。中には、建てるなという人もいらっしゃると思いますけれども、当然、山村開発センターの後には、町民センターの改修というのも始まってきます。いわゆる津和野町のシンボルといいますか、人が集まる、そういった建物になってくるわけなので、多くの方々が強い思いをお持ちだと思うんです。

今後、この建設について検討していくと思うんですけども、これも、やはりよりよいものを造っていくために、様々な声があると思います。そういった声を、最大公約数でなるべく多くの方々ができるよかったですなど、例えば体育館のようなものなのか、座席があるホールのようなものがいいのか、人によってはどっちがいいというのは、本当に決められないようなものもありますし、そんな大きなものは必要ないという方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、造ると決めた以上は、何が何でも皆さんの声を聴いて、なるべくよりよいものを造っていただきたい、多角的な町民の声を反映できたものを造っていただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　教育長。

○教育長（岩本　要二君）　議員のほうからいろいろ御意見を頂きまして、ありがとうございます。

日原の山村開設センターの代替施設ということで、この6月議会にも予算のほうを上程させていただいております。まずは、先般の全員協議会の中でも御説明させていただきましたけども、そういった設計部分といいますか、そういったものにまずは着手をしていきたいというふうに考えております。その設計の進捗状況に応じまして、今、議員がおっしゃいましたように、町民の皆様方に、ま、ある程度のたたき台がないと、いろいろ話も説明できませんので、そういった状況を見ながら、そういった場の設定をしていきたいというふうに考えております。

また、津和野地域の町民センターにおきましても、同じように今後、改修整備を行っていきますけども、これにつきましても同じような形で、そういった場の設定は作っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　今回の質問は、日原の町筋ということでありますけれども、様々な場面で町民の方々の声を聴いていただいて——人口減少というのは、これはなかなか簡単に止まることはできないと思いますけれども、せめて、人がそこに住んでいる以上はにぎわい、これをできるだけ多く創出していただければと思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。医療従事者的人材確保であります。

先般の議会の質問では、介護サービスについての人材について質問させていただきましたが、今回は、この医療従事者についてであります。

津和野町は、人口が減少しておりながらも、要介護者及び要支援者の数は横ばいで推移しております。今後の見込みにおいても、その状況は変わるものはありません。

医療と介護の連携はもとより、医療・介護サービスの維持は自治体としての責務であると考えております。

前回は、当町における外国人技能実習制度の質問をさせていただきましたが、医療サービスについても、サービスを提供していただける人材の確保は、津和野町として喫緊の課題であり、重要であると考えます。

そこで、まず、津和野町における医師確保等の現状はいかがでしょうか。

2つ目に、町営の病院や診療所、介護老人保健施設の運営に当たり、一般会計からの繰入金による補填が行われておりますが、過去3か年の推移とその内訳についてお尋ねいたします。

次に、令和4年度に処遇改善分として約8,000万円が予算計上されております。その処遇改善の状況についてお尋ねをいたします。

次に、病院事業については、病床数により地方交付税措置がされておりますが、その現状についてお尋ねをいたします。

最後に、医療従事者の確保について、町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、医療従事者的人材確保についてお答えさせていただきます。

まず、医師につきましては、島根県及び島根大学に派遣要望を行い、派遣をしていただいているのが現状であります。

令和5年度は、島根県より自治医科大学卒業医師3名、町奨学金貸与医師1名の計4名の医師を派遣していただいており、医療法人橘井堂全体では、常勤医8名が勤務しております。

2つの御質問でございます。病院事業会計、診療所特別会計及び介護老人保健施設事業特別会計への一般会計からの繰入金につきまして、過去3か年の推移は、平成31年度は病院事業へ1億5,737万1,558円、介護老人保健施設事業へ3,960万5,000円の合計で1億9,697万6,558円、令和2年度は病院事業へ1億3,816万5,011円、介護老人保健施設事業へ239万9,000円の合計で1億4,056万4,011円、令和3年度は病院事業へ1億3,075万1,944円、介護老人保健施設事業へ817万2,000円の合計で1億3,892万3,944円となっております。なお、繰入金の使途につきましては、主に赤字補填となっております。その他病院事業につきましては、企業債元利償還金の2分の1、減価償却費、病院事業会計に属する職員の給与費、機器等修繕料となっております。

3つの御質問でございます。橘井堂の処遇改善については、令和2年度に扶養手当及び令和3年度に住居手当の改善、令和4年度に給与、賞与及び退職金制度の改善

を行っております。処遇改善後の状況について橘井堂に確認しましたところ、具体的な成果はまだ感じられないということでございました。

職員の採用状況につきましては、令和4年度中の採用が正規職員9名に対し、退職がパート職員を含めて11名となっております。

また、令和5年度においては、新規採用職員として正規職員6名の採用を行っておりますが、応募があり、採用通知は出したものの、処遇を理由として辞退された方も数名おられたと伺っております。

令和4年度からの処遇改善については、益田日赤を参考として行っておりますが、財源の関係から年代別に一定額の減額を行っております。そのため、中途での転職等を考えた場合、他医療機関との比較において、辞退につながる一つの要因になっているのではないかと、橘井堂として推察されております。

4つ目の御質問ですが、地方交付税につきましては、病院の規模及び病床数により交付税単位額が決められており、不採算地区病院で、かつ病床数が100床未満の津和野共存病院においては、平成31年度が普通交付税として3,725万円、特別交付税として7,590万1,000円の、合計1億1,315万1,000円、令和2年度が普通交付税として3,675万円、特別交付税として8,798万8,000円の、合計1億2,473万8,000円、令和3年度が普通交付税として3,634万5,000円、特別交付税として1億1,440万4,000円の、合計1億5,074万9,000円となっております。

5つ目の御質問ですが、医師、看護師をはじめとした専門職等の医療従事者は、地域医療の存続に必要不可欠な存在であり、町民に安定した医療を提供するためには、医療従事者の招聘と併せて、継続して勤務していただくことは重要であると認識しております。

橘井堂に確認をしましたところ、令和4年度末で正規職員として、看護師8名、准看護師4名、介護福祉士8名、臨床検査技師1名等が不足しており、パート職員や部署間応援等により対応していると伺っております。

医療従事者の募集については、町としましても、橘井堂と共同し、橘井堂のホームページや折り込みチラシ等の媒体を使用しての周知、また近隣県の学校等を直接訪問

しての看護師及び医療技術者への就学資金貸与事業の説明や、医療従事者住宅の整備などを就職担当者にPRする活動を行っております。

また、津和野町出身医師や紹介医師への面談等を行い、独自の医師招聘の取組も行っております。

また、医師、看護師等の招聘、定着化を進めるためには、医療従事者の働きやすい職場環境と住みやすい生活環境を整備していくことも重要だと考えておりますので、橋井堂と相談し、更なる環境整備に努めてまいりたいと考えます。

以上のように大変厳しい状況ではありますが、引き続き、医療従事者の招聘について取り組んでまいります。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　では、再質問させていただきます。

先ほど、令和5年度の医師数ですが、島根県より3名、奨学金貸与の医師が1名の計4名の医師を派遣していただいている中で、常勤医が8名という御説明がありましたが、この3名、1名の派遣されているお医者さんと、それと常勤医を含めて8名、これを今後もずっとこの8名体制でいけるという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　先ほど町長からの答弁もありましたとおり、現在、常勤医8名体制となっておりますが、この人数につきましては、あくまでも今年度限りのものであって、固定化されたものでございませんので、今後、人数についてはどう変動するかについては分かりません。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　この8名ではないということになりますと、町民の方からすると、いつお医者さんが少なくなるか、多くなるかという不安、町民の方もそうですし、勤めていらっしゃる方もそうだと思います。そうすると——町長もよくいろいろ県のほうに行かれたりとか、橋井堂のほうにも行かれていると思うんですけども、毎年、要望調査——要望を行って、医局ですか県とか、そういういたところから派遣していただく、毎年それをやらなければ、お医者さんが来ていただけないと

いう状況に変わりはないんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君） 医師の招聘につきましては、先ほど申しましたとおり固定化はされておりません。通常でございましたら、津和野共存病院の院長名で要望することになっていますので、まず、自治医科大学の卒業医師の義務年限内医師の派遣につきましては、島根県の医療審議会において、また、島根大学医学部附属病院においては、医師派遣等検討委員会というのがございまして、そちらの方で、その自治体にどれだけの人数を派遣していただくかが決定されるというところになっておりますので、毎年毎年、こちらのほうから要望を上げて、その人数を確保していくといったところになってくると思います。

○議長（草田　吉丸君） 川田議員。

○議員（11番　川田　剛君） よく、救急告知の復活という話がありますが、そのときに医師の確保が、あと数名足りないんだということで、まだ津和野共存病院は救急告知が再開されておりません。

先般、春にですね、飯島副院長が、吉賀町の新たな医療法人のカタクリ会の理事長に就任されるというのが報道されました。就任されるということで、多くの方が飯島先生はもう吉賀町のほうに行かれのかというふうに、思われたと思うんですけども、飯島副院長がカタクリ会の理事長に就任されたことで、津和野共存病院の運営上に問題は発生しないのか、そのことを確認させてください。

○議長（草田　吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君） 御質問にありますとおり、飯島副院長が吉賀町に新たな予定であります新医療法人カタクリ会の理事長に就任されております。併せて、新しい医療法人カタクリ会が運営いたします診療所、訪問診療を主なものとしますが、そちらのほうの院長になるとお伺いしております。

現在、飯島副院長につきましては、医療法人橘井堂と契約の中では、週に32時間から40時間の勤務という形になっております。

今後の予定でありますけども、カタクリ会が運営します診療所の訪問診療につきましては、月2日程度の診療ということをお伺いしております、津和野共存病院の外

来の診療とか、巡回診療を行っておりますが、そちらには全く影響が及ばないという  
のは確認しております。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 医師数というのは本当、非常に敏感なところですの  
で、ぜひ、飯島先生、大変だと思いますけれども、今後も頑張っていただきたい。そ  
れと、橋井堂にも町にも、ぜひ医師の確保、これに邁進していただければと思います。

それと、繰入金の話なんですけども、先ほど、赤字補填になっているということな  
んですが、私が持っている令和3年度の資料、決算状況によりますと、経常収益が  
1,247万1,000円、純損益、これがプラスの1,288万8,000円というこ  
となんんですけども、赤字補填と回答されました、橋井堂の収支はどのようになっ  
ているのか、それと、他自治体病院への繰入額はどれぐらいか、もし資料がありました  
ら、他自治体病院への繰入額もお知らせいただければと思いますが。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） まずは、橋井堂の収支につきましてでございますが、  
令和4年度の実績で説明させていただきますと、医療法人橋井堂の津和野共存病院、  
また、老健せせらぎ等ございますけども、病床稼働率等については、その他類似自治  
体、類似病院と比較しても、良好な数字で現在経営をされているといったところで、  
収益につきましては、今のところ予想以上のものがあったといったところになっ  
てます。

ただ、訪問看護ステーションせきせいにつきましては、人員の関係から、現在、み  
なし看護ステーションとなっていますので、訪問看護ステーションにつきましては、  
収益が落ち込んでいるといったところになっております。

それと、2つ目の質問でございますけども、繰入金の関係なんですが、繰入金につ  
いては、それぞれの自治体とそれぞれの病院との間で、例えば経営形態が違ったり、  
病床数が違ったり、あと、診療科というのも大幅に違ってくると思います。そうした  
中で、例えば、飯南病院とか邑智病院とかと、津和野共存病院を単純に比較すること  
はできないと思います。

ですが、例えば比較する材料としまして、病床数というのがありますので、ベッド

数が大体同じような病院ではどうかといったところになると思うんですけども、県内の自治体病院のうち、町村が運営に関わっている病院が6つございますけども、そのうち、津和野共存病院が49床というところで、現在運営をしておりますが、飯南病院が48床というのがございますし、あと、隠岐の広域連合がやっております隠岐島前病院が44床といったところがございますので、仮に、その2つの病院と比較してみますと、48床の飯南病院が、3か年平均で約1年当たり3億4,500万円余り、44床の隠岐島前病院が平均で3億3,000万円となっております。

先ほど申しましたとおり、形態が全く違いますので、一概にイコールといったところは難しいかもしれませんし、この2つの病院につきましては、救急医療もやっておりますので、そうしたところも加味しないといけないかなとは思っています。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　ありがとうございます。

確かに、資料、私もちよと調べたんですけども、確かに、病院の収入とか配置数がものすごく規模が違ったり、組織が違いますので、一概には言えませんけれども、大体3億円程度、3億円ぐらいですかね、大きいところになると、もっとそれ以上の、4億円ですか、6億円ですか、繰入金を一般財源から入れているようなところもあるようです。

ただ、一概には比べられないというのはそのとおりだと思うんですが、一方で、先ほど令和4年度で処遇改善をやっていますが、津和野町はまだ決算前ではありますけれども、令和4年度の病院事業会計の繰入金の総額、それと令和4年度の交付税、普通交付税、どれくらいになるのか、見込みで構いませんので、お願ひいたします。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　令和4年度での繰入金なんんですけども、まず、収益的収入としまして1億1,925万1,418円、資本的収入としまして1,948万9,674円の、合計で1億3,874万1,092円となっております。

令和4年度の交付税でございますけども、概算ですけども、普通交付税としまして3,528万円、特別交付税としまして1億1,031万2,000円となっておりま

す。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） ありがとうございます。

処遇改善のところなんですが、益田日赤を参考にされたということで、木谷院長の御尽力、御協力もあって、いろいろと橋井堂に対して、ものすごくやっていただいてますが、益田日赤との差ですとか、それと一番気になるのが、近隣の病院ですね、自治体病院とはいわず、資格を持った方々というのは、自治体病院であろうが、民間病院であろうが、あまり関係ないと思うんですが、そういったときに、近隣の病院、そういったところの処遇、その差というのはどうなのか。まず、益田日赤を参考にされたということですので、益田日赤の数字は求めませんけれども、益田日赤との差は、はるかに大きいのか、大きいのか、あまり変わらないとか、そういった形で構いませんので、お尋ねしたいのと、近隣の病院との処遇の違い、分かれば、お尋ねしたいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水 浩志君） 津和野共存病院を含めた、医療法人橋井堂の処遇改善につきましては、先ほど議員のほうからの御質問ありましたとおり、益田日赤を参考にしながら処遇改善を行っております。

ただ、以前から御説明をしましたとおり、財源の関係から、全ての年代において、同じ処遇改善を行うといったところができなかつた関係で、若年層を優遇しながら、高齢者に行くに従って益田日赤との差が大きくなってくるというような形で、処遇改善を行っておりますので、大きいか小さいかと言われたときには、若年層であればほぼ同じなんですけども、高齢者に行くに従って大きくなっているといった御説明しかできませんが、よろしいでしょうか。

それと、もう1点目、近隣の病院の関係なんですけども、先ほど申しましたとおり、この近辺、自治体病院は、公設公営の病院になっております。そうすると、全ての病院においては、その自治体の職員と同じ給与体系と、処遇を持っているという形になつておりますので、そうした場合には、その共存病院と比較した場合には、我々自治

体職員と、津和野共存病院の職員を比較すると、同じような形で、ある程度の差が出ているといったのは、事実だと思います。

それと、あと、民間の病院が、いろいろとありますけども、民間の病院につきましては、処遇改善の実施状況というのをちょっと調べておりませんので、その部分については、お答えできないということです。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　これまでの質問の中でも、何が言いたいかというところになってくるんですが、吉賀町にも新たな医療法人が設立されるということです。新たな医療法人の処遇によっては、どうなるかまだ分かりませんけれども、そちらに医療従事者の方が流れていくかもしれない。

先般、共存病院の職員の方に聞きました。今、課長が答弁されたようなこともあるそうですし、一方で、介護職のほうが処遇がいいことがあると。

医療従事者とすれば、この同じ圏域内の処遇は同じにしてもらって、人材的な派遣・交流ができるぐらいの処遇であれば、圏域で医療を守れるんだと、そういう話もお伺いしました。

津和野町における病院事業の繰入金もお尋ねしましたけれども、他自治体と比較しても、単純比較はできないということですが、3億円ですか、津和野町が、大体繰入金が1億9,000万円が平成31年です。令和2年が1億4,000万円、令和3年が1億3,000万円、で、今お聞きしました、令和4年度が大体1億3,000万円になるんですが、それぐらいの金額です。交付税がどうかといいますと、対して平成31年度が繰入金1億9,000万円に対して交付税が1億1,000万円、令和2年度が1億4,000万円に対して交付税が1億2,000万円、令和3年が1億3,000万円に対して1億5,000万円の交付税、令和4年度が1億3,000万円に対して、令和4年度も大体1億3,800万円ということで、大体、交付税の範囲内であると思っております。

中途での転職等を考えた場合、他医療機関との比較において、辞退につながるという答弁もありましたけれども、これまでの財政状況が厳しいということは、大変理解はしております。

しかし、今、課長がおっしゃられたように、処遇改善しながらも、一方で格差が広がっていく、そうしていくことによって、医療従事者がほかの病院に流れていく——関連すればまだいいですけれども、関連しないところに流れていきますと、医療機関、津和野町の医療を守るのは、やはり自治体の責務であると、私が最初に申し上げましたが、これは間違いないと思います。

ぜひとも、これ、町長に最後にお伺いしたいんですけども、財源が厳しいことは十分理解できますけども、更なる処遇改善の支援を行うべきだと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　御指摘を頂いていることは、大変ごもっともだと思っておりまして、やはり病院経営、運営ということを考えましたら、医師の確保も大変ごとでございますけれども、やはり医療のスタッフの確保、これがしっかりとできないと、永続的な運営にならないということになりますし、特に若手から中堅のいま職員を増やしていくということが、また将来的な観点からも大切だというところであります。

そういう観点から、このたびも処遇改善というものを行ってきたわけでございます。まだそれでも他の病院との格差があるということありますから、そこは町としてもしっかり受け止めながら、解決策を橘井堂とともに導き出していかなければならぬと思っております。

ただ、病院の事業会計ということだけを言いますと、先ほど交付税と繰出金の関係というのは、議員御指摘のとおりであり、また回答させていただいたとおりであります。あくまでも、橘井堂全体の処遇改善ということにもつながってまいりますので、看護師のみならず介護士のほうまで、一緒に待遇改善を考えていくということになると、今度は老人保健施設の事業の方にも関わってくるというところに、町の財政的ですね、どういうふうに財源を捻出していくのかということも関わってくるわけになりますから、そういう面から、また橘井堂とも今後もしっかりと協議をして、よりよい解決方法を見出していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、併せて先ほどの地方交付税の話でありますけれども、これはありがたいことに、令和2年度に一つ、交付税に関わる地方財政措置の制度の創設を頂いたとい

うところと、それから、令和3年度、令和5年度につきましても、この交付税をはじめとした地方財政措置、特に経営条件の厳しい地域に所在する公立病院の地方財政措置の拡充ということで、総務省からそういう改善を図っていただいておりますので、交付税の増にもつながっているといったところでございます。

このコロナ問題が始まりましたときに、私もその総務省に、町村会を代表して、交付税等の要望、ワクチン接種の要望、そうしたところで総務省に参りまして、いろんな訴えをしてきたわけですが、そのときに総務省の皆様から逆質問を受けたというは、ワクチン接種の特に体制について、島根県、津和野町のこともよく知っておられて、非常に体制が早いということで、総務省からその理由は何でしょうかということも尋ねられてこられたということあります。

そのときに私が申し上げたのは、津和野町の場合は、こうして公立病院が非常に主体的に取り組んでいただいて、しっかりと連携をしたことが、ワクチン接種体制を、全国の中でも非常にスムーズに、早く構築できた大きな要因ですということを申し上げてきたわけであります。そこに総務省が、全国の公立病院が存在する意義というものを分かっていただいた一つの一端でもあるかと思っております。

当然、私がその発言をしたから、地方交付税等の財政措置の拡充にイコールでつながったというふうに、うぬぼれではおりませんけれども、ただ、今後とも私は私の立場の中で、この公立病院が地域に存在をし、そして果たしている意義というものが、非常に経営は厳しいけれども大切だ。そのためにも、地方交付税等の拡充の、あるいは新しい制度の創設、そうしたものは、令和6年度以降においても、維持されていくように、あるいは拡充されていくように、しっかりと声も上げていきたいというふうに思っておりますし、そのことがまた、ひいては職員の確保の対応改善にもつながっていく財源の確保にもつながるというふうにも感じておるところでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

一言——言葉足らずになってはいけませんので。

ただ、こうした、今、経営改善が、共存病院中心に大変進んできているところであります。これは、やはり、橘井堂の皆様方の様々な御苦労の中で、ようやくこの経営が非常によくなってきて、また体制の強化にもつながっているといったところであり

ます。

長くなつてはいけませんが。

先ほど毎年県にも医師確保のお願いを行つてゐるということではあります、これは、単に、人が足りないから来てくださいというお願いだけではなくて、行けば橘井堂のほうからも、津和野町の今後の医療の在り方というものを、県のほうにしっかり説明を頂いて、ビジョンを説明していただいているというところであります。

それと併せて、益田日赤との連携による、今、若手医師を共存病院と一緒にになって、育つていただきための研修体制というのも、今、我々はやつてゐるんだということも、橘井堂を通して——一緒に行つてもらひますので、島根県のほうにも訴えていただいているところです。

ですから、そういう中で、やはり県のほうにおかれても、今、津和野の医療というのが、若手医師も安心して送れる、そのような考え方の中に、こうした医師派遣にもつながつてゐるといったところでもあります。そのことは少しお伝えさせていただきたいとともに、そういう意味で、改めてになりますが、橘井堂さんの大変な御努力で、今、医療は少しづつよくなりつつあるということは、この場でお伝えさせていただきたいというふうに思つております。そして、町長としても、非常に橘井堂の御努力に深く感謝をしているといったところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　津和野共存病院ですか、介護老人保健施設、訪問看護ステーション、こういったところは、津和野町民にとっては、この地域で生きていく上では、もう欠かせない病院になってきておりますので、ここを維持していく、これは橘井堂さんの使命でもありますし、また、町としての責務でもあると思っておりますので、処遇改善の具体的成果を感じられないという回答がございましたけれども、今後、成果が出るにはどうしたらいいか、協議、検討していただいて、医療従事者確保に努めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、11番、川田剛議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田 吉丸君） ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いで、一般質問を続けます。

発言順序4、4番、米澤宕文議員。

○議員（4番 米澤 宕文君） 議席番号4番、米澤宕文でございます。通告に従い、質問をいたします。

津和野町が住みやすく、お体の不自由な方や高齢者に優しく、そして、観光振興のため、次の質問をいたします。

JR山口線の存続対策についてであります。

JR西日本が、令和4年12月に、利用者が極めて少ないローカル線17路線30区間の収支状況を発表しました。営業赤字ベスト8の中に、山口線の宮野～津和野間が入っております。

まず、営業赤字1位、山陰線出雲～益田間、営業赤字35億円、2位、紀勢線新宮～白浜間、営業赤字29億5,000万円、3位、関西線亀山～加茂間、4位、小浜線敦賀～東舞鶴間、5位、大糸線南小谷～糸魚川間。6位、山口線宮野～津和野間で、営業赤字が9億3,000万円となっております。7位、木次線出雲横田～備後落合間、8位、芸備線東城～備後落合間であります。

この中で、誠によくないことありますが、山口線の宮野～津和野間はベスト6に入っております。

山口線の津和野～益田間、宮野～新山口間は、通学・通勤者が結構あるため、これから免れていますと思われます。

平成25年7月、山口、島根激甚災害で、山口線が4年2か月の間不通となり、SLや客車の運休で観光や商業、生活面に大きな被害を受け、打撃を受け、山口線のありがたさ、大切さを、町民の方もしっかり感じられたと思っております。

山口線の廃線を阻止し、利用拡大の手段として、次のことを質問します。

1つ目に、JR山口線利用町民の津和野駅駐車場料金の無料化であります。

津和野駅の駐車場料金は、朝5時から20時の15時間で500円、これは1回で500円あります。20時から朝の5時までの間、9時間ですが、これで300円、2泊3日出れば多分1,600円ぐらいになると思いますが、JR益田駅近くの駐車場は、1日330円、新山口駅周辺では、500円あります。益田、山口双方とも、駐車時から24時間の料金あります。

2番目に、車いすや老人対策で跨線橋にエレベーターの設置、もしくは1番ホームと2番ホームを結ぶ職員連絡通路の使用。このことにつきましては、過去、私も、また、同僚議員も質問しておりますが、町民の方から今でも聞かれますので、質問をいたします。

3番目として、安野美術館入館者の津和野駅駐車場料金は、安野美術館に入館すれば無料と聞いておりましたが、これを示す表示も何もどこにもありません。安野美術館の入館者を増やすためにも、この表示は必要と考えます。

また、津和野駅の駐車場料金表、小さ過ぎます。そして、ゲートのすぐ前に、ゲートにありますので、なかなか小さくて見る暇もありませんが、出るときに恐らく駐車場料金でたまげるようなことであると思いますが……。

以上、この3点を質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、米澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

JR山口線存続対策についてでございます。

現在、町営津和野駅前駐車場の料金は、主に殿町通り付近の駐車場事業者の民業圧迫とならないように、駐車料金を設定しております。

また、町では、山口線利用促進対策として、パークアンドライド制度を導入し、津和野駅にて益田方面は益田駅以降、山口方面であれば山口駅以降の往復切符を御購入の方であれば、駐車場の無料券を津和野駅にて交付しているところです。

議員御質問のJR山口線利用町民の駅駐車場無料化については、その必要性を認識しているものの、同時に貴重な自主財源であることから、取扱いは慎重に進める必要があります。

一方で、JR山口線利用促進の観点から、財政担当と協議を行い、民間駐車場事業者との料金バランス等を考慮した上で、料金体系やJR利用時の無料化の検討を行つてまいりたいと考えます。

2つ目の御質問ですが、議員御指摘のとおり、エレベーター設置につきましては、JR西日本と隨時協議をしてまいりました。併せて、島根県を通して要望も行っているところではございますが、その実現は非常に厳しい現状でございます。

職員連絡通路の使用につきましては、列車通過前、乗降客の線路の横断について、隨時津和野町として見守り役となる補助者を配置して、安全確保を行いながら実施できなかいかという案も提示してみましたが、線路横断は安全上認められないとのことでございます。

現在、車いす等を利用される乗降客については、JR西日本の社員が介助することで横断が可能となっているとのことです。

一方で、乗降客の方の中で、特にキャリーケースをお持ちの方や、高齢の方等から、跨線橋について、非常に不便であるとの御意見を頂いております。

それらを踏まえまして、今後も引き続きJR西日本と協議を行つていきたいと考えます。

その他の御質問でございますが、安野光雅美術館入館者については、美術館のホームページにて周知を行い、美術館窓口にて、駐車場の利用の有無を確認し、無料チケットを配付しております。

また、駅前駐車場の料金表示につきましては、今後より見やすくなるよう対応を検討してまいります。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　御答弁の中で、殿町の民間駐車場の問題があると言われましたが、町営駅前駐車場と殿町とは、客層が全く違うと思っております、私は。

駅前に止められるのは主に、SL見学の方が主じやないかと思っております。殿町につきましては、やはり殿町の歴史的風致、また、鯉の観賞とか、そういう方が多くおられると思え、津和野町の観光振興のために、殿町駐車場の経営者の方にも御理解を頂くよう努めていただきたいと思っております。これが1点、質問であります。

そして、津和野町のこの複雑な料金体系、2段階に分かれております。これ、機械のことですので、恐らく朝5時までに取りに行かんかったら、1分遅れてもぽんと500円上がると思います。誠にすごい、厳しい料金体制であります。これを15時から24時間、山口・益田がやっておりますように、このような体系にならないものでしょうか。

3つ目に、私は数年前、JR利用のため、料金表を見ないでこの町営駐車場に駐車し、大阪へ2泊3日で、行き、帰りました。そのときに出るときに、多分2,000円近く駐車場料金かかったので、これできっぱり止めておりません。しかし、このパークアンドライド制度は知りませんでした。まあ、このときにそれがあったかどうかは分かりませんが、この3月にも大阪に2人で行ってきました。この制度を知らなかつたので、津和野駅で新山口から大阪までの往復切符を買いました。

津和野駅で買えば、津和野駅の実績になると、この売上げが、と聞いておりますので、私が大阪またはちょっと遠くへ出るときは、必ず津和野で切符を買って山口線に貢献したいと思ってこれまでも買っております。

このパークアンドライド制度、これは知らない方がほとんどじゃないかと思っております。やはりこれは広報つわのとかいろんな広報媒体で掲載して、町民の方にお知らせして、山口線利用の促進するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀　重樹君）　まず1点目の御質問でございます。

駅前駐車場の料金設定のところで、殿町通り付近の駐車場の営まれる業者様等に配慮したところで、場所的に町の中心にある料金とそれから離れたところの料金が一緒というのはどうかというところの御質問だったろうと思います。

確かに、町の観光名所といわれる部分に近いところは、殿町通り付近ですね、集中しております。ただ、回遊というところを考えますと、まず駅に車を泊めていただきまして、それから本町——殿町のほうですね——回遊して、さらには稻成神社のほうに詣でていただくと、そういう観点からではどちらが高いとか安いとかというところを考えますと、同じような気持ちではございます。

そうしたことから、今まで地元の業者様と話している中で、料金については同じ

にしたほうがいいだろうということで、今に至つておるということでございます。

駅前駐車場については、以前から、かなり昔なんんですけど、この金額で運営をさせていただいています。

ただ、今後については、おっしゃられるようにお話をしながら料金の体系等を考えてもいいのかなというふうな気持ちではございます。

それと、2番目の御質問についてなんですけど、料金体系が複雑ということで、分かりにくくいということでございます。

午前5時から午後8時までが1回につき500円、午後8時から翌朝の5時までが300円ということで、2段階の料金体系に設定させていただいております。

これも以前から、こういった体系で運営させていただいているところなんですけど、料金的に、1泊2日でずっと泊められている方は、御指摘のように500円、300円、また500円かかって1,300円、その次にはまた300円かかって1,600円かかると、先ほどありましたように2泊3日で1,600円ぐらいかかるてくるということがありますので、これは今、機械のほうで自動で設定をさせていただいておるんですけど、それが、ま、変更ができればそういう道も考えていきたいとは思いますけど、実際に設定を変更する場合、予算も伴うかと思います。そちらのほうも考えながら、一遍検討をさせてもらえたらいふうに思います。

それと、3番目の御質問でございます。パークアンドライドがなかなか知られていないんじゃないいかということでございます。

これは、益田方面だと、益田までの以上の往復切符を買えば、その駐車券とその切符を提示していただければ無料になる。山口県方面ですと、山口駅以上の往復券を購入していただければ、駐車料金が無料になるという制度でございます。平成29年の4月から始まっております。

それから、観光協会のほうも、昨年駅のほうがリニューアルしましたんで、そちらのほうでお客様には御案内をさせていただいているところでございますが、議員がおっしゃられるように、広報等の宣伝が十分であったかと申されますと、果たしてそうであったかどうか疑問になりますんで、今後、改めてホームページ、広報等で宣伝をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） パークアンドライド制度は、非常にいい制度と思っております。山口線利用促進、皆さん高齢化になります。なかなか、山口・益田、運転するよりは、駐車場料金がただになれば、往復を買って利用される方も結構おられるんではないかと思います。

いろんな告知方法をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、車いすや老人対策ということで、このことに、エレベーター設置につきましては、これも何人かの議員の方が聞かれておりますが、多額の費用が必要となります。現段階では現実的ではないと思います。

しかし、職員連絡通路の使用許可があれば、既にバリアフリーの状態であり、車いすや高齢者の方のためにも、町長自らがJR西日本本社へ訪問していただき、山口線促進並びに利用促進ですね、並びに高齢者対策、また、観光振興等のための説明をしていただき、協議していただけないものかと思います。

ただ、今までこのいろいろ介護者つきの要望もされておられますが、やっぱり町のトップであります町長が直接出向いて要望または説明等されれば、これは重みが全然違うと思いますが、町長、いかがでしょうか。なかなか忙しい中大変でしょうが。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） このエレベーターの設置も含め、職員連絡通路の使用ということ、様々な考え方というものは、これまでJR西日本に対しましても、私自身は特に山口の事業所のほうに何度か赴いて、そういう解決に向けてのいろいろ話し合いもしてきたという経過がございます。

ただ、JRの本社というのは、今までやったことがありません。やったことがないと言いながら、正確に申しますと平成25年豪雨災害のときに、早期の復旧ということで、これは島根県知事にも行っていただいて、私も一緒に同席をさせていただいたと、そういう経過があるのは事実でございます。

そうした中で、なかなか、その、町長といえどもJR西日本の社長に直になかなかお話しするというのは、正直、今まで山口事業所との協議の中で、そこまで行くのは

難しいという今判断もしているところでありますから、このことにつきましては、また粘り強く関係機関とも協議を続けながら、そして、そういう機が熟したときに、まずは広島支社の支社長というふうにも段階があるというふうに私自身は感じておるところでございまして、一足飛びで本社社長へというのは、なかなか単独の行動としては難しいというところであります。

ただ、先日も町並み保存会の会に呼ばれまして、そこで町政座談会を行いました。そのときの中でもこの跨線橋の問題というのは、当時出席されておりました方から御指摘も頂いておるところであります。そのときにもこれまでの取組の事情もお話をしたところでございます。私としても、津和野駅はきれいになりましたけれども、この跨線橋のところの問題が解決できない状況というのは非常に残念に思っているのも当然のことですから、今後も引き続いて何とか解決できる方法をまた見出してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 職員連絡通路につきましては、似たような事例が日原駅で実施されております。これは、改札口の1番線ホームから、向かいの2番線ホームへ、誰の介助も監視もなく渡っております。

そして、これまで事故というのはまだ聞いたことがないんですが、恐らく今までないんではないかと。したがって、難色を示されではおりますが、こういう事例もありますので解決できる道もあるのではないかと思っておりますが、その日原駅の職員通路ではないですが、ここを渡って2番線ホームに、線路を渡って2番線ホームに行かれるという、その理由、もし分かれば、その根拠といいますか、で、津和野はだめだと、日原はいいよと、お互い駅員がおらないところですが、そういう根拠は何かあるのかな……。分かればいいですが。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 日原駅の跨線橋がない駅ですかね、こちらのほうで職員連絡通路を使ってお客様が渡られている、そのあたりのことについてでございますが、JR側と跨線橋のこの問題について協議する中で、その事例も併せて御紹介しながらJRさん側と話し合ってまいりました。

JR側の御説明によりますと、日原駅につきましては、もともと跨線橋がないという現実がございます。職員連絡通路を使わないとホームを渡れないというところで、しょうがないというところがあつて、それをしないとお客様が駅から出れないという構造になっておりますので、そうせざるを得ないという状況の説明でございました。

津和野につきましては、跨線橋があるということなので、連絡通路は使わずに跨線橋のほうを使ってほしいということでお話がずっとされてきております。そういう理由で、日原駅につきましては跨線橋が利用できる、津和野駅については跨線橋が利用できないという現実に至っております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　理由はほぼ分かりましたが、やはり、高齢者対策、体の不自由な方のためにも、職員連絡通路の使用を、許可といいますか、使用を可能にしていただきたいと思います。

次に、津和野駅改札手前に車いす対応表示というのが、小さい表示がしてあります。この表示内容は、乗降時のお手伝い、車いす対応ということで、このことは先ほどの答弁にもありました。私が聞いたのが新山口から、もしくは山口駅、駅の職員がいるところから連絡をしてもらえば、津和野駅へ乗る手伝いをします。恐らく下を通りるのはオーケーだと、職員がやれば。で、帰りも時間が分かれれば山口駅か、もしくは新山口から職員が来て、それを渡してくれると聞いております。

その間、職員の方々をこちらで何かをしておられると、青原でも使われた方がおるとは聞いております。

やはり、これは山口駅から2人の職員、駅長と職員の方2人来ていろいろ手伝ってくれて、線路を渡してくれた。帰りも連絡してあるので、帰りまで近くの草刈りかな、草取りをして待っておられたそうです。大変な仕事ですが、このような制度となっておると聞いております。

このことも町民の方ほとんど知らないと思いますが、やはり、パークアンドライド制度と併せて、このように、乗り降りして補助してくれる制度があると、皆さんにやはりお知らせしたほうが山口線の利用促進にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 車いす使用されている方のJR線の利用の広報の促進ということでございます。

車いすを利用されている方は、跨線橋を渡るのが非常に難しくなりますので、職員連絡通路を、JRの職員の方にあらかじめ電話をしていただいて、その職員の方が新山口駅もしくは山口駅のほうから津和野駅に来られて、その方達が介助をして線路を渡られるという、そういう形で御利用していただいているところです。

ただ、この利用の仕方というのは、あらかじめ連絡が要ったり、職員が来られるまでに時間がかかったりということで、大変な不便をかけているというふうに認識しているところでございます。

ただ、安全上の理由から、JRのほうから、役場の職員とか観光協会の職員が、ホーム内でお客様の体に触れる、触って介助されるということは、安全上の理由から固く禁止されているという現実がございます。

そういうこともございまして、こういう形になっているところでございますが、この部分についてまだまだ知られていない方がいらっしゃいます。

津和野駅にいらっしゃって、初めて知って電話をされて来るのに何時間か待たれるという現実もございますので、議員おっしゃられるように、町内だけではなくてホームページも通じて、内外にこの利用の仕方をあらかじめ周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 岩文君） 町民に周知の件、よろしくお願ひしたいと思います。

山口線は山陰と山陽を結ぶ唯一の路線であります。したがって、廃線対象になるのは当分先だと思いますが、全国でローカル線が廃止、まあ、新聞記事にも随分載っております、廃止が話題になっております。とにかく廃線の危機感を持って対応していただきたいと思います。

これは勿論されておられるとは思いますが、松江・出雲、また、山口県出張にもできるだけ町職員の方が率先して山口線を利用していただきたいと思っております。

では、次の質問に入ります。津和野町図書館の新設であります。

津和野町図書館とありますが、看板に津和野町図書館とあります。日原は、津和野町立日原図書館の看板になっております。あえてここでは看板のとおりの名称を使わせていただきます。

津和野町図書館は、旧法務局跡の利用で狭く、読書設備も十分ではありません。駐車場は6台分ありますが狭く、ちょっと大きい車はもう停めにくい状態であります。

平成26年9月議会で同僚議員が図書館活用を一般質問されております。

答弁で、教育ビジョンでは具体的な新館の建設は記載していないとのことであります。しかし、日原図書館は、令和元年日原にぎわい創出拠点「かわべ」建設に合わせ、7月1日にオープンし、最新の設備で建設されております。

図書館協議会は、津和野町図書館建設の検討はされておるのでしょうか。そして、今後の津和野町図書館の建設計画はあるのでしょうか。質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、津和野地域の図書館についてお答えをさせていただきます。

図書館事業につきましては、図書館協議会において事業の推進計画等について検討を行っておりますが、現時点では、協議会において津和野図書館の具体的な新築または改修といった計画は定めておりません。

当該図書館は、平成15年に大規模改修を行ってから約20年が経過しており、老朽化が進んでいると認識をしております。

また、施設規模が狭小であり、図書館としの機能の充実が望まれております。

今後は、図書館協議会の委員の皆様の御意見をお聴きし、財政面も考慮しながら、津和野図書館の整備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 実文君） 町の中心が約15キロメートル離れた津和野町、旧ですね、旧津和野町、旧日原町が合併し、この関係から2か所一度に建設するのは、財政的な面からいろんな面からまだ無理とは思いますが、日原図書館建設から来年で5年になります。

旧津和野町、旧日原町のバランスといいますか、調和を考慮して、5年目の節目と

なります来年の津和野町においての建設計画を協議されではいかがでしょうか。

町長は先日の新聞のコメントにおいて、「津和野町は、藩校養老館の時代から現在まで教育に力を入れている」と言わわれております。

図書館建設は、教育の大きな力になると思っております。

先日来、新聞報道で、小学校・中学校の図書館に本がない、充足率というか、それが——パーセントで言ってもちょっと書いておりませんが、かなり低いパーセントとなつておると報道されております。57%ですね。

津和野町の充足率は分かりませんが、津和野小学校、津和野中学校の中間にあります。お互い、まあ、津和野高校も近くであります。同じような距離。行きやすい環境の図書館建設を協議していただきたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 議員おっしゃいますように、子ども達が学習を深めていく上に図書館というのは非常に重要な施設であるというふうに思っております。

御答弁させていただきましたが、今、協議会においてはそういった津和野図書館の建設計画というふうなお話合いはされておりません。

今後はそういったお話合いは出てくるのかなと思っておりますけども、現状におきましては、先般の全員協議会でもお話をさせていただきましたけども、また集会施設を建設していくということで、そういったスケジュール感をお示しさせていただきました。

また、この3月の全員協議会では、中期財政計画の説明もされておったと思います。そういった中で、今後かなりその財政支援、財政推計値も上昇していくような説明もあったかと思いますので、そういった施設計画といいますか、整備計画をすればかなりそういった部分の財政的な面も考慮していかなくてはならないというふうに考えておりますので、答弁にもありますけども、まずは集会施設を進めさせていただいて、その後、津和野図書館については、財政面等を見ながら計画のほうを進めていきたいというふうに考えています。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 何をするにしても財源が伴いますので、しっかりと前向きに協議をしていただきたいと思います。

写真を見てもお分かりいただけるように、日原図書館、ま、交流施設とは言いませんが、広々としたすごい図書館風景であります。そして、読書についても、個別でできるように照明施設もついております。

できるだけ、このようなバランスのとれた施設を両地区に設置していただきたいと思います。

では、最後の、津和野町交流センター「ひまわり」について質問をいたします。

今年8月に津和野高校女子寮として完成しました津和野町交流センター「ひまわり」の活用状況はということで、現在、すぐ直近の鷺原川丁地区に建設中の津和野高校寮、100人規模と聞いておりますが、完成後も津和野高校女子寮として運営されるのか。もしものことですが、女子寮を廃止の場合、津和野町交流センターとしていかなる活用方法を模索されるのか、その2点質問します。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） それでは、津和野町交流センター「ひまわり」についてお答えをさせていただきます。

津和野町交流センターひまわりの建設経過といたしましては、津和野高校の人気の高まりから入学志願者が増加したことに伴い、生徒の住環境が不足する状態が続いていたため、津和野高校生の住居としても活用が可能になるように建設し、令和4年11月に開所しております。

津和野町交流センターひまわりの設置目的といたしましては、本町に一定期間滞在し、学習や研修等を通して社会教育活動を推進するとともに、学習交流活動の支援による地域振興や交流人口の拡大等を図ることとしております。

これまでの利用状況といたしましては、令和4年11月に津和野高校生8名が入居し、令和5年4月には16名となっております。

議員御質問の津和野町交流センターひまわりの今後につきましては、津和野高校生の住環境の在り方を、津和野高校や島根県とも協議した上で活用方法を検討してまいりたいと考えております。

仮に、寮としての必要がないとされる場合につきましては、町外から訪れるインターシップ等の研修生や合宿等の利用が可能になると想定されるところではございますが、本町の関係人口の創出にも寄与する活用方法についても、社会情勢の変化にも気を配りながら柔軟に検討してまいりたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） 先ほども申しましたが、現在の女子寮近くに津和野町出身の篤志家が、津和野高校の寮を建設中です。もしも女子寮廃止のときは、多額の費用で改修をし、やっと完成した交流センターであります。

先ほど答弁お聞きしましたが、有効な使用方法を期待いたします。

以上、終わります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、4番、米澤宏文議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田 吉丸君） ここで1時55分まで休憩とします。

午後1時45分休憩

.....

午後1時55分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続いだ一般質問を続けます。

発言順序5、10番、寺戸昌子議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 議席番号10番、日本共産党の寺戸昌子です。通告に従いまして、3件の質問をさせていただきます。

まず最初にマイナンバーカードについてです。

全国では、「任意」となっているはずのマイナンバーカードの取得をめぐって、カードを持たない住民へ公共サービスを制限する自治体が現れたりしています。国会ではマイナンバーカードと健康保険証を一体化し、保険証を廃止する法案が、十分な議論のない中、現場ではトラブル続きで混乱しているにもかかわらず成立しました。各種社会保障、国家資格、公金口座登録などにおいてもマイナンバーカードとのひもづけが予定され、任意であるはずのカード取得は「強制」へと動き出しています。

厚生労働省が5月12日に、マイナンバーカード保険証に別人の情報がひもづけさ

れた事例が2021年10月から22年11月に合計7,312件もあることを発表しました。岸田政権は今年の2月にそれを把握していたにもかかわらず発表しませんでした。

また、東京新聞は「健康保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」を医療機関で提示した際、資格が有効にもかかわらず登録データの不備などが原因で「無効」とされたケースが全国で今年4月以降1,429件あったことが、医師らでつくる全国保険医団体連合会の調査で分かった、初診でマイナ保険証のみ持参の患者に対し「無効」を理由に「いったん10割負担」を請求したケースは、東京都や千葉県などで少なくとも204件あった。」と報じています。マイナ保険証で資格が無効になるということは、従来の保険証を持参していなかった場合一旦費用を全額負担してもらうことになります。全額負担と聞いて発熱などの症状がある患者が診察を受けずに帰った事例が全国では相次いでいるそうです。

6月2日からは厚生労働省がマイナ保険証で情報が確認できない場合でも3割などの自己負担分を払ってもらうよう運用マニュアルを更新しましたが、医療機関では実際に無保険だった場合、後で差額を支払ってもらわなくてはいけない、大きな負担になっていると話しています。

そこで質問です。

津和野町においてもマイナンバーカードを健康保険証として使用できます。町内でトラブルは起きていないでしょうか。

2番目に、現在のマイナンバーカードの普及率は何%でしょうか。

3番目に、マイナンバーカード取得によるメリット、デメリットは何でしょうか。

4番目に、取得しないことによるメリット、デメリットは何でしょうか。

5番目に、このようなトラブルが続く中、保険証とのひもづけ運用は一時停止すべきではないでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、寺戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードについてでございます。

マイナンバーカードの取得促進につきましては、地方のDX化を推進し、住民の方々の利便性向上や事務負担の軽減を目的としてカードの普及や利活用促進が図られてきたところです。

当町におけるマイナンバーカードの普及率については、令和5年4月末現在の交付率が78.1%となっております。全国平均は69.8%で、当町においては制度発足当初から全国平均に比べ、高い水準を維持してまいりました。このことは制度に対し一定の御理解が得られている結果であると感じているところです。

マイナンバーカードのメリットは、本人確認の際の公的な身分証明書、健康保険証、公金受取口座の登録による円滑な振込処理をはじめ、電子申請（マイナポータル）を通じた各種行政手続がオンラインにより申請を行うことができるようになります。

健康保険証としての運用が始まりましたが、これまで町内においてトラブル等の報告は受けていない状況です。事務処理においては誤登録等がないよう、今後も真摯に緊張感を持って業務を行うとともに、住民の利便性向上のため引き続き推進していくたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　交付率が78.1%ということで、かなりの方がマイナンバーカードの取得をされているということになります。なかなか車でも移動できない方とかもしっかり申請に来られているのではないかなと思います。

この制度に対して一定の御理解が得られているからこれが78.1%になっているというお答えだったのですが、何人かの方にお聞きしますと、カードは作ったけど失くしたら心配なので押し入れの奥にしまってあるとか、今どこにあるか分からない、しっかりしまったので探さないと出てこないとか、そういうお声もたくさん聞いています。制度に対しての一定の理解というよりも、何かほかの要因で申請をたくさんの方がされたんだと私は想像しています。

事務処理においては誤登録がないよう、今後も真摯に緊張感を持ってされるということで、本当、これはいろんな自治体でトラブルが続出していますので、ここは本当しっかりしていただかなくてはいけないのですが、これは町が登録、国民健康保険証とマイナンバーカードをひっつけるのは町がやっているのですか。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） 登録につきましては、町が行っている業務につきましては、これまでマイナポイントの取得時に、マイナンバーカードを新規に発行していただく際に、申請者の支援としてひもづけ等は行ってまいりましたが、カードの保険証とのひもづけにつきましてはそれぞれの保険機関になってきます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 保険機関ということになると、国民健康保険のことろがマイナンバーカードとひつづけるということになるんです。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。もう少し具体的に、それじゃあ。

○議員（10番 寺戸 昌子君） すいません。そこが心配なのじゃないんです。もしトラブルを抱えられたときに、一体、どこにどのように相談をしていいのか、健康保険証とマイナンバーカードをひつづけました、で、そのマイナンバーカードを持っていったんだけど自分じゃなかったとかいうことがもし起きた場合、そういう場合は誰にどう相談していいのかが分からぬので心配だという声もお聞きしたんですよ。それで——今はまだ健康保険証があるので、まだ廃止されていないので、健康保険証を持って窓口に行くんだという話を聞いたので、そういうトラブルの場合は一体どこに相談したらいいのかなど。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） 相談の内容にもよると思いますが、まず医療機関で誤登録の可能性があるということが発見されれば、まずその窓口で御相談をしていただくということになると思いますし、それぞれのケース・バイ・ケースで、まずはそのときにどういう事象があったというところで連絡していただく、その場で対応していただくというのが基本であると思います。

また、これは、政府が——盗難、紛失、そういったリスクも、やっぱり、カードですのあります。そういう際には、マイナンバー総合フリーダイヤル、この24時間受付というのがあります。こういったところで相談をするように周知はされておるのですが、最近の報道等にありますように、いろいろ懸念される事案もございます。そういう中で政府のほうも、これもたらい回しにならないように、まあ、言葉はち

よつとすいません。言葉を使いましたけど、そういうことにならないように、今、一括した窓口で対応していくよう、これから相談窓口を精査していくということを言っておるので、そこを注視して、できるだけトラブル等相談窓口が住民の皆様にお伝えできるように我々も伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　国がやっている制度などで、町の段階でああしてくれこうしてくれというのはなかなか難しい問題とは思うんですけど、実際に津和野町民が困っている場合、町の行政としていろいろ手助けをしていただかなくては町民としてはフリーダイヤルにかけて話をしてもなかなかどういう意味か分からないとかいうこともあると思いますので、そういうところをきめ細かに、多分、町に相談すれば何とかなるだろうという気持ちを津和野町民の方は持たれると思うので、対応をしっかりしていただけたらと思います。

それから、住民の利便性向上ということで、マイナンバーカードを作ると住民の利便性が向上すると答えていただいたんですが、現在マイナンバーカードを持っておられる方は確定申告などはすごく楽になったよということをお聞きします。それから、先ほどの医療機関での窓口でマイナンバーカードという、そのほかにどういう使い方が町内であるのか教えていただけたら。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　マイナンバーカードのメリットでございますが、改めて簡単にちょっと御説明させていただきたいと思います。

マイナンバー制度は平成28年1月から導入されまして、就職や転職、出産育児、病気、年金受給、災害、金融機関の口座開設、確定申告など、多くの場面で個人番号の提示が必要となりました。

マイナンバーカードがあれば1枚で番号確認と本人確認が可能となり、利便性の向上や事務負担の軽減を目的としてカードの普及や利活用促進がこれまで図られてきたところです。

カードのメリットといったしましては、12桁のマイナンバーを証明する書類の代わりとして、また本人確認の際の公的な身分証明書として、それから先ほどの健康保険

証についてでございますが、この健康保険証がすごく、これまでと更に充実したものになるんですが、まず大きく四つあるんですが、よりよい医療を受けることができるということでございます。

医療機関受診の際、薬の情報や特定検診の結果の提供に移動すると、医師等から、御自身の情報に基づいた総合的な診断や、例えば重複する薬を回避するというような適切な処方を受けることができるというのがまず1点。

それから、先ほども議員さんがおっしゃられました、窓口での限度額以上の支払いのお話です。高額の医療費が発生する場合でも、カードを保険証として使うことで医療費を一時的に自己負担したり、役所で限度額適用認定証の書類申請手続をする必要がなくなるという点でございます。

それから、また医療費の関係で、先ほどお話ありました確定申告の医療費控除が簡単に行えるというものでございます。

それから、就職・転職の引っ越しの際にも、新しい保険証の発行を待たずに医療機関、薬局で利用できるというところが健康保険証の大きな四つのメリットでございます。それから、公金受取口座の登録で、災害時等の迅速な振込、それから今コロナも少し落ち着きましたが、新型コロナワクチン接種証明書の電子交付、それから各行政手続、ま、役場窓口にいらっしゃらなくてもオンライン申請で行うことができるというところで、今当課の関係する部分で言いますと転出の申請でございます。それからパスポートの更新、その2点が、政府が運営するマイナポータル、それを活用して、役場にいらっしゃらなくても、いつでも、御自宅でも、パソコンや携帯があれば申請を行えるというものでございまして、その情報が役場のほうに入ってきますので、それで転出時の申請はこうやって新たに転入先で、それは、まあ、窓口に行っていただくようになるんですが、そういったことが省略できる、またパスポートの更新も受理だけで済むというものがあります。

それから、あと、子育て関係、介護関係のサポート手続、いろんな申請がございますが、複雑にいろんな証明書を添付して出していただくというようなものもありますが、そういったものも今マイナポータルという、そういったシステムで申請ができるように変わっていっております。

その他、申請手続や行政からのお知らせ等は、今後いろんな方面で整備されていく見込みでございます。

簡単ですが以上です。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　かなりいろんなことが住民にとって、手間を省いて、証明書がいろいろとできるということで便利だなとは思うんですが、何せ今の段階ではかなりの情報漏えいや誤作動があるため不安を持たれる住民の方も声を何人か聞いています。情報漏洩があるのでマイナンバーカードを作らないという方もおられます。

そういう中で今保険証とマイナンバーカードをひもづけることによっていろんなトラブルがあって、まだ我が町ではトラブルがないということなんですが、これから先何が起こるか分からないので、一時的にそういうひもづけを停止するということをしたほうがいいと思うんですけど、その辺は難しいことなんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　保険証とのひもづけ運用についてでございます。

紙の健康保険証を廃止して原則マイナンバーカードに一本化することを目的とした改正マイナンバー法などの管理法が、議員おっしゃられましたように、6月2日に成立いたしました。

また昨日、12日には岸田総理はマイナ保険証に別人の情報などがひもつけられた問題などに関して、一体的にはメリットがあると、令和6年、来年秋に原則廃止する方針に変更はないとする旨を明言している状況です。

また、マイナンバーカードをめぐるトラブルが相次いでいることを受け、国はシステムの再点検や人的ミスを防ぐための対策強化を徹底するよう指示しているところでございます。

当町におきましては、これまで誤登録等はありませんが、今後示される対策、強化施策を行うとともに改めて平時の事務処理において真摯に緊張感を持って業務を行うと考えております。

したがいまして、政府の方針に反して一旦停止するということは今のところ考えておりません。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 考えておられないということで、残念ですが、マイナンバーカードを作つておられない方がいる、それに今トラブル続出で信用性が失われているというその中で法律が成立してしまつてとんでもないことなんんですけど、こういう福祉とかそういうものに関するものはやはりきちんと制度が整つて、その制度がちゃんと動くようになる保証があつて進めるべきことなのが、何かもう先に進んでしまつて後から改善改善改善というのは、とても、私達町民にとってはすごい不安を持ちます。

中には、もう作っちゃつたけど返したい、持つてない、これを見るたんびに不安を感じるという声もお聞きしました、お年寄りなんんですけど。そういう場合は自己返納ということができるとお聞きしたんですけど、どういう手続を取ればよいんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） マイナンバーカードの返納ということで、返納につきましては役場が交付しておりますので、役場のほうに申請を頂くという形になるかと思います。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 役場窓口にマイナンバーカードを持っていけば何とかなるということですね。

○議長（草田 吉丸君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山下 泰三君） まずは相談を頂くということでございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 本当トラブル続きで不安が山積みのマイナンバーカードなんんですけど、その上保険証が24年の秋に廃止されるということで、本当にそのままこの法律が施行されたら一体どうなるんだろうかと心配でなりません。保険証がなくなつたら資格証か何かを発行していただいて、保険証の代わりにする、マイナンバーカードを持っていない人はということになるとかいうことなので、町民の中に混乱も多分出ると思いますので、いろいろと相談が舞い込むと思いますが、一番身近

な自治体として、ぜひ町民のためにいろいろと相談に乗っていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

では、次の質問に移ります。防災・減災の対策についてお伺いします。

3月定例会に引き続き防災・減災対策についてです。

河川の氾濫や土砂崩れが心配される季節になりました。今年度予定されている防災ハザードマップの更新は町民に待たれています。とりわけ町内全域の洪水浸水想定区域図、これは豪雨の際に浸水する地域や高さが分かるため、多くの方から早く欲しいと聞いています。少しでも早く完成させ、全戸配布をよろしくお願ひします。最近地震も頻発しています。できる限りの防災を急がなくてはならないと思います。

そこで、まず最初に自主防災組織についてお伺いします。

青原まちづくり委員会では6月25日に防災訓練を行います。これは、自主防災訓練を早くから立ち上げている青原の自治会がリーダーシップをとって行っています。このように自主防災組織は地域にとって大きな役割を果たします。

町内の自主防災組織の結成は少しずつ進んでいると聞きましたが、今年度に入り新たなる結成はあったでしょうか。

また、総合振興計画の目標値である組織率50%に達するのはいつになるのでしょうか。どのような事業計画になっているのでしょうか。

2番目に、住宅の耐震化についてお伺いします。

耐震診断、耐震改修を住宅で行うことができますが、それは町内で進んでいるのでしょうか。また、定額で備えることができる耐震ベッドとか耐震シェルターとかいうのがありますが、それへの補助をしてはいかがでしょうか。

3番目に、防災学習についてです。

小中学校の児童に対する防災教育の現状はどのようにになっているのでしょうか。

地域の防災士の方の力をかりて防災教育を行ってはどうでしょうか。

それから、AED操作に関する講習を公民館単位で計画してはいかがでしょうか。

4番目に、公衆電話についてです。

指定避難所への設置についてNTTとの協議を行うと返事を頂いていましたが、経過はどのようにになっているでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、防災・減災対策についてお答えさせていただきます。

まず自主防災組織であります、今年度においては、新たに1組織の結成報告を受け、現在、13組織で25.9%の組織率となっております。引き続き防災学習や出前講座の開催等を通じて地域に働きかけをするなどし、津和野町総合振興計画に基づき、令和8年度までに組織率50%の達成を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住宅の耐震化を推進するための町の施策といたしましては、木造住宅の耐震診断または耐震改修に要する費用の一部を補助する津和野町木造住宅耐震化等促進事業の制度が該当いたします。

この制度の対象となる住宅は、津和野町内に所在する木造住宅であり、継続して居住するものであること、昭和56年5月31日以前に建築し、または建築に着手した木造住宅であること、階数が2階以下であって、1戸建て住宅、併用住宅、長屋建て住宅または共同住宅であることのいずれにも該当することが要件となっております。

当該事業においては、対象住宅の耐震に対する評価を行う耐震診断と、耐震診断の結果、上部構造評価が基準を満たさない住宅に対して改修を行う耐震改修の2つの区分があり、耐震診断の場合は診断に要する費用の3分の2以内の額（上限9万円）、また耐震改修の場合は改修に要する費用のうち、所得税特別控除相当額を控除した額の100分の23以内の額（上限80万円）が補助金額となっております。

この事業については、各地区の嘱託員さんを通じて年2回程度案内文書を配布し、住民の方々へ周知を行っています。

実績については、令和2年度に耐震診断と耐震改修がそれぞれ1件の事業を実施したところです。

また、この木造住宅の耐震化等促進事業のほか、避難路や通学路に面しているブロック塀の撤去や新たに安全なフェンス等を設置するのに要する費用の一部を補助する津和野町ブロック塀等耐震対策事業といった制度もあり、これについては、令和2年度に2件、そして3年度に1件の実績がありました。

なお、御提案のありました耐震ベッド等の設置に要する費用への補助制度の創設については今のところ考えておりません。既存の耐震化促進事業について活用していただけるよう、さらに住民の方々への周知を図りたいと考えております。

次に、防災学習でございますが、小学校においては4年生の社会科の授業で防災を学習されており、昨年度は2つの住宅で主に4年生を対象とした防災学習会に町防災担当職員を派遣し対応しております。限られた学習時間の中ではありますが、引き続き各小中学校と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、地域の防災士の方で公民館や学校の防災学習等に御対応いただける方がいらっしゃれば情報提供してまいりたいと考えております。

AEDの操作に関する講習につきましては、消防分遣所において、自治会や自主防災組織からの要望に基づき、応急手当講習として可能な限り対応いただいているところです。各公民館におきましても、防災学習や訓練の開催にも引き続き御協力いただいているところでありますので、AED操作に関する講習につきましても各公民館に情報提供させていただき対応を検討していただくようお願いしてまいりたいと考えております。

最後に、公衆電話につきましては、NTT西日本に問合せをしたところ、携帯電話の普及等により利用者が激減していることから、今後10年程度で設置台数を4分の1程度に縮小する方針であり、公衆電話の新たな設置の受付については行っていない状況にあるとのことありました。

したがいまして、指定避難所へ新たに公衆電話を設置することにつきましては、今後のNTT西日本の方針等を踏まえますと対応が困難であると考えております。

すみません、訂正をさせていただきます。防災学習のところで、小学校においては4年生の社会科の授業で防災学習されており、昨年度は2つの小学校、2つの住宅と言ったそうでありました。大変申し訳ありません。2つの小学校で主に4年生を対象とした防災学習会に町防災担当職員を派遣し、対応しております。訂正させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　自主防災組織についてなんですが、今年度に入っ

て1組織の結成があったということで、早速に結成があつてよかったですな、頼もしいなと思っている反面、25.9%ということで、まだまだ目標の50%には足りない状態です。今年が令和5年度なので、あと3年でもう半分ほど、25%弱増やさないといけないんですが、何か新たな対策を講じないとこれは目標の達成ができないと思うのですが、何か新たな対策を組む予定はあるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　確かに、議員がおっしゃいますとおり、令和8年までに組織率を50%にというのは、津和野町の総合振興計画に挙げております。あくまでも目標ではございますが、それに対しまして、例えば年次ごとに何か計画等は、実は今のところ持っております。

ただ、防災学習につきまして、あるいは自主防災組織の活動につきましては、具体的な把握等は各地区のは総務が行ってはいないのですが、ただ、今、津和野町の地域提案型助成事業補助金というのが、御存じと思うんですが、ございます。そういうのを活用されまして防災の機材の整備とか、あるいは防災学習会などを、それを使ってやられている未組織地域の方も、地域もございます。また、ほかには、例えば申しますと、独居や高齢者の二世帯などを把握するような、いわゆる福祉マップといいますか、いうようなものを作成されております。これも未組織地域のような地域もございます。あと今年度につきましては、公民館での防災学習とか、まあ、地震体験者等を使った訓練といいますか、そういったようなことを計画をされております。

したがいまして、そういうことを考えますと、全体的なことになってきますが、なかなか全体的に防災意識が低いというふうには思っておりません。したがいまして、今後も防災学習会あるいは出前講座等も我々も開催しながら、できるだけ結成にあるいは結成促進になるようつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　組織率は25.9%ということですが、まだ組織率としては入らないけど、活動が活発になってきてているということですね。その今の状態を引っ張っていっていただけるように、しっかり事業を組んでいっていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次が、住宅の耐震化についてなんですが、令和2年度に耐震診断と耐震改修をされたおうちが1軒あったということで、1軒あったことはすばらしいんですが、もう全くなかつた状態から1軒なので、すばらしいことなんですが、町内に地震が起きてしまったら大変な家というのは、もう数が分からぬくらいある——数が分からぬと言ったらおかしいですね。あそこの家も危ないかな、ここの家も危ないかなというような家が見受けられるので、1軒ではとても間に合わないと思います。

今回提案させていただいた耐震シェルターとか、1部屋だけを耐震のシェルターにするとかいう、そういうのは家全体を直すのではなくて、1部屋を直したり、押し入れの中を耐震スペースにしたりという、安価で、安くできる耐震化です。もう、一番安くできるのは耐震性のある半畳ぐらいの、何て言つたらいいのかな、さいころでのつかいみたいなのがありますと、その中に、地震が起きたらそこに逃げ込めばいいというような耐震シェルターもあります。ですので、家全体をこうやって改修するのは本当大変なことで、一步踏み出すのがなかなかなので、そういう、何とか一步踏み出せるところに補助を頂けたらなと思うのですが、その辺、難しいですかね。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今、議員の御指摘がございました、耐震ベッド、耐震シェルターの件でございますが、ちょっと私も勉強不足でございまして、そういうったものがあるというものを詳しく承知しておりませんでした。

先ほど町長が申し上げましたとおり、町では耐震診断と耐震補強というものを今やっているところでございます。

なかなか件数が及ばないということが先ほどお話がございましたが、やっぱり御自身の財産でございますので、町からの補助とプラスにそれぞれの方の御負担も頂くことがある、そういうことも、なかなか申請いただけないという理由もあるのではないかと思っております。

また一方で、なかなか、建物というのは見た目だけで判断できない、現状の把握ができていないということもあるうかと思いますので、当課といたしましては、引き続きこの事業の啓発を進めていって、皆さん、住民の方へ、地震対策の啓発と事業の周知を図りまして、持ち家の耐震補強に対するインセンティブを共有していきたい、そ

のように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 耐震ベッドとか、耐震シェルターのことをあまり御存じなかつたということなので、ちょっと検討していただけたらと思います。ひとり暮らしの御老人とかは、もう、自分が住んでいるだけだから家を改修するのはなとうのをよく聞きます。そういう方でも、不安があれば、自己負担でもウン十万単位だと思いますので、検討していただけたらと思います。

それから、次が防災学習なんですが、防災士の方で協力いただける方がいれば、協力していただきたいというお考えを持っておられて、うれしいなと思います。防災士の方に呼びかけをしていただきて防災学習をしていただけたら、また住民の立場としていろんなことが出てくると思いますので、呼びかけをしていただけたらと思います。

次に公衆電話のことなんですが、公衆電話、NTT西日本さんは、やはり採算が合わないということで設置は難しいということでした。難しいなと私も、そのお答えを聞いて思ったのですが、ふと思いましたのが、防災のラッパがあるじゃないですか、名前は忘ましたが、各地域に建てていただきて、非常時には、そのラッパから、皆さん避難してくださいと放送していただける、あのラッパの下に通信機能があるというのを前、聞いたような気がします。その訓練とかはされているのかなと思いまして……。たしか通信機能を備えていると思うんですが、違ったでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） おっしゃられたのは防災無線のことだと思います。

防災無線につきましては、数年に1回、あるいは場合によっては毎年、きちんと機能するかというような点検はやっております。それに通信機能があったかどうかというのは、大変申し訳ない、私も勉強不足でよく知らないので、また調査しておきます。すみません。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 建てていただきて、すぐそれを使えるようにするために、あまりに高いところにそれがあつたので、低くして人が手が届きやすいように

してもらったような記憶があるんです。もし、使える、そういう、どこにでも電話ができるという機能ではなく、多分、重要なところに電話ができるという機能だと思うので、確かめていただいて、もし、ついていれば、課長さんが知らないぐらいなので、地域の方は使うことがなかなか難しいと思いますので、訓練をしていただけたらと思います。

では、次の質間に移ります。ごみ問題についてです。

次世代によい環境を残すために、ごみ問題は今まで以上に対策が必要と考えます。

3月議会に同僚議員の質問で、人口減少に対してごみの減少は進んでいないことの説明がありました。また、ごみ減量化に積極的に取り組むとの回答も頂いていました。

そこで質問です。現在、津和野町が推進している3R、これはごみの減量化、再利用化、再資源化という意味なんですが、この3Rというのは、この3Rは資源を使い捨てずに繰り返し使用し、将来にわたって有効利用していく社会、循環型社会、これを実現を目的として始まりました。そこにもう一つのR、リフューズを加えて、4R、4Rといいますか、4Rでの取組の推進を町でしていただけないでしょうか。

リフューズというのは、ごみになるものを断ることで不要なものを受け取らない、買わないといった意味です。活動は積極的に消費者としては、割り箸をお弁当につくのを断つたりとか、そういうこともあります。「よん」R、「フォー」R、どちらか分かりませんが、その推進を町としてやっていただけたらと思います。

それから、2番目に、それぞれのRにもっと積極的に町民が取り組めるように政策をしていただけないでしょうか。今でも取り組まれる方は結構あるんですけど、それよりも、やっぱり——男女で言ったら申し訳ないですが、男性の方にちょっと理解が進んでないような気がします。積極的に取り組んでいただけるような施策をお願いします。

3番目に、再利用化の取組として、粗大ごみが持ち帰りできる方法について協議は進んでいるでしょうか。3月議会で同僚議員に対して、方法を考えたいと御回答を頂いております。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ごみ問題についてお答えさせていただきます。

今年度の施政方針において、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進することを掲げておますが、これにリフューズを加えた4Rの取組推進を御提言いただきました。

御指摘のように、リフューズは、ごみになるものを断ることを指しておりますが、外出の際は、マイバッグ、マイバスケット、水筒などを持参し、レジ袋、ペットボトル飲料の購入を控える、過剰包装を断る、マイ箸を持ち歩いて割り箸を断るなど、既にリフューズの行動は普及しつつあるようにも認めております。

こうした取組を今後より一層推進することを目的として、津和野町においてもごみを減らしリサイクルを進めるために、4R運動の普及啓発を進め、環境に優しい無駄のない暮らしを推進してまいりたいと考えております。

2つ目の御質問ですが、これまでの本町の取組としては、コンポスト、電気式生ごみ処理機の補助金について、広報やCATVを通して周知しております。また、環境パートナーシップ会議でのキエーロの推進、これは生ごみをバクテリアにより土に返す方法でございますが、まずは公民館を始めとする公共施設や婦人会などに御協力を頂きながら普及を図り、最終的に一般の家庭でも御使用いただけるよう推進してまいりたいと考えております。

今後も町としての施策を様々に考えてまいりたいと思いますが、同時にひとりおひとりがごみを減らす意識を持っていただくよう努めてまいります。

3つ目の御質問でありますリユースの取組ですが、中座収集施設では、現時点において一般の方が施設の中に入り、商品などを持ち運ぶ場所やスペース、そして安全性を確保することができない状況であります。今年度、旧中座焼却場解体についての循環型社会形成推進地域計画策定業務を行っておりますので、設計委託を進めていく中で、場所やスペース、安全性を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　4Rの運動については推進をしていただけるということで、よろしくお願ひします。

リユースとかリサイクルとかいうものにはかなりのエネルギーがかかるし、リサイクルを目的、リサイクルができるんだからといって買ってしまう消費者も中にはおら

れます。やっぱり、最初に断るというのが一番、ごみ減量のためには一番最初に来るべき方法だと思いますので、よろしくお願いします。

それから、環境パートナーシップ会議で、キエーロの推進をされるということで、生ごみはほとんどが水で、乾燥させるととても軽くなる、量も少なくなる、生ごみというものはやり方次第ではほんと小さく小さくなっていく、ごみとしては小さくなっていくものなので、ぜひこのキエーロの普及を、公民館を通じてされるということですので、しっかり周知をしていただきて、公民館に皆さんに見に来ていただきて、将来的には4つとか5つの御家庭で共同でキエーロを、運用するというか——キエーロの説明ありましたね、キエーロを置くことで集落の交流もできますし、そういうことで生ごみを減らしていくけば、かなりの量のごみの重さが減るんではないかと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

まだ、どのようにして進めていくかは分からぬでどうか。もし決まっているところがあればその辺をお知らせいただければ。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　質問ございましたキエーロの件でございますが、今まだ、手探り状態とかというわけではないんですけど、一応商品として物がある、この商品をどうやって使っていくか、あるいはこの物を使ってどういうことができるかというようなことを、この間、環境パートナーシップでうちもちょっと聞いたような状態でございますが、近くに8月の上旬のあたりに、このキエーロの製作会社も含めて、たちまちは公民館のほうでその説明を1時間半ぐらいでもかけて、商品の使い方等を説明したいということでございました。そのときに、近辺の、公民館はもちろん、一般に興味のある方も、一応参加の呼びかけをして、来てもらえたらその場で話をまた出してもらえたらい、一応そういう予定が今あります。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　たくさんの方に実際に見てもらったり、たくさんの方に興味を持っていただきて、生ごみがぎゅっと少なくなればなと思います。

我が家はコンポストなんんですけど、コンポストはなかなか管理が難しく、虫が発生するとか、あと、匂いがちょっとあったりとか、大変なんですけど、このキエーロと

いうのは何か良さそうな気がするので、ぜひ町民の皆さん、たくさんの方に見ていただきたり、体験していただいたりして、将来的には何軒かグループ組んで、キエーロを置いておこうよ、みたいな方向に行っていただけたらうれしいなど。よろしくお願ひします。

最後の、リユース関係の中座の収集施設のことなんですが、ぜひぜひ、持って帰れる粗大ごみを、自分は要らないから持つていってくれ、まだまだ使えるよ、というものがたくさん出ているそうなので、そういうものを持って帰れる場所を作っていただきたいと思います。

やっちゃいけないかもしれませんけど、私の住んでいる地域の粗大ごみ置き場から、私、持って帰ってしまったこともあります。すごく後ろめたさを感じながら持って帰りました。そうではなくて、堂々と持つて帰れる場所、そういうものがあると、捨てるというか、要らないけど、ここならひょっとしたら使ってもらえるかもしれないということで、家の中から、少し、ごみというか、物がなくなる、最終的には空き家になるようなことがあったときに、その中にあるごみも減っていくということで、本当、悪いところがまるでなくて、いいところだらけのリユースなので、ぜひぜひ進めていただいて、町民が、例えば、その場所ができたら、第1月曜日にはここが開きますということになれば、みんなが押し寄せていくようになるようにしていただけたらと思います。

経済的にもいろいろ、皆さん、物価が上がったり大変な状態ですので、リユースということを町が主体になって進めていただけたらありがたいなと……。ぜひぜひ進めてください。よろしくお願ひします。

何かありましたら……。何もないです。もしあったら、御意見を。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　前回の一般質問の中で、今のリユースの関係の大型ごみを持って帰れたらなという、すごくいいと思っています。

私どもも、この間の3月の話ではあるんですけど、取りあえず、今の中座の焼却場をそういう場所にして、今から有効利用していけたらというふうに考えております。

ただ、今の現在の中座の旧焼却場は、ちょっとそういうようなスペースが今もって全

くないような状態で、大型ごみも今はほぼ野ざらしで置いてあるような状態です。と  
ても一般の人が中に入って物を持っていけるというようなちょっと状態ではないので、  
これをまた新しく、中座の旧焼却場を解体して、また新しく建てるときに、ぜひちゃんと  
した屋根つきの、そういうような場所を造って、それこそ、さっき言われました  
第1月曜日の9時から午前中はそういうことをやっていますよというようなことを広  
めながら、そういうリユースの場を広げていけたらと思っておりますので、うちのほう  
も考えてやっていこうと思っています。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） ぜひ、環境に配慮した先進的な津和野町として取り  
組んでいただけたらと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で、10番、寺戸昌子議員の質問を終わります。

---

○議長（草田 吉丸君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時49分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

---

令和5年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第3日）

令和5年6月14日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

令和5年6月14日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（10名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君
7番 御手洗 剛君	8番 三浦 英治君
9番 田中海太郎君	10番 寺戸 昌子君
11番 川田 剛君	12番 草田 吉丸君

---

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	岩本 要二君	総務財政課長	益井 仁志君
税務住民課長	山下 泰三君		
つわの暮らし推進課長			宮内 秀和君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	清水 浩志君
農林課長	小藤 信行君	商工観光課長	堀 重樹君
環境生活課長	野田 裕一君	建設課長	安村 義夫君
教育次長	山本 博之君	会計管理者	青木早知枝君

---

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いてお出かけをいただきまして  
ありがとうございます。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これよ  
り本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、寺戸昌子議員、  
11番、川田剛議員を指名します。

---

日程第2. 一般質問

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序6、2番、大江梨議員。

○議員（2番 大江 梨君） 皆さん、おはようございます。2番、大江梨です。通

告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく 1 点になります。分野横断型の課題への取組体制ということで質問をさせていただきます。

行政の仕事の進め方の一つとして「縦割り行政」という言葉がよく使われると思います。これは、どちらかというと悪い意味合いで使われることが多いように思いますが、役場が行っておられる業務というのは、一般企業では考えられないぐらい幅の広い業務があると思います。その幅広い業務に対応していくためには、基本的には分野別に組織を分けていく、縦割りでいくということが必要であると私は思っています。

すけれども、昨今の社会課題というのは、複雑化ですか高度化しているというふうに言われています。そういったときに、単独の課だけでは解決が困難な事例というものもあるのではないかなど感じています。

そこで、事業の内容ですとか課題に応じて、分野横断的に、組織の枠を超えて仕事を進めていっていただくということが、必要な場合も多々あるのではないかと思うのですけれども、その点について、津和野町の現状について、お尋ねをしたいと思います。

1 つ目です。「縦割り型の組織」のメリットとデメリットについて、どのように考えておられるでしょうか。

2 点目です。これまで分野横断的に取り組まれた事例として、移住・定住のプロジェクトがあるというふうにお聞きをしています。そのほかにも横断的に取り組まれた事例はあるか、またそれらのプロジェクトをどのように評価をされているか。

3 点目です。現在、各課において担当課だけでは解決が困難である、または分野横断的な対応が効果的だと考えておられる課題にはどのようなものがあるか。

4 点目です。それらの課題に対しての取組状況はどのような状況であるか。例えば、昨年度私が一般質問で取り上げた内容の中で「高齢者の住まい」の問題というのがあったかと思います。この問題については、医療対策課であったりですとか、住まいですので建設課であったりですとか、それに対して空き家を使うということであれば、つわの暮らし推進課などが関係してくるのかなと思うんですけども、現場担当者のほうと話をしますと、分野横断的な対応で解決していきたいという思いを聞いたりも

していました。話合いの機会を持つけれども、なかなか具体的な進捗には至らないんだというような状況も聞いたりしています。

また、もう1点、昨年度取り上げた中で「給食」というテーマがありました。以前から地元野菜確保のために、農林課とあと給食担当のほうとで協力を求めて動いているものの、なかなかこちらも具体的な解決につながっていかないんだというような状況を聞いています。農家さんのほうからも、何か給食野菜を提供できるかどうかというような話、依頼というようなものは何度か聞いているけれども、毎回ちょっと立ち消えのような形になっていて、実際提供には至っていないとか、そういうような状況も聞いたりしています。

というのが具体的な事例なんですけれども、5点目に、これら分野横断的に取り組んでいくためには、どのような体制づくりが必要であると考えておられるでしょうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目でございます。どうぞ本日もよろしくお願いをいたします。

それでは、2番、大江議員の御質問にお答えさせていただきます。

分野横断型の課題への取組体制についてでございます。

まず、縦割り型の組織のメリットとしては、役場の組織は、基本的には国の省庁や県の各部署に準じておりますので、例えば国の農林水産省、県の農林水産部、そして町の農林課と、スムーズな情報伝達と事業遂行が可能な状況となっております。

議員御指摘のとおり、昨今の社会課題は複雑化、高度化しており、課を横断した協議が必要な事態も見受けられます。

こうした課題解決のためには、縦割り型の組織は弊害となる場合もありますが、デメリットとは捉えず、既存の課を乗り越えて、問題解決に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

次の御質問につきましては、平成30年度に役場内にプロジェクトチームをつくったことを示唆していると拝察をいたしますが、これは人口減少が進む中、特にこの年に出生数が少なくなったことに危機感を覚え、人口減少対策プロジェクトチームを発

足させたものであります。

役場内の若手職員を中心に、各課を横断し、津和野町の10年後、20年後の将来を見据えた議論を行い、町の施策に生かしていくと考えたものであります。

この年、6回の会議を開催し、定住対策全般について、町としての課題を共有できることは大きな成果であったと考えております。

そして、このときの様々な議論を基にして、その後の各種定住施策を決定しております。

また、令和2年12月に津和野町総合振興計画策定検討委員会を発足した際、これまでに共有した課題を解決するべく、当策定委員会に検討する場を移しました。

津和野町総合振興計画は令和3年12月に策定されましたが、この検討委員会は現在も継続的に活動しており、役場内の事務・事業評価も含め、検討する場として機能させております。

3つ目、4つ目、5つ目の御質問につきましては、関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。

少子高齢化による人口動態等、社会の変容は急速に進んでいると認識しております。これに伴い、行政の果たすべき役割は年々増大し、その負担も増していると考えております。

議員御指摘のとおり、高齢者専用住宅の建設等については、課を超えた横断的な対応が必要と認識しております。

御質問の中の現場担当者の想いは理解できますが、まずは各担当課長同士が施策の実現にどう向き合い、取り組むかといった心がけが大切であると考えております。目的達成のため、自分の課の仕事として主体的に捉え、取り組む意識を持つことが重要であり、そのことにより、機能性を有した横断的な組織となると考えておりますので、そのためには、私と管理職とで、まずは十分な意見交換を行うことが大切であると、これまでの反省も踏まえ認めております。

また、学校給食の地元野菜の確保についてでありますが、地産地消の促進の観点から、地元の生産者の方やグループに御協力をいただきながら進めており、現在は教育委員会で直接生産者の方々と協議を行い、納入していただいております。

納入の条件として、基本的に当日納入をお願いしていることや、集荷をして回る人員がいないことから、各給食調理場まで持ってきていただく必要があり、こうした条件面の整備が難しいことから、協力いただける生産者がなかなか増えないのが現状であります。

今後は、学校給食センターの統合を機に、地元野菜の使用率の向上に向けて、新たな協力者獲得の取組や集荷の仕組みづくりなどについて、教育委員会と農林課が連携できる体制づくりを目指していきたいと考えております。

このように、課を横断して取り組む事業に関しましては、課題共有し、解決していく姿勢が求められます。また、事業を遂行していくためには、実施計画の作成、財源の確保など、様々な問題も生じてまいります。

町としましては、財政事情を鑑み、事業実施における優先順位を明確化させ、その上で担当部署をきちんと設定し、事務局的な機能を持たせ、協力できる課を選定し、一元的な対応していくことが望ましいと考えております。

当面は、役場内の庁議において、各課題の情報共有を図り、その対処方法を検討することで対応してまいりたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　縦割り型の組織のメリットとして、国ですとか県の組織の形態に準ずることで、スムーズに事業が遂行していくことができるという御回答でした。まさにそれが、行政の仕事の基本の形であろうと思います。課という枠組みを超えて取り組んでいくというのは、恐らく一般企業とは比べ物にならない難しさというのがあるのではないかなどというふうに思っています。

でも、そういった中で、今、回答の中に話していただきましたプロジェクトチーム、人口減少対策プロジェクトチームに取り組まれたということは、とても意義のあることではないかなと感じています。

そこで、このプロジェクトチーム、少し前のことですけれども、もう少し詳細をお伺いをしたいと思いますが、このプロジェクトチームというのは、これは町長の発案で行われたものでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森 博之君） そうでございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） このプロジェクトの目標として、最初始められる際に、具体的にどういった目標ですか、ゴールとかを設定というか、期待をして、このプロジェクトを始めたのでしょうか。例えば、何かプロジェクトの後、事業がスタートするであるとか、ではなくて、全ての課で課題を共有するという目的であったですか、そういったことは、何か具体的にございますか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどのお答えでも申し上げましたように、まず人口減少対策として、このことについては仕事の確保、それから住環境の整備、それから子育て支援策ということで、様々な分野にわたって充実していくかないと、人口減少対策に結びついていかないということでもございますので、関係する各部署から集まって、そしてお互いが問題を共有しながら、いろんな意見を出し合ってもらって、そして全体としての人口減少対策につなげていきたいと、そういう当時の思いがあったというふうに私自身は思っておりますし、併せて、やはり特にこのプロジェクトチームについては、中堅からそれ以下の職員に各課から選抜をして、そのチームに参加をしてもらったというところでございます。そこには、やはり若い方々の意見をしっかりと聞いていきたい、私自身が直接聞きたいという思いがあったということと、そしてまた、若い職員が考えるということが非常に大事だと思っておりまして、その考えるという作業を通して、いわゆる創造的な仕事というものに取り組んでくれる、そういう人づくりということもつなげていきたいと、そんな思いから、このプロジェクトチームを立ち上げて、私もそこに必ず参加をして、若い人とも意見交換をしながら、そういう人づくりや、また実際の定住対策へのいろんな案を求めていきたいと、そういうことでチームをつくったというふうに記憶をしているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） 町長は、この会議、今、回答では6回の会議があったということなんですかけれども、全ての会に参加をされたということでしょうか。

あと、会の全ての課から中堅、若手の方を集めて行われたということなんですか

ども、その進行役ですかリーダー、まとめ役的なものはどのように選出されたのでしょうか。少しそのあたりを教えていただきたいです。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 6回の会議に全部出たというふうに記憶しております。ちょっと前の話になるので、なかなか確定的には申し上げられないところもありますが、そして会の運営、進行というような役割については、これは定住対策ということでもありましたので、つわの暮らし推進課の職員のほうで進行等は担ってもらったというふうに記憶しているところであります。

○議長（草田 吉丸君） 大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） すみません、ちょっと昔のことを聞いているので、お答えしにくいところがあるかもしれないんですけども、私も先日、このプロジェクトに参加されていた職員の方から、少しどんな感じだったかというようなお話を伺つたんですけども、その方からは進行の難しさ、いろんな課から集まっておられるということで、進行の難しさであったりですとか、思ったほど思い切った意見とか大胆な意見というのが、その方が思ったほどだとは思うんですけども、出ていないというか、出し切れていないような感じがしたというようなお話も、ちょっとその中では出ていたんですけども、その辺、町長はこのプロジェクトのとき、若手職員の皆さんに十分出し切っておられたか、いや、まだまだちょっと言いにくい、そんな感じも見受けられたのか、どのようにお感じになられましたか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 当時、気を使ったことの一つとして、やはり若手職員を中心にチームをつくりましたので、やはり一堂に会して意見を言うというのは、なかなかやはり意見が出しにくいのではないかということは想像しておったところであります。ただ、やはりこういう創造的に対策を考えていくという面においては、とにかくばかな意見でも、無駄な意見のようなものであっても、とにかく自由に意見をまずは出してもらうことが大事だということで、そこでどういう会議の進め方をすればいいのかということは、つわの暮らし推進課とも話して、会議を行ってきたというところでもあります。

その中で、K J法という会議手法があります。今はK J法というと、あまり馴染みがないのかもしれませんけれども、要は付箋に自由にまずは意見を書いていく、そこから意見を集約をしていくという、その会議の手法があるわけでございまして、そういうものを取り入れながら、できるだけ広く意見を自由に、闇達に出してもらえるように心がけていったというのは事実であります。それでも、なかなか意見が出しにくかったという、そういう意見があるというのは、個人個人そういう受け止め方でもあろうかと思いますので、否定はするものではありませんけれども、基本的にはそういう心がけの中で会議を進めていたというところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　このプロジェクトチーム、私の聞いた中で、こういった事例があったということでお尋ねをしたんですけれども、この平成30年に取り組まれたこのプロジェクトチーム以降ですね、全ての課でなくてもいいんですけども、何かプロジェクトチーム的なものをつくって取り組まれたというようなことはござりますか。

○議長（草田　吉丸君）　副町長。

○副町長（島田　賢司君）　もう四、五年、五、六年前になるかもしれませんけど、城山整備をですね、各課、総務財政課を中心といたしまして観光課、建設課、農林課、教育委員会、環境生活課を集めて、プロジェクトチームで城山の整備を行いました。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　その城山整備については、どういった目的、ゴールがあつて行われたものだったでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　副町長。

○副町長（島田　賢司君）　これは、佐々田さんという方から御寄附を頂きまして、まづ城山の整備を行つてほしいということ、それと、それに伴う遊歩道、それとトイレとか、あずまやを造つていただきたいという御要望がありましたので、そういう場をプロジェクトをつくって対応したということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　執行部の皆さんにお願いでございますが、発言のとき、できるだけマイクを近づけて発言をしていただくようにお願いをいたします。大江議員。

○議員（2番 大江 梨君） 回答の中で、事例を2つ取り上げて回答もいただきました。御回答にあったとおり、まず各担当の課でできること、解決する方法を考えいく、これは私もそのとおりであると思います。

私が回答を聞いて思うことは、各課横断的にということだけではなくて、現場担当者の感覚ですか、アイデアというものを大事にできる組織であってほしいなということを感じました。これは、現場担当者の意見を全て反映させなければいけないとか、そういうことではなくて、そういった日々業務に当たっているのは担当者ですし、一番担当者がその問題について考えていると思いますし、アイデアも持っている場合があると思うんですね。そのアイデアが、例えばほかの課と連携して何か取り組むということであったときに、その意見を上げやすい雰囲気とか、仕組みというのが必要なのではないかというふうに感じています。

そこで、事業の規模ですか内容とかにもよるものだと思うんですけれども、現状では、例えば一担当者が自分の担当しているものの中で、ほかの課と協議をしたいと、ほかの課と何か一緒に事業をしたら、これはうまく解決できそうだとか、そういうふうに考えた場合、それはどのようなプロセスで今は進めしていくことができるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） いろいろやり方は考えられるかと思いますけれども、例えば現場の担当職員が一つこのアイデアを持ったというので、各課横断的にやるほうが効果を上げやすいという中で、その思いを持ったときには、まずは、やはり担当の直属の上司である課長に話をして、課長から私なり、あるいは府議という場がありますので、そこで問題を提起をしてもらって、各課でこれは連携して取り組もうじゃないかというようなことが、一つとして考えられるかと思っております。

それからもう一つにつきましては、これは今日も御指摘をいただいている一つであります、高齢者専用住宅の建設等については、これは現場の職員から私自身がこれまで二、三回あったかと思います。直接ヒアリングをさせてもらって、高齢者住宅の必要性ということを私自身が認めた上で、そして、ではこれは各課横断的にやはりやる必要があるので、取り組んでいこうというようなことで、関係する課長に話をし

たという経過があります。ただ、ちょっとこのことについては、御指摘もいただいているように、なかなか前に進んでいないという私自身の認識でもございますので、こうしたところは、またしっかり関係するまずは課長と、回答でも最初に申し上げたように、私とで、やはりしっかり意見交換をして、そして各課が主体的に取り組んでもらえる、そこはまた、それぞれの課長のリーダーシップにもなってまいりますので、そういうところで、各課が主体的というか、プロジェクトチームに主体的に加わってもらうと、そういう環境づくり、意識づくりというのをしていくということを、最初にも申しましたように、反省も踏まえて、この問題については認めているというところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　今、町長の回答の中にあったプロジェクトチームに主体的に加わる、それが各課横断型で進めていくときというのは、進行というのが非常に難しいというのが、一番の難しさなのではないかなというふうに想像をしているところなんですけれども、3課なら3課が合同になったとき、どなたかが進行しなければ話というのは進んでいかないと思うんですけれど、これを例えれば提案された、課題だなと感じた、最初の気づきを持った課が担当するということになると、これはすごい負担だなと思うんです。気づいてしまったら、そうしたら進行もしなければいけないというのは、すごく負担だなと思うんですけれど、例えばこれを進行役ということで、誰か第三者、例えばどんな方がおられるのかちょっとあれなんですけど、コンサルタントさんがいいのか分からないですけれども、例えばコンサルタントさんのような方であったりとか、同じような管轄である県職員さんがいいのかですか、例えば役場内でファシリテーション、そういう進行についてを専門に研修されたような方をつくって、そういう方に入っていただくとか、誰かが入っていただくことで話が前に進んでいく、そこが何か一番大変なところなんじゃないかなというふうに、私自身は感じているところなんですけれど、その点については、町長はどのようにお感じになられますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　プロジェクトチームの事例とは違うわけですけれども、例え

ばコンサルさんを活用したりというようなことは、教育委員会サイドにおいて文化財の関係、そうしたものはやはり専門的な知識も取り入れていかなければなりませんので、コンサルさんや、あるいは県の職員の方々、更には文化庁にもアドバイスをいただきながら進めているというケースはあります。ただ、やはり主体的に進めていくのは町の職員でないと、なかなかやはり難しいというところもあります。これをプロジェクトチームに置き換えたときにも、やはり同様のことが言えるのではないかと思っておりますから、基本的には、やはり町の職員が主体的に動くということを、どうやっていくかということが大切であるかと思っております。

あまり後ろ向きなことは、こういうところで話すべきではないかもしれません、これまでも何度もお話ししているように、今職員の事務負担というのが、本当に合併して16年という中で、行財政改革と併せて事務分掌が国、県からも下りてくる、そして人口減少に伴って地域課題が非常に増えてきたということで、職員の数は少なくなったけれども、やるべき仕事というのは膨大に増えてきているという中、本当に一人ひとりの負担感というのは相當に重たくなっております。

ですから、私も定期的に、一人ひとりの面談はちょっと時間が難しいので、各課ごとにヒアリングをして、職員の今負担感とか、そういうことを私自身も把握しながら、組織運営に生かしていくということを今やってきているところでもあります。

私もそういうふうに直に意見を聞いてきた中で、やはり職員の負担感ということについても、ある程度配慮していかなければならぬというところであります。

ですから、今一人ひとりが各課において、自分が抱えている仕事というのが本当にたくさんあって、そこに今度プロジェクトチームをつくるということは、また新たな負担が増えていくということでもありますので、そういう状況も鑑みながら運営をしていく必要が、今課題として実際あるというところでございます。

ですから、今のままでは何も進まない、解決できないということでは、このプロジェクトチームも成功に進んでまいりませんので、今までかねがね申し上げております、やはりDXの推進というようなこと、業務の効率化とともに、そして併せて、今後やはりコンサルさんとか外部の知識、そういうものも取り入れていくということ、そういうものをいろんな面で検討しながら、進めていくということが大切であるかという

ふうには思っているところであります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　やはり、各課横断型で進めていくときというのは、それに伴うやっぱり負担を想定して、その負担感をやはりある程度軽減した状態で、軽減されるであろう状態でやっぱりスタートしないと、なかなか進んでいくことは難しいというのは、私もそのように思っています。

あと、その分野横断的といつても、いろんな段階があるかなというふうに思ってまして、最初のお話に出てきたような、全ての課が関わる、かつ、ちょっと大きなミッションに対して行うようなプロジェクトチームのときもあれば、2つ、3つの課である程度具体的なミッションに対して連携する場合であったりですとか、あとは必要な課で情報共有すれば解決するようなことであったりとか、いろんな連携も段階があるかなというふうに思うんですけども、いずれの段階にしても、日常的な職員さんの関係性というのがベースになってくる。そこが大事なのかなというふうにも感じるんですけども、津和野庁舎いろいろ、津和野は庁舎があっちにもこっちにも、庁舎以外にも職員さん、配置でおられたりすることがあると思うんですけども、その中で、日常的に各課の連携ですとか、横のつながりというものを深めるために、何か取組としてされていること、また意識的にされていることというのは何かありますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　日頃の職員交流というのは、いろいろ個人個人で行っているというふうには思っているところでありますが、やはり組織の運営として、そして業務ということにおいての連携ということであれば、やはり庁議という場がありますので、そこで各課ごとの報告を庁議の場では毎月1回行っておりますので、そういう中で、いろいろな問題点等も挙げてもらいながら、各課としてのいろんな課題等の取組の状況等を、全体として情報把握に努めているというようなところであります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　課長にはそういった場が設けられているかなと思うんですけども、課長以下一般の職員さんについてはいかがでしょうか。特にそういう

た機会があつたりしますでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　例えば、先ほど事例で挙げられました高齢者住宅、そういう何か一つの目標があるときには、順調にはいっていない言いながらも、やはり関係する各課の職員も集まっての意見交換ということは当然やるわけであります。

ただ、何も目的がない中で、日常的なそういう意見交換の場というのは、私自身は存じていないというところでありますて、日頃の交流というのはしているのだろうかというふうにも思っております。どういうものを想定されておられるかというのも分からぬところもありますが、例えばの話、ふさわしい回答か分かりませんけれども、毎年、年1回職員交流というような全体としての交流、それは人間関係を築くためのそういう場というものもやってきているわけでありますけれども、そういうようなことは、ちょっと最近コロナでずっと中断しているというような状況にあるというところであります。

○議長（草田　吉丸君）　大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　実際、職員の皆さんがどれだけそういった場を求めておられるかということは、私も皆さんにお聞きしたわけではないので、分かりかねるところはあるんですけども、先ほども申し上げたように、ただ皆さんのコミュニケーションというのは非常に重要だと思うんですね。そんな中で、津和野町はいろいろ庁舎も分かれているので、意図的に少しそういった機会をつくっていかないと、なかなかコミュニケーション、仲いい方とは課を超えてでもいろいろお話とかは、個人的にはされるかと思うんですけども、そういった機会をつくっていくということは、あってもいいのではないかというふうに感じています。

一般企業でしたら、これは役場では難しいと思うんですけど、フリーアドレス制で、どこでも自分の好きなところに座つていいですよとか、そういう会社もあつたりしますし、あとはミーティングのスペースを、気軽にミーティングができるように、廊下の脇にちょっとテーブルを置くですかとか、そういったミーティングがしやすい空気づくりをされたりですか、いろんな工夫を一般企業さんも、コミュニケーションを取るためということをしておられるところがあると思いますので、何かそういった

工夫も取り入れながらできると、普段からの関係性の土壤があれば、何かプロジェクトチームというのを組んだときも、スムーズに運営とかも行いやすくなるのではないかなというふうに感じたので、ちょっとこの質問をさせていただきました。

分野横断型の取組というのは、多分最初は町長もおっしゃられたように、すごくやっぱり負担感が職員の皆さんには大きくて、多分成果よりも効率が悪いなあですとか、大変だなということを強く感じることが多いんじゃないかなというふうに思います。ですので、やはり想定される負担感というのは、できるだけ洗い出して、対策を取つて、何かプロジェクトチーム、分野横断型の取組というのを、ぜひ進めていただけたらいいなと考えています。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、2番、大江梨議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで9時50分まで休憩といたします。

午前9時38分休憩

.....

午前9時50分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序7、9番、田中海太郎議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　9番の田中海太郎です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、質問が2点あります。

まず1点目です。懲戒審査委員会に関すること。

昨日、同僚議員の質問にありましたが、このたびの職員手当の不適切な受給に関して、先日、懲戒審査委員会が開かれたと思います。

そこで、今回は津和野町職員懲戒審査委員会についてお伺いします。

まず、懲戒審査委員会とは、その組織に所属する人間に不祥事があった際、その処分を審査する会だという認識でいます。その委員会の一連の流れはどのようにになっていますか。

次に、懲戒審査委員会のメンバーはどなたが務められていますか。

次に、実際委員会で下される処分はどのようなものがありますか。

そして最後に、そして委員会で判断された結果は、その後、組織内でどのように反映されていくのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、9番、田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

懲戒審査委員会に関することでございます。

まず、1番目の御質問であります。津和野町職員懲戒審査委員会は、国の人事院から発出されております懲戒処分の指針に基づき、職員の不祥事や交通事故等がこの指針に示されております標準例と照らし合わせ、内容が処分の対象となることが想定される場合に、必要に応じて開催されます。

この審査委員会は、原則として非公開で開催され、決定内容等についても津和野町職員の懲戒処分等の公表に関する基準により、一定のルールの下で公表される場合を除き、原則として非公開となっております。

2つ目の御質問であります委員会のメンバーでございますが、津和野町職員懲戒審査委員会の委員は、委員長を町長とし、副町長、教育長、総務財政課長の合計4名で組織されております。

処分の内容についてでございますが、先ほども申し上げましたが、国の人事院が発出しております懲戒処分の指針によりますと、様々な事由に伴います標準的な懲戒処分の例としまして、免職、停職、減給、戒告が示されており、その他訓告、厳重注意、口頭注意等について、案件ごとに判断しております。

併せて、これらのうち、具体的な処分量定については、指針の中に示されております基本事項を参考にしながら決定していくこととなります。

最後の御質問でありますが、残念ながら職員の不祥事等が発生した場合には、事態を重く受け止め、審査委員会を開催し、指針に基づいて厳正に協議の上、適切な処分を下すことはもちろんですが、処分内容について職員に周知を行い、不祥事の再発防

止と、職員全体の公務員倫理の確立を再度徹底したいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　それでは、回答に対しまして再質問を行います。

まず初めに、最初の回答ですけれど、審査委員会は原則として非公開でありまして、一定のルールの下で公表される場合を除き、原則として非公開となっていますが、この一定のルールの下で公表される場合というのを教えていただきたいのですが、これは例えば情報開示請求とか、そういういった場合なのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　この公表というのに関しましては、津和野町職員の懲戒処分の公表に関する基準というのがございまして、内規でございます。その中で、公表の対象となる処分につきましては、いわゆる免職、停職、減給及び戒告というふうにするというふうに書いてありますので、それ以外については非公開ということになつてまいります。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　それと、懲戒審査委員会の議事録というのはありますか。あれば、その議事録はどのぐらいの期間保存されているのでしょうか、分かれば。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　議事録というのは残つてはおりますけれども、ただ、どのぐらいの期間保存するかというのは、ちょっと私も存じ上げておりません。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　懲戒審査委員会というのは、もともといつ頃立ち上げられたかということと、また、現在の委員長や委員の構成員の役職というのは、設立当初から変わっていないのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　この委員会がいつ頃からあるのかという御質問でございますが、それにつきましては定かではありませんが、津和野町職員、先ほど申しました委員会の訓令というのがございますが、これにつきましては平成22年に制定をされておりますので、それ以降はこの訓令に基づいてされておるものというふうに

思われます。

メンバーにつきましても、この22年からのメンバーにつきましては、今のところ変更はされておりません。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 審査委員会ができてから、このメンバーでやられているということですけど、私、今回この懲戒審査委員会というものの現状ということをちょっと調べてみました。

ここで、資料を御覧いただきたいと思いますけれど、恐らく、かつては、恐らくなんで何とも言えないんですけど、行政の中で審査委員会をつくって、メンバーもそうだったと思うんですけど、いろいろ事案を調べてみると、例えば飲酒運転で事故が起きたとか、そういう問題でなかなか処分が難しいという事案があって、それで外部を入れるようになったとか、そういう経緯がいろいろありますと、今現在、ちょっと自分でいろいろ調べたら4パターンに分かれるなと思いました。

パターンの1つ目としては、委員会の構成員というのが副市長——副町長ですね——と総務課長など、ほか管理職で構成されたという委員会のところがあります。例えば、それは出雲市だとか五泉市、浪江町、浜中町、隠岐の島町など、結構町村はこのタイプが結構まだ多く残っています。

パターンの2つ目としては、委員の構成メンバーが職員が1名から2名程度、外部委員、これは結構学識経験者が多いんですけど、2名から3名という構成員です。これは広島市とか横浜市、札幌市、彦根市、甲良町、これはどちらかといったら市が多いように見受けられました。

それで、パターンの3つ目としては、構成する委員のうち、必ず1名は職員組合の代表が入るというパターンです。これは輪島市、加東市、大河原町、新ひだか町、玉川村などあります。

パターンの4番目、これも結構多かったんですけど、特に委員の指定は記載がありません。それで任期も大体1年から2年というふうに様々です。この具体的なのは福岡市、青森市、下関市、福知山市、栄町などあります。

このパターン1以外、パターン2、3、4は首長が議会の同意を得て任命する場合

が多いです。

この特徴をちょっと感じますと、副首長が、要は副町長が委員長を務めることが多いです。それと、外部委員としては学識経験者が多いです。これは弁護士とか会計士とか教育関係者が多いです。

これをずっと見てまして思ったのが、津和野町の場合は、委員長は町長が務められています。お隣、吉賀町も委員長は町長が務められているんですけど、これは浜中町だったと思うんですけど、委員会は任命権者、つまり町長ですね、町長の諮問に応じて懲戒を審査し、その結果を答申する。町長は諮問に対する答申があったときは、それを尊重する。また、別の自治体では町長に報告しなければならないという規定が書いてあります。というのは、結局任命権者である町長が、懲戒委員会の委員長を務めるというのは、ちょっと珍しいパターンではないかと思うんですけど、これに関して何か町長、ありましたら。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 外れれるものなら、それは私自身も外れたほうがという、気持ち的にはそういう思いもありますけれども、ただ、やはり町長としての責任上、この職員に処分を下すという判断の審議の過程において、やはり加わるべきだという、その責任を感じての加わってきたという背景でもありますし、私自身はそのことについて特にそれ以上、他の町がどうからという意味で、特にその感想を持っているわけではありません。津和野町としては津和野町としての判断と、責任の所在ということで、町長がこの審査委員会に加わらせていただいているという思いでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 町長のそういう意見はありますが、私の個人の感想としては、やはり懲戒審査を行うに当たって、その委員を任命しているその任命権者という方は、その懲戒委員会で話されたことを答申を受けて、私が思うにはリーダーだと思います、その答申を受けるほう。それで、じゃあ了解という感じでやるのが本来の在り方ではないかなと思っています。

それともう1点、やっぱり最近は外部委員というのが多いです。津和野の場合は、先ほど回答にもありましたけど、懲戒審査委員会は町長、副町長、教育長、総務課長

の4名、あと参事もいらっしゃいますから四、五名で組織されておると思います。そうですね、だけど、やっぱり外部委員というのはとても大事だと思います。民間では今ほとんど外部委員がいます。ただ、まだ行政ではなかなか外部委員を入れているところも半々ぐらいだと思いますけど、やはり内部で審査委員をやるだけでは、なかなか私は自浄作用が効かないと思っています。もちろん、今委員でいらっしゃる皆さんには私も個人的に存じ上げているし、職務を一生懸命されていますので、信頼はしています。だけど、外から見た場合、内部だけで大事な懲戒審査を行うということに対して、やはりいろんな見方があって、うがった見方をされる方もいます。やはり、それだと、厳しい判断が下せないじゃないかという声もありますけど、その点に関しては町長どう思われますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　御意見があるということありますから、それは御意見として受け止めるということになるかと思っております。ただ、我々としては長年こういう形でこの懲戒審査というのをやってまいりました。繰り返しになりますけれども、基準がございますので、これは人事院から出されているものであります。その項目に一つ一つ照らし合わせながら、このたびの事象はどうだったかということを審議をして、そして判断をするというような経過をたどってきているというところであります。決して身内に甘くということも考えておりませんし、町としてある程度の一定のルールに基づいた判断をさせてきていただいているというところであります。

そのときに、なかなかその基準にどうしても当てはまらないとか、我々がなかなか判断がしにくいときには、例えば弁護士さん等その外部の方を入れてですね、意見を聞くと、そういうことも当然念頭に置いてやってきているというところでございます。

ですので、どうお答えしていいのか分かりませんが、なかなか我々だけでの審査に信頼性というものが生まれてないということであれば、どういうふうにまた対応を取っていくのかというのは、検討もしていかなければならないというふうに思っております。

繰り返しになりますが、今までのやり方として、我々は決して適正でない判断をしたというつもりはございません。ただ、今回もこうして議会からこういう質問を頂い

ているわけでありますから、議会のほうでやっぱり御意見をまとめていただいて、こういう形のほうが、やはり公平、公明性というものが更に担保できるんじやないかということになれば、それはそれとして、また懲戒審査委員会のメンバーも含めて、その在り方を検討していくということになるかというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　当然、町長はやっぱり一生懸命やっていらっしゃると思います。それは正義感に燃えてやっていらっしゃると思っています。ただ、やはりそれが外に見える場合に当たって、原則非公開ということであれば、やはり町民とか、ほかの方々に分からぬ状況で、やはり責任持って、自信持ってやっていられることも、疑いがあれば、なかなかそれが分からぬです。それを解消するのに、やっぱり今後いろいろ考えていただきたいなと思うんですけど、特に懲戒審査委員会ってすごい大事な組織ですし、今の町長と委員の皆さんとの体制ではいいかも知れませんけど、また町長が替わったり、いろんなメンバーが替わったときに何か問題があつてはいけないので、やはりとても客観的で、しっかりした委員会になってほしいなと思い、今回質問しているわけです。

じゃあ続けて質問いたしますが、3番目の処分の内容に関しまして、処分の種類を挙げられましたが、まず処分といましては退職、停職、減職、戒告は処分としてしております。これは結構よくテレビとか新聞とかも取り上げられているので、広く知ることになりますね。

だけど、その一方で、その下の訓告とか口頭注意、厳重注意というのは、それぞれどう違うんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、その他訓告、厳重注意、口頭注意等というのがございますが、これは一般的には、この懲戒処分のいわゆるこの4つの分にまでにはいかないと、それ以下といいますか、いうふうな結論に基づいて出されるといいますか、下されるといいますか、いうようなものでございまして、いわゆるこの4つよりかは少し軽いといったようなものになってまいります。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） ここに、津和野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例というのがありますけど、その3条で、「戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならぬ」と書いています。これらは、だから直接書面を渡してそういう処分を下すわけですが、訓告、口頭注意、厳重注意ということは、じゃあ書面としてはないということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 例えば、ここにあります訓告、厳重注意、口頭注意等というのがございますが、これらにつきましても書面をお渡しをして、実際に町長のほうから書面をお渡しをして注意するといいますか、お渡しするものでございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 昨日同僚議員の質問の中で、このたび行われた懲戒審査委員会で下された処分というのを、一般の職員にも恐らく周知していたら、公表は職員にはされたというふうに、たしか言ったと記憶しているんですけど、それはどのような形で、どのような形態で周知されたんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 職員に対しましては、まず庁議で課長のみんなに報告をいたしました。その後、課長が課に戻って職員に報告をしているはずです。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） じゃあ庁議で話を出されて、課長の皆さんと職員に話されたということでよろしいでしょうか。

それでは、多分内容はもちろん非公開なので、それは出せないとは思うんですけど、実際にというか、一般論でもいいです、懲戒審査委員会が行われて、それを職員に通知するときは、庁議で出して、課長の皆さんと職員に通知するときは、こういう問題が起こって、誰とは言わずにこういう問題が起こって、こういうふうな処分が下って、今後こういうことは再発防止としてこういうことをやるから、皆さん気をつけてくださいなり、大体で言えばそういう形で行われるわけですか。

○議長（草田 吉丸君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） お見込みのとおりでいいと思います。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） これは、結局懲戒審査委員会で下された決定というのは、基本的にそこで決まったことなので、それはとやかく言うつもりもありませんし、私が述べていることも、これは結局提案であって、遂行されるのは町長はじめ皆さんであるので、そこは特に問うつもりはありませんけど、やはり繰り返しにはなるんですけど、懲戒審査委員会が非公開で行われる、それでやはり、その中で不祥事を起こした職員というのが厳しく罰せられる、それがやはり処分としては表に出る部分と表に出ない部分がある、やっぱり表に出ない部分を、ただいかに町長がしっかりとそこを再発防止をされてやっていくという上では、ある程度委員会の中で透明性がないといけないと思います。

やはり、町長の先ほどの答弁では、意見として取り入れてくださる的なことはおっしゃられましたけど、実際懲戒審査委員会を今の状態で、そのままやはり行かれるおつもりですか、町長お尋ねします。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 決して、これまでにも不適切な委員会運営をしてきたというつもりは毛頭ございませんので、私としては、私としてはというか、今日質問いただしたこと分かっておりましたので、事前に副町長、教育長等も相談をして今日臨んでおるわけであります。懲戒審査委員会のメンバーとしても、今後もこのやり方で続けていくというふうに考えております。

ただ、今日こうして議会のほうから一般質問を受けているということに、全くの聞く耳を持たないということではありません。これはこのことに限らず、どんな御意見でも一度持ち帰り、しっかり検討もするという我々はスタンスで常に臨んでいるつもりでございます。

そういう中で、今日もいろいろできる限りのお答えをさせていただいたところであります、それも踏まえて、またできることであれば、やはり議会は12人おられるわけでありますから、一人の田中議員の言われることを信用しないというわけではな

くて、議会としての一つの意見のまとめというのももしていただいて、また町のほうにも御提言をいただけるということになれば、またそれはそれとして、よりしっかりとといったらちょっと誤解を受けてはいけませんけれども、議会の総意の意見として、そのことをまた更に尊重して受け止めながら、また今後の懲戒審査委員会の在り方について、より一層検討していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　私も今年になって2年目の議員です。なので、いろいろと最近ようやくこの議会の仕組みとか町の仕組みが分かりつつあって、こうやって1年間いろいろ議論をさせていただいて学んできたことがあります。その中で、確かに議会できちつとこういうことを議論して出していって、また町と話をするというのが大事だと思って、今後またいろいろ考えていきたいとは思います。

ただ、やはり懲戒審査委員会というのはとても大事なもので、やっぱりそこの中で決定されたことが幾ら正当性があっても、周りから疑われたら本当にもったいないというか、やはり評価というのは周りがされる部分があります。

私が大好きな言葉で、中国の故事成語で「泣いて馬謖を斬る」という言葉があります。これは、昔戦争で最も信頼していた部下が失策をしたとき、リーダーは厳しく処罰しました。これは身近な人だからこそ厳しく処罰したんです。そうすることによって、結局部下達の士気が上がって、綱紀も肅正されたという話が残っています。

町長は、やはり懲戒審査ができた一つの理由は、言われなき批判とか、何か誤ったことに対して部下を守るという意味もあると思います。それが多分非公開だと思います。だから、やはり町長はそういう言われなきとか、誤った批判というものを部下が受けたときに、守るという立場があるのは、そこはとても大事なことです。ただ、その一方で、部下が不適切な行為をやったとき、近いが上に厳しい処分を下す、そうすることで職員の士気も上がる、皆さんにはこれをやっちゃいけないんだというふうになる、やっぱりそういう気持ちというのは、もちろん町長自身持たれていると思うんですけど、それは周りから見ても、そこが納得できるような審査委員会でありたいなと思います。

それで、このたびの一般質問で、こうやって私は同僚議員とともにこの問題を取り上げました。この一般質問の内容としては適切でないという声もあります。また、これは簡単に解決する問題でもありませんし、ただ、今回出しただけというふうな取られ方もするかもしれません。

ただ、一つだけ言わせてもらいますと、この件を私達が取り組まなかつたら、懲戒審査委員会も開かれなかつたでしょうし、また、この件自体が調査されず、そのままになつてゐたかもしれません。これに関しては、やはり町長、私はその点に関しては少し反省していただいて、二度とこのようなことがないようにお願いしたいと思います。何か町長あれば。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　大変恐縮でありますが、その御質問に対しては、はつきりと、指摘されたから懲戒審査を開いたわけではありません。これは絶対にありません。あくまでも我々がその事実を知つたので、その知つた事実が少し遅れたのは、またそれも事実であります。事実を知つた上で、これは必ず処分の対象だということで懲戒審査委員会というのを自ら開催をして、このたびの処分を判断をしたということでありますので、議会から御指摘を受けて慌ててやつたというような、その事実は全く誤解でございますので、明確に否定をさせていただきたいと、そのように思つております。

ただ、やはり残念ながら不適切な事象であったことは間違ひのないことでござります。そうしたこととはしっかり厳粛に受け止めてもいるところでありますし、もう一つ言葉尻を捉えるわけではありませんが、身近な者だからその処分の内容を、馬謖を斬るという話もありましたけれども、決してそういう判断をしているわけではございません。そのことも信じていただきたいと、そのように思つております。

ただ、不適切な事実があつたということはしっかり受け止めながら、また再発防止に向けて、序議一丸となつて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　分かりました。今私が発言した、言われたからやつたというのではないということをはつきり申されましたので、そこは私も撤回いたします。

それでは、続いての質問に参ります。役場の業務に関することです。

私は、町議として仕事を始めて1年たったのですけど、この1年間でいろんな町民の声を聞きました。その中には、何とかしてほしいという緊急性のある要望、それから町に対して長期的な展望を求める声、重要ではあるが町に要望しても解決困難な案件、そして時には手厳しい批判で、ちょっと建設的でないような意見もありました。それらを私なり整理して、各課に届けるのですが、課長はじめ職員の皆さんには大変真摯に向き合っていただき、それぞれの問題に対応してくださっています。

その一方で、役場に○○をお願いしたけど、いっそやってくれんとか、○○の書類を出したが全く返事がないとか、町に意見をしたいけど、それはどうしたらいいのだろうか、そういう声もよく聞きます。

そこでお伺いいたします。

1つ目、町民から寄せられる要望はどのような形で業務に反映されていくのですか。また、各課での情報共有はどのように行われているのでしょうか。

2つ目です。町民から寄せられる「声」というのは、現在どのような手段で役場に届けられているのですか。また、その声をどうやって職員間で情報共有していますか。以上です。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、役場の業務に関することについてお答えさせていただきます。

まず最初の御質問ですが、これまで町民の方からの要望は、様々な方法で私どものところに届いてまいりました。私どもに直接提出されるものとしましては、主に町内の各自治会単位での要望、各種関係団体からの要望等が多く、場合によっては要望書を受け取る際に関係課長も同席させ、その都度関係各課に対応するよう指示をするようにしております。要望の内容によってはすぐに実施できるもの、予算が伴うなどし、すぐに実施することが困難なもの、県事業のため島根県に要望をつなげる必要のあるものなど、様々なケースがありますが、災害対応など特に緊急性の高いものなどは、優先的に対策が求められるため、迅速に対応するよう努めております。

2つ目の御質問ですが、町民の方々からの御意見等につきましては、私が直

接御意見を聞く機会としましては、各自治会等が実施します町政座談会などがあります。この座談会を通じて、各地区で抱えておられる課題等をお聞かせいただき、町として、少しでも問題の解決ができるような支援等が考えられないかなど、検討するよう関係各課に指示をしてまいりました。

その他、御意見が寄せられる方法としましては、行政相談員への相談や、先ほども申し上げましたが自治会や団体からの要望を通じての御意見、担当課に直接来庁される場合や、お電話での御意見など、様々な方法があると考えます。

お寄せいただいた御意見については、該当する担当課において内部でも十分に情報共有し、検討するよう努めるとともに、御意見の内容が複数の担当課に及ぶ場合には、相互で情報共有し、対応するようにしております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　それでは再質問します。

町民の皆さんのが声で、結構聞いたのが2つあります、具体的な内容は申しませんけど、申し訳ないですけど、各課にちょっと御意見を求めたいと思っています。

一つは建設課なんですけど、高齢者の方が〇〇してほしいってお願いをしたんですけど、なかなか対応してくれなかつたと。恐らく電話を受けた方がうっかり失念されていたのか、それともいろんな要望があつて後回しになっていたのか、ちょっとそのあたりは分かりません。ちょっとした本当に小さい頼まれ事だったんですけど、やはりそこを課内できちんと情報共有して、漏れのないようにしていただきたいと思っています。

私もいろいろ見て感じたんですけど、特に今建設課の要望ってかなりあるなと感じています。ましてや今、高齢化になっているので、いろんな道路のこととか建物のこととか、いろんな問題が生じて、少ない人数の中で大変な思いをされてやっているとは思いますが、そこでやはり、電話を受けた時点で対応がいついつ頃になるとか、申し訳ないけど、今立て込んでいて対応がかなり遅くなりますよとか、そういう回答があれば、まだ町民の方も納得されると思います。そこを1点、課長、御意見をお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 役場にお願いしたことがなかなか実現されないという、この議員の御質問からして、建設課、うちのほうの所管する事務のことが多いんじやないかなと思っておったところでございます。

まず最初に御理解いただきたいことは、先ほど町長が申し上げましたとおり、建設課に対して寄せられる町内各自治会や住民の方からの御要望につきましては、工事費用がかなりかかるものもございます。また、すぐできるものもあります。そういうことで、すぐ実現できないこともあるということは前提に置いていただきたいと考えておるところでございます。

先ほどの高齢者の方からの御要望ということですが、議員お話がございましたとおり、様々な御意見を頂戴するところがございます。特に豪雨が降ったときなんか、各地区の自治会長さんをはじめ、その現場の近くの住民の方から、こういう状況になっているのでどうだ、すぐ見に来てほしいということが一度に御連絡いただいている場合がございます。そういうことで、なかなかすぐさま現地にて対応できないことがありますし、対応の前に、現地確認がちょっと遅れる場合もございます。それと、現地の処理もその日にできることもあります。

また、道路維持等の委託、業者の方にお願いしているところでございますが、それも内容によっては落石の撤去、倒木の撤去とかはすぐできるんですが、工事を伴うものにつきましてはすぐできないことがありますので、そういう点については御了承いただきたいと思います。

ただ、先ほどお話がございました高齢の方でいらっしゃいましたら、近くでそういったケースがあったら、なかなか気になって夜も寝られんというような話も私も以前お聞きしたことがありますので、そういう御要望につきましては、真摯に向き合つて対応したいなと考えているところでございます。

なお、いろいろな御要望をいただいておりますので、失念したこともありますし、また後で行くと言いつつ行けなかったこともあろうかと思います。ただ、内容によつては、今は崩れそうじゃないんだけど、こうなりそうだということは、ちょっと後回しにさせていただいていることもありますので、その辺についても御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 私も町議になってから、そこら辺のすごく客観的に見れるようになって、やはり建設課が現状、全体を把握した中でやっていくことというのが多少は分かってきましたので、自分がもし間に入ったときは、おばさんちょっと待ってよ、ちょっとこれこれこんな忙しいんよという話をできるので、やはりそれができない場合は、やはり建設課の中で電話対応、窓口対応を職員さんに上手にやっていただきたいなと思っています。この対応次第で、本当に町民の気持ちも変わるし、町民の町政の見方が変わってくるので、そこをぜひお願いしたいと思います。だから、できるできないとか、忘れた、できないのは許されると言ったら悪いかもしれませんけど、私は別にそれは仕方ないことだと思っていますので。

それともう1点は、教育委員会のほうです。教育委員会も日頃から業務が本当に忙しくて大変だと思っています。なので、いろんな書類が多分こちらも出しますし、受け取って、それを整理して、精査してということを伺っているので、大変だと思っています。その中で、やはり書類を出したけどなかなか、しばらくたっても何の返答もないという声を、正直少なからず聞きます。これでやはり、ちょっと不安のある方も多いです。教育委員会も業務が多岐にわたっているので、その書類というのが一緒になったりしながら、なかなかそれが見失つたりしたこともあると思います。私も以前ちょっと行ったときに、出したつもりが、いや出てないかもしれないと言われながら書類の奥から出てきたりとか、なかなかそういうミスがあります。こういうミスも先ほどと同じように、全くそれは気にしないでいいと私自身は思っています。そうではなくて、やはりそこでちゃんとその場で説明して、今これだけあるので、ちょっとお待ちくださいなり、連絡で、いついつまではできそうですとか説明していただければ安心しますし、やはり教育に関しては、その人の将来を左右する問題でもありますので、こんなプレッシャーかけると本当余計大変かもしれませんけど、とにかく提出者というか、町民とのやり取りだけはしっかりとやっていただきたいと思っています。そこら辺の所見を伺います。

○議長（草田 吉丸君） 教育長。

○教育長（岩本 要二君） 窓口対応なり電話対応、そういったところでのいろいろな御意見をいただきまして、ありがとうございました。

議員おっしゃいましたように、教育委員会もいろいろ業務が多岐にわたっておりまして、それぞれ文書の紛失といいますか、うまいこと稟議が回ってこない、遅れて来るというふうな実態もございます。そういった中で、ただ、町民の皆様方に御迷惑をおかけしてはなりませんので、遅れるようなものにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、窓口あるいは電話対応の中で、その旨御説明させていただくよう、今後におきましては丁寧な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） そうですね、やはり町役場というのがその町の根幹でありますので、そこでやはり、そこでの対応というのがすばらしかったら、多分津和野町はいいところだといううわさになると思います。

やはり町民とのコミュニケーション、今回の質問で、皆さんも少なからずコミュニケーションという言葉を出していますけど、やはりコミュニケーションがまず第一で、その次に業務の遅れなどのいかにあれするかということですけど、やはりそのコミュニケーションを取るか取らないかで町民の印象が変わってきます。やはり町民は、こういう考え方によろしくないとは思うんですけど、やって当たり前の感覚を持っている方もいらっしゃいます。でも、そうではなくて、本当に大変なんだということを今日もおっしゃっていましたし、これを見ている町民の方も、役場は本当に大変な仕事をされているんだと分かれば、対応さえよろしければ、よし分かった、ちょっと待つとこう、私はというふうになると思います。これは本当、教育委員会や建設課だけにとどまらず、全ての窓口に言えることなので、ぜひ徹底していただければ、町民のクレームというのが随分減っていくと思います。

それでは2つ目の質問になりますけど、町への意見というのはどうしたらいいかということで、以前町民の目安箱的なものがあったと思うんですけど、今はどうなっているでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 私の知る限りでは、今津和野町の町民センターのほ

うには一つ設置をされているというふうにお聞きをしております。

中身といいますか、どのくらいの頻度で御意見が寄せられているかというところまでは詳しくは調べておりませんけれども、幾らか意見も入っているということをお聞きをしております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（9番　田中海太郎君）　先般、議会でも議会基本条例というのを作成しました、それを町民の皆さんにパブリックコメントということで募集しました。それで、募集して返ってきたのも件数的には大変少なくはありましたけど、参考になる意見、それから直接町のほうへの意見があつたりとか、あと正直手厳しい、ちょっと建設的ではないなという意見もございました。そうやって意見を求めるとき、様々なことがあります。批判的なもの、それから応援するもの、様々あります。数も少なかつたり、なかなかこの御時世、意見が出てくることも少ないです。やっぱりその一つ一つの意見というのは、一見大したことなさそうだけど、すごく重要だったりとかいろいろあるので、やはり目安箱、多分僕もどうなっているか知らなかつたぐらいなので、また改めて周知していただきたいですし、またメールとかでもいいですし、何かちょっとしたことでも話が出てくればいいと思います。

この回答の中にも、やはり町政座談会というのを町長がやられていたりもしますし、いろんな直接意見を出されたり、相談員に出されたりしています。町民の中にも、座談会に行かれて積極的に発言される人もおられれば、電話でちょっと物申す方もおられるし、直接言えずに、だから投書とかメールで表現する方も様々だと思います。

だから、その様々な意見をきめ細やかに対応できるように、いろんな方策を持っていただきたいと思っています。

そういうことで、今回の質問2点にわたりましたけど、結局役場の皆さん気が持ちよく仕事をしていくために、そして町民も気持ちよく役場に行けるために、全てがいいようにしたいがために今回質問しました。ちょっとやっぱり町長に対して厳しいような言い方と取られたかもしれませんけど、私は本当に言いますけど、町長が今行っていることに対してしっかりと見て、言うことは言って、応援することは応援していくたいと思っています。そういう意味で、一つ一つの問題を今後もしっかりと取り組んで

いっていただきたいと思います。また別の機会でいろいろとお話しすることができるか  
と思いますけど、どうぞよろしくお願ひします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、9番、田中海太郎議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで10時45分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、1番、道信俊昭議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　1番、道信俊昭でございます。

それでは、これから質問を行います。私が一般質問をどういうことをするかということを、私はブログでいつも書いているんですけども、それを読まれた方も含めて、最初、私、有権者から様々な意見が寄せられたというふうに冒頭で述べてますけども、本当に多くの人から、ブログもそうですけども、この前の全協の後ろ、一番最後を見られた方とか、はがきとか、手紙とかというのが寄せられて、これで今日発表する分に、もう頭の中が昨日からいろいろ考えることが多い状況ですので、しっかりとやつていかないと叱られますので、よろしくお願ひします。

それで、町民目線で質問をしたいというふうに言っておりますけども、これ、すごくですね、これ最後のほうになるんですけども、この言葉というのが、いろんな人に町民目線でという言葉は非常にいいねということなので、しっかりと後で最後のほうに出てきますから、よろしくお願ひします。

最初に、旧石州館の撤去についてということでございますけども、質問1として、本物件の法務局に登記されている現在の所有者は誰か。

2番目、その所有者から町は幾らで買うつもりなのか。

3番目、この買物に対する国や県の補助はあるのか。

4番目、一般の廃家屋の撤去費用の補助金は、費用の5分の4で120万円が上限

であるが、本物件の撤去費用は幾らか。このところが今回の物件と比較したときに、町民の方はえらい違うなみたいな、あまりにも違うというところに、そういう意味でこれを出したわけで、これを見られた町民の方なんかがびっくりされているということが、これを例として出したわけです。

それから、この事業における国と県と町の負担割合はどのようにになっているのか。

その費用をかけて、単に駐車場を造ることが費用対効果に見合ったものと言えるのかということで、まず1番目の質問ですけども、私の質問はいつも、大体全て町長に答えていただきたいということでやっておりますので、時に数字が出たときなんかには課長に当てることもありますけども、あの2つも含めて、全て町長に答えていただきたいということで、まず1番目の質問からお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは1番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1つ目と2つ目の御質問でございますが、家屋2棟、土地8筆が当時営業を行っていた法人の所有であり、土地5筆がその法人の代表者となっておりますが、旧石州館に係る物件は債権者が実質的な所有者となっております。売買価格は相続財産清算人と、清算人が選任された後、交渉の上決定されるため、現時点では決まっていませんが、取得後に除却費用及び施設整備費等がかかるため、なるべく安価に取得したいと考えております。

3つ目の御質問ですが、コロナ禍で苦戦する観光関連事業者を施設改修や廃屋の除却により、地域を再生するための国の補助事業であります地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を活用して取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の御質問ですが、最終的な金額は調査、設計により算出されますが、補助事業に計上した金額は概算で2億円でございます。

5つ目の御質問ですが、補助率は国が50%、上限1億円で、残りの町負担分についても交付税措置率の高い有利な起債を充当し、町財政への影響を極力軽減したいと考えております。

6つ目の御質問ですが、観光地の中心に大規模な廃屋があることは、観光地の魅力と地域価値の低下により、ひいては観光客数の減少を招くことにつながると考えます。また、建物の老朽化に伴い、瓦等外壁の落下による町民及び観光客への安全上の問題や、防犯上の問題も懸念されるところでございます。

津和野町としましては、国非常に有利な制度があるうちに、その補助を活用して廃屋を除却したいと考えております。

なお、除却後には津和野庁舎の増築による不足している役場及び観光客の駐車場や、S Lの観覧場としての利用も検討しているところであります。実現をすると、観光客等の利便性も向上するなど、その効果は大きいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 町長、まず確認ですけども、この債権者というのは、これは確認ですから、土地、建物を差し押さえている人ということでいいですね。

それと、もう一つ、債務者というのは旧石州館に代わる清算人ということでよろしいかということを、まず確認しておきたいんですが、それで、質問的には、債権者というのは何人ぐらいおられるんですか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 債権者につきましてでございますけど、まず鉄骨の建物、家屋が建っている部分についてでございますが、こちらの土地と建物のほうは（「簡単でいいです、何軒でいいです」と呼ぶ者あり）2軒でございます。木造のほうの部分については1軒ということになっております。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 複数者おられるということですね。私も商売をやっていますから、大体の内訳は分かるんですけど、まあ、あえてそこでどうだああだ、誰だというのは聞く気もありませんので。

それでは、2番目に、これから両者の間、今の債権者と債務者との間で売買金額が話し合われるんですけども、任意売却なのか競売なのか、これはどちらですか。町長、どちらなんですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） まだその辺の話合いまで進んでおりませんので、私自身がそれを今判断する状況にはないというところであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 2つのやり方があると。これによって、大いに金額が動いてきますので、このあたりをしっかりと押させていただきたいということですね。

それから3番目が、普通不動産を動かすときには、町があれするときには、不動産鑑定士を入れるんですけども、不動産鑑定士の鑑定に基づいてこれが動いているかどうかということは、町長御存じですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 町のほうから今不動産鑑定士にお願いをして、鑑定をしていただいているということは認識しておりません。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） それでは、これがいわゆる最初の債権者と債務者との話合いみたいなものがこれから始まっていくということになるので、以上は民民の取引と、民間上の清算をしていくというやり方になるわけですけども、次に、これはまだ民間ですよね。そしたら、これを当然踏まえて不動産を取得して、初めて町が事業の当事者となるわけですが、①の質問が、取得金額に高付加価値事業の費用は使えるのかどうか、まず。そういうことですね。しきりに今回は高付加価値事業、観光庁の出す高付加価値事業があるからということがあるので、この売買の中にそれが使えるのかどうかなというのを、まず1点目。一つ一つ行きましょうか。そうしたら、まずこのあたり、町長どうですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） この売買、取得に当たっては、観光庁の補助対象にはならないというふうに。ただ、私もこれはこの場で問われて、すぐにということありますから、確認をちょっと正確に取っておりませんので、もしかしたら間違いがあるかもしれません、現状認識としては、この取得については補助事業にはならないと私は理解しているところであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 多分私もならないと思っておりますので、多分ならないでしよう。

それから次が、ならないという形でいきますけども、2番目が、6月補正で、ここに補正の案が予定表が来ていますけども、概要が来ていますけども、6月補正で廃屋撤去による調査設計業務委託料3,300万円が予定されておりますが、まだ事業主体でないのに、なぜこういうような予算が出てきているのかなと。まだ民民の世界であるのに、町が何でこんな金を出そうとしているのかというのがよく分からないんですけども、これでいくと事前着工になるんじゃないかなと。これが認められると、事前着工になるんじゃないですかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか、町長。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） これは、あくまでも取得を前提に、そして予算の編成でありますから、そういう意味で6月補正に計上させていただいているということであります。仮に取得がかなわなかつた場合には、予算執行はしないというところでありますし、その辺の流れについては、何月だったかは覚えておりませんけれども、全員協議会のほうで議会のほうにもタイムスケジュールをお示しをさせていただいて、その上で、当然議決をいただいたわけではありませんが、全協ですから。しかし、そのときの意見交換の中で、概ねの議会からある程度前へ進めてもいいというものをいただいたという前提で、こういうスケジュールで予算計上もさせていただいているといったところであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 私はいつも言っていますけども、全協とかほかの審議会とか何とかかんとかというのは、あくまでも意見であって、事前決議ではないということをいつも私は言っておりますので、これは参考にということで、今言われたように、これがもし認められて、これが取得云々がうまくいかなくなつたら、これはなくなつてしまふと、なくなるということを今言われたので、そのことで話を進めています。

次が、この答弁書の中にある、答弁の中にある、ここを引っかかったんですよ。なるべく安くというのがね。この文字が、文字と言っちゃいかんですか、この答弁が物議醸しちゃったんですよ。なるべく安くということはですね、まあそれは民民の中で、何ぼにしてくれやとかいうのはありますよ。ですけども、これ行政ですので、なるべく安くというのは、土地は当然地価には路線価格というのがありますよね。それで、それは固定資産税とか、あるいは相続税とかに全部かかってくるんですけども、あの物件のすぐ近くに路線価の中心というか、決定するところがあります。そういう家屋があります。したときに、この言葉というのは、今の固定資産税とか何とかという、相続税も含めて、これの基準になるものを狂わしていくんじゃないかなということが1点。

それから、もう一つは、安くなったら、あの周辺の売買価格、次に売買が起こったときのこれが参考になってくるわけですけども、そうしたら、周辺の民家並びに特に商売人ですけども、売買価格が下がってきますよね。ということは、その人達にとつたら大変なことになるなというふうに思っているんですけども、このなるべく安くということを行政が使ってもいい言葉なのかなというのが、これ非常に重大な言葉ではないかというふうに思っております。

それでもう一つ、なるべく安くというのは不動産鑑定、今不動産鑑定士を入れるというふうに言われましたが、その不動産鑑定士の評価というものを、これが一体どこに行くんだと、これは。だから、ここの整合性というのをちょっと、このなるべく安くということを言われたことの、私が今二つ言いましたけども、路線価を狂わしてしまうんじゃないかなということと、周辺の民家、あるいはお店にとって実勢価格が安くなってしまうという、大変なことになるということはどうかということ、不動産鑑定士の評価というものとどういうふうに整合するかということを町長、どう思われますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　行政が売買をするから、その不動産評価に基づいて売買しなければならないということは、それは前提として本当にるべきものなんだろうかと私は思っております。例えば、100万円で実際価格で買えるものを、1,000万

円で評価の下に買ったということになると、それはそれで税金の使途として、私はやはりまた大きな厳しい意見をいただくことにもなりかねないというふうに思います。やはり当然のこととして、できるだけ安く購入できるのであれば、それは取得するということが、やはり行政においても大事なことだというふうに思っております。特にこれは不良債権という、そこに最初の出発点がある物件だということもあるかと思っております。

実際、さっきからどの物件だったか今考えておる、なかなかすぐ思い出せないんですが、実際今まで競売何回もかかって、結局どこの業者からも応札がなくて、そのままになっていたものを、町として本当に3回も競売で不落になっていたものでありますから、それを本当に安価に取得したというケースもたしかあります。ちょっとどの物件か、ちょっと事例は挙げませんけれども、そういう過去の例もあるということも御紹介をさせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　そういう事例もあるということで、不動産鑑定は信頼できないという言い方はちょっと言い過ぎなんでしょうけども、ですけども、この不動産鑑定の金額が一つの目安になりますからね。だから、私たちが客観的に説明するときに、やっぱり不動産鑑定はこの数字でということでいかないと、目安になるものが何もないのに、いや、これだけで売ったんだよみたいなのは、これ行政としたら、ちょっといかがなものかというのが私の考え方ですので、実例があるということなので、そのあたりはまた、おいおい私も研究してみようというふうに思います。

それでは、次は撤去の件に関してです。撤去するということに関して、あの建物がいつ建ったのかということを知りたいんですよ。というのは、昭和46年に耐震に関する法律ががらっと変わりましたから、昭和46年以前に建ったものというのは、耐震構造のあれをほとんどじゃないんですけども、曖昧だったけども、昭和46年から建物に対しての耐震というのは非常に厳しくなった。これは私は一級建築士の先輩にちょっと話を聞いてきたんですけども、この46年というのが非常に大きい境目ですけども、あの物件はいつ建ったのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 鉄骨の建物の建築年でございますが、昭和59年に最初建てられまして、昭和62年に増築がされたというふうに記録されています。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 今昭和59年、ですから昭和46年以降ですよね。しかも、鉄骨で実にしっかりと建物だらうと私は思っているんですよ。というのは、私の実家が昭和52年に建っているんですけども、鉄骨で。もうしっかりとしていますよ、52年でも。ですから、42年に建ったんですけども、しっかりとしています。46年以降、59年ですから、これ、もう本当にしっかりとしているというのが今の年数のことでも分かるんですが、私、この撤去と聞いたときに、何でいきなり撤去が出てくるのかと。昭和59年に建ったしっかりとした鉄骨造りのものを、改修ということを考えずに、いきなり撤去が出てきたので、改修すればいいじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりはどうですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 改修という議員の御意見は御意見として受け止めますけれども、やはり今のこの廃屋の状況というのは、非常に景観上も、観光地津和野として非常に景観がよろしくないという部分と、それから既に老朽化をしてきておりますので、これは最初の回答にも申し上げましたように、通行人等、これは観光客、町民、そうしたものも含めて、今後やはり危険性が及ぶということも加味したということや、また解体するという状況の中で、今解体をして駐車場等への有効活用もやはり必要だと、特に津和野庁舎が改修に入ってまいります。これは前段の議員の御質問にも、前段というか、どなたの議員でございましたかね、三浦議員の昨日の御質問でもお答えをしておりますように、駐車場についても不足をしてまいりますので、住民の駐車場を確保していくということも併せて、含めて、それから今のJRの関係の活用、観光への活用、いろいろな使い勝手があるということで、解体をしたほうがいいというふうに判断をしたところであります。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 危ないという根拠、私は危なくないという根拠を、昭和46年以降しっかりと耐震をした建物である、これは当然危なくないというふうに

私は見ているんですよ。何を根拠に危ないと言われたのか、前のほうがちょっと屋根の瓦が落ちているとか何とかということの見た目、どこで判断したのかなというのが不思議でたまらないんですけど、町長の言われる危ないという根拠はどこにあるんですか。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） 繰り返しになりますけれども、瓦や外壁等が落下の危険性があるということの危険性で危ないというふうに申し上げているわけでありますと、それだけを取り上げているんではなくて、解体をして様々なその後の活用も考えられる、そういうことから、このたび解体活用の判断をさせていただいたというところでございます。

逆に、危なくないというその基準というのも、私自身は今明確に説明する材料は持ち合わせておりません。これは、あくまでも耐震のいわゆる診断、これを専門業者にお願いをして、その上でやっぱり危なくないということは言えるのではないかとうふうに認識をしているところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） ちょっと堂々巡りになっちゃいかんので、取りあえず、私はあれはしっかりした建物だし、今の耐震からしてみてもですね。屋根瓦なんか直せばいいじゃないですか。別にどうということもない。外を直せばいいだけのことで、芯がしっかりしていたら、直すことはそんなに金がかかるわけじゃないですからね、何億も。だから、そういう意味で、私はやっぱり今の昭和46年以降ということを非常にこだわっているというのは、危なくないという基準をそこに持っていくかないと、人によって違うじゃあ困るなと思って、危なくないものをという私は認識でおります。それから、次に行きます。

それから町長ですね、高付加価値事業が使えなかつたら、町単独でもあそこを撤去するというふうに以前言われたんですけども、非常にその空き家とか廃屋とかに津和野町全体を、そういうものがなくなっていくような方向性というのを関心持たれていなということは、そういうところでも感じるんですけども、これね、2億とか3億とかというのは、一般庶民にはぴんと来ないんですよ。

私ちょっとあそこを駐車場にするというふうに、後で出ているんですけども、駐車、結局費用対効果なんですよ、費用対効果。これを考えたときに、今は大体600軒ぐらい空き家がありますよね。それで、最初のところで、120万の補助が出てという、庶民にとっては大きいですけども、この数字と、今2億、3億というものを比較したときに、大体200軒ぐらいできるんですよ、改修が。撤去したり、あるいは改修したりとか。ちょっと計算してみたんですよ。そしたら200軒ぐらいはできるなど。600軒のうちの200軒ぐらいは、1軒のあの撤去の費用ができるなというふうに言ったほうが、計算したほうが分かりやすいかなと思って、ちょっと計算してみたんですけども、アバウトですよ。大体そんな感じなんですよ。ですから、私、最初に町民目線でというのは、そういうことなんですよ。町民が1軒のあれを撤去するという費用を考えたときに、それなら600軒に対して200軒もできるんだったら、そつのほうじゃないのかというふう町民は見ているんじゃないのかということで、私は町民目線という言葉を使いました。

それで次に、もう一つですね、撤去のことなんですけども、撤去のことですけども、撤去、見栄えが悪いとか何とかかんとかというような、もろもろ考えたときに、あるいは危ないとかということを考えたときに、町の所有物がありますよね。国民宿舎。国民宿舎、津和野の町民はあそこを通るたびに、国民宿舎を見上げながら通るわけですけども、国民宿舎の撤去のほうが、私は町としては優先じゃないかと、町としてはですよ、いうふうに思っているんですけども、あの国民宿舎のことを町長、やっぱりちょっとお考えになったことありますか。ちょっと答弁をお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　堂々巡りの話に更に乗っかるわけではありませんが、危なくないなら改修でというお話でしたが、じゃあその改修は誰がするのかという話になりました、うちは使い勝手があるから、解体をするから、この事業を取り組むという話でありますから、改修をするという前提であれば、その活用については特に考えておりません。活用方法があるのならば、民間のほうでまた取得していただいて、やっていただければいいというふうに考えているというところも、その御理解もいただきたいというふうに思っております。

ですから、改修が前提なら、特に町としてこの事業に取り組む必要はないという思いであります。

それから、優先順位のほうであります、やはり町としては一般財源をできるだけ使わずに、有利な国庫補助事業等を活用して、そのタイミングに合わせてやっていくということを心がけてまいります。

その中で、このたび歴史的風致維持向上計画を活用させていただいて、見晴らし広場、あそこを整備をいたしました。あそこも本当に長年の、本当に多くの町民の方々から津和野の景観を悪くしているという、そういう廃ホテルでありました。何とかしてほしいという思いの中で、なかなか財源的な手だてもできずに、ずっと放置していましたけれども、歴史的風致維持向上計画を認めていただいて、社交金が導入できるということから、ようやくあそこの整備に至ったといったところであります。

ただ、それはそれで、今度取りかかると、いろんな御意見もいただくようになりました。やはり町なかのほうを、まずは景観がやっぱり悪い物件があるから、そこをやっぱり先にやるべきだというような意見もいただいたのも事実でございます。

ですから、今の段階で、町として環境に影響を与えてる解体しなければならない物件はまだいっぱいあるというふうに思っておりまして、例えば見晴らし広場はきれいになりましたが、その隣にまた、まだ廃屋が残っております。これも非常に景観を悪くしております。そして、国民宿舎もまさにそうであろうかとも思っております。

こうした中で、今回はやはりこの観光庁の補助事業というものがまた出てまいりましたので、その中で、やはりこの高岡通り筋というのは非常に重要な観光のストリートでもあるという考え方の中から、やはりこの補助事業をあるタイミングで、来年あるかどうか分かりませんので、活用させていただきたいというふうに考えているというところであります。

そして、もう一つは合併特例債を裏の起債では使う予定にしております。これも令和7年が期限が参りますので、再延長があるかどうかは、むしろ難しいというふうに私自身は判断をしております。ですから、この令和5年度で観光庁の50%の補助事業をいただけたというタイミングと、そして合併特例債がまだ使えるタイミングという、そのもろもろを勘案して、そして優先順位においてはこの高岡通り筋の景観をや

はりきちつとしていく必要があるだろうというところで、このたびのこの事業を計画をさせていただいたという流れでございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 見た目というのは、それぞれ個人によって差がありますので、あまりそこで議論をしたくないんですけども、今そこを最優先にされたというときに、私ほかにも事例を出されまして、国民宿舎とか、それから前のドライブインとか、ああいうものを、じゃあどれを優先順位にするかといったときには、今の雰囲気では、今回はもう急いでそこだけをぱんとピンポイントで出してきたような雰囲気なんんですけども、やっぱり皆さんの意見を聞きながら、じゃあどれが優先順位かということをやっぱり列記して、町民のみんなで取りまとめていかないと、何であそこというふうになってしまいますので、今後、今のいろいろありますから、できるだけそういうような、どういう形がいいのかちょっと今分かりませんけど、審議会であるのか何なのか分かりませんけども、それがちゃんと言えるような組織を、一応意見を聞くものをつくっておいていただきたいというふうに思っております。

それで、次は撤去後、駐車場がいいというふうに言われましたけど、我々から考えてみて、あそこを出るときに、大体車同士があそこでごちゃごちゃなるんですよ、三差路ですから。通りも多いし、こっち側から、本町から入ってくる道路で、あそこ一番ある意味危ないんですよ。どっちが優先なのかよく分からんから。それで、なおかつあそこに駐車場ができるようなことがあったとしたら、なおさら危ないというのが、これは私の意見でもありますし、これからいろいろな人の意見聞かれてもいいんですけども、危ないですよ。もっと危なくなりますよ。これが、あそこに駐車場をというのは、ちょっと私は反対ですので、だからもっとそれに代わるものを考えていきたい。

費用対効果で、今駐車場がいいんだというふうに言われたんですけども、費用対効果のことを考えたときに、何台ぐらい置けるんかなと思って、30台ぐらいかなという感じで、観光客に利用してもらって、30台で月に4,000円もらって、年間4万8,000円で、そしてということを計算したら、208年かかるなど。というふうに、これはちょっとの計算ですけども、だから私は危ないと、費用対効果がな

いということで、あそこが駐車場であるということは反対ですと。ですから、じゃあそれに代わるもののは何かと、今突然言われても分からんわけですけども、そこをまたいろいろ皆さんで考えてもらってということで、この1番目の質問ということは置きます。

続きまして、公用車の管理についてに移ります。

津和野町の公用車から「津和野町」の文字が順次消えていった。この順次というのが面白いところなんですよ。私は前から、もう大分前から津和野町という文字がどんどん消えているのが何でかなみたいなことがあって、その疑問よりも、これでいいんだろうかというふうに思っていながら時間がたったわけです。そうすると、公用車が私的に使われた事実が出て、それが事件を起こしたと。それは直接的因果関係はありませんよ。ですけども、ああ、こういうことが起きるなんかということが今回出てきたんで、私の今まで思っていたあの文字がどんどん消えていったということの一つのきっかけ、今日の一般質問のきっかけがここにあったわけですけども、その理由、簡単なものですね、今。プリンターで津和野町とやって、反転にしてペちゃっと貼り付けてやれば、幾らでもできます、それで。だから、手書きで書く必要もないし、昔は手書きでしたけどね。だから、何でこれ消したのかなと。

それから2番目が、これ3になっていますけど、公用車の鍵と使用台帳の管理はできているか。

それから次が、「津和野町」の文字を復活させるつもりはないかということを質問いたします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、公用車の管理についてお答えをさせていただきます。

まず1番目の御質問ですが、私が把握しています理由としましては、役場職員が仕事上必要に応じ、関係する方の御自宅などを訪問することがあります、その際に、津和野町と表示のある公用車でありますと、町から訪問されていることが近所等に知られてしまい、困るという趣旨の御意見を町民の方から伺ったことによると聞いております。

2つ目の御質問ですが、公用車につきましては関係各課で管理し、車検や修理等も必要に応じ、各課の責任において実施することとしております。併せて、公用車の各車両の鍵や使用台帳につきましても、関係各課で管理しているところでございます。

3つ目の御質問ですが、津和野町の文字の復活につきましては、先ほど申し上げました理由について、津和野町の表示をすることで町民の方に不利益が生じることなどの御意見等がある場合は、これまでどおりとすることが望ましいと考えます。それらを踏まえ、津和野町の記載をするかどうかは、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　近所に……。私ね、これ読んだとき、最初聞いたとき、面白い回答だなと思った、はつきり言って。面白い回答だなと思いましたよ。

それで、近所に知られては困るという、津和野町と書いてある車が止まつたら困るという、どこまで言えるか分かりませんけど、具体的にどんなことがあったかというのは聞いておられますか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　具体的なことはお話できませんけれども、福祉関係の担当課の職員が、いわゆる福祉に関するそういうもので訪問する場合がございます。そういうときに、やはりその該当される住民の方は、御近所の目を非常に気にされているという事例があるというところでございます。それは一例でございます。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　社協は書いてありますね。社協は、たしか社会福祉協議会と書いてありますね。福祉の関係と、社協はいいが、福祉の関係の場合だと困るというのは、そのあたりがよく分からんですね。社協がいいのに、何で福祉関係が止まつたら困るかとか、まあまあいいですわ、そのあたりは。あとは、多分税金の滞納とか云々でしょうね、多分ね。そのあたりじゃないかなと、これは私の想像ですよ。それで、何回も来られて、税金の滞納で来られたら困るというようなことが具体的にあるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、町民に不利益を生じると

いう、不利益を生じるというのが、ここがまたみそなんですよ。知られては困る。

次の質問ですけども、あるいは私の感想もあるんですけど、この理由は本末転倒ですよ。原因というのは、今の福祉の場合はちょっと違うかも分からん。私が聞いている感じでは、税金の滞納というようなところとか、トラブルとかね、いうとこすけども、原因というのは、該当する一部の町民にあるわけなんですね。一部の町民に。だから、それがなかつたら別にどうということないんですよ。あるがゆえにというの、津和野町の文字を消したという、こういう理屈になっているんですけども、だから本末転倒というのは、それがなかつたらいいわけなんで、だからそっちが問題なんで、そっちのために文字を消すという、ここがよく分からない。これが。

それで、私は文字を消していくということ、これは私も情報収集しますから、役場の職員は車で動くときには、ちょっと言葉はきついんですけど、こそこそ動けど、こういう感覚になるというようなことを、私の情報の中では、こういうことかというふうにということ、その反対は、役場の職員は、仕事をするときに津和野町と書いてあることが誇りですよ。自分は町のために、町の中で車を走らせて奥の奥まで行って、そういう仕事をしているんですよというこの誇りを、私は逆なでしているんじゃないかなというふうに感じました、これは。だから本末転倒ということを繰り返しますが、本末転倒にならないためにもということ。

それと、もう一つ、これね、前段の議員もしきりに言われた。町民の意見を聞いてほしい、公用車が行って、津和野町と書いてあつたら、お年寄り、別にお年寄りじゃなくともいいんですけども、ようあんた、こういうことがあるけ聞いてやと、この一番いいきっかけをつくるんじゃないかと、これが誇りと相まっているんですよ。そうしたら、ここを見て、ここを見てやと、電話だったら分かりにくいけども、車が来たら、それじゃあ伝えておきますとか、あるいはここはこれだったらこうですねという相談もできるし、今のようなことも言えるし、そして受けた役場の職員の人も、それは一々聞くのは面倒くさい言うたら全く意味ないことすけども、やっぱりそれが誇りにつながってくるんじゃないかなと。ということは、溝蓋一つ、これは私は議員として、いろいろなところで溝蓋つけたりとか何とかというお願い事もいろいろしてきましたけど、そういうことが町民の人から直接役場の職員にそこで言える、あるいは

それはお願い事ですけども、あるいはどうしたらいいんじやろうかとかという相談もできる、こんないいツールはないじゃないですか。だから、ぜひ公用車に津和野町とつけてもらって、以前ついていたわけですから、もう昔からそうだというんじやなくて、ついていたんですから、だからそれを復活させてもらって、そうして今のようなリクエストに応え、コミュニケーションも図りという一つの大きな媒体としての公用車を、ぜひ復活させてもらいたいと思うんですけども、町長、どうですか。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　町民の意見をよく聞いてということで、それを否定するものではなくて、大変大事なことだというふうに思っております。

ただ、やはり町民の皆様の意見というのは本当に様々でございまして、それをどういうふうに拾い上げながら、実際の行動に落としていくかというその判断の中で、基本的にはやはり民主主義の世界でもありますから、大多数の意見ができるだけ採用していくということが基本にはなるかと思います。ただ、そればかりではなくて、ケース・バイ・ケースで、少数意見にも配慮をした判断をしていくということも時には求められるというふうに思っております。

今回のこの公用車への名称問題というのは、私はあえて税金の話はしませんでした。それもあるかとも思いますけれども、実情としては。やはりそれはちょっと私も側面が違うと思っていまして、あくまでも福祉の関係の中で、お困りになっておられる町民の皆さんの中に、やはりそういうことを心配される声もあるということ。そういう声があるならば、こういう場合はやはり少数者の意見であっても、やはり町としては配慮するべきではないかというふうにも感じているわけであります。

実際、今、町役場に来ていただいて、相談室というのを目につかない場所に設けておりまして、そこであまりほかの町民の皆さんと、相談しているということが目に触れないような配慮もしているケースも実際あるわけでございます。だから、この公用車に対しての名称ということについても、長年にわたってやってきてていることありますが、当時そういう方針を出された部分においては、やはりいわゆる少数意見かもしませんけれども、配慮があったんだろうというふうに認識をしているといったところでございます。

道信議員と一般質問をやっておりますと、よくこういうことが起こるんですが、私としては非常に連想が豊かでいらっしゃいますので、これがこそ仕事をしているということにつながるのかというふうに思いながら、私自身は聞いていたところであります、この名称を公用車につけることが、職員がそんなにみじめな思いで、その仕事をするということにつながるのかなという思いで聞いておりました。けれども、これはやはり一般質問で議員のまた御指摘、御質問でもございますので、それは私どもはしっかり受け止める、まずはということが大事だというのは、これ、ほかの議員さんにも申し上げてきていることあります。最初の回答でも、今後の検討課題とさせていただきたいと思いますというふうにお答えをしておりますとおり、今日こうして道信議員から御提言いただいたことは、しっかり今後の検討課題とさせていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　早く、私はもうやっぱりね、これ見ておられる町民の方がどっちを判断されるか。ですから、ここでどうとかは言いませんけども、私はもう、できるだけ私が言ったことを今の答弁でも採用していただけるというふうに信じておりますので、よろしくお願ひします。

次、最後に、なごみの里の外資系ホテルについてですけれども、久しく進展を見せていなかつたように思えた、いや途中で私は頓挫したかなというふうに思っておりましたが、町長は商工会女性部の総会で進展状況が8合目と発言されたそうであります。8合目の具体的根拠はということで、8合目そのものにこだわって、私ここを追及しているわけではないんですけども、この進展状況をちょっと教えてください。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　それでは、なごみの里前の外資系ホテルについてお答えをさせていただきます。

御質問の件につきましては、以前から津和野町として、ホテル事業を町内で展開してほしいと企業誘致を行ってまいりましたが、この約2年の間、世界的なコロナ禍によるホテル事業への影響のため、お互いに状況を見ながら情報交換を交え協議を行つてまいりました。今年に入り、コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引

き下げられる見込みの中、相互で事業を前に進めていくことを改めて確認し、ようやくこの4月に宿泊施設の整備及び運営が円滑に推進するよう、相互に積極的な協力を図ることを目的に、協定書を締結したところでございます。これにより、ホテル誘致のための話し合いが進んだことを認識し、発言を行ったところでございますが、あくまでも町長としての感覚を表現したものであり、8合目に具体的な根拠があるわけではございません。

交渉の相手先に対しても、最終的には議会判断をいただく前提にあることを協定書の締結に当たり確認しております。交渉先からは、情報公開のタイミングについて慎重を期するようお願いされており、話し合いの更なる進捗を図るとともに、時期が到来した暁には、議会にお示しをしたいと考えております。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 最初の回答では、何かやばいところと交渉しているなという雰囲気に見えるんです、これね。どこか訳の分からんところと秘密裏に交渉して、できるだけ漏らさないように漏らさないように、漏れたら何が困るのかなというふうに思うような、これ最初の答弁なんですけど、これ要するに\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_のことでしょう。こんなものは前々から分かっていることなんで、私、\_\_\_\_\_にも直接電話して聞いたこともありますし、これ2番目の質問ですけど、\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_でしょう、違いますか、町長。

○議長（草田 吉丸君） 町長。

○町長（下森 博之君） これまで何度も何度も申し上げておりますとおり、交渉の相手先からは、この具体的なことを、特に社名等公表することは、ある程度の段階が来るまでは慎重を期してほしいと、そういう依頼をいただいておりますので、議員さんがこの場でお名前を挙げられるのはそれは御勝手でございますけれども、私からその回答で具体名の社名を、現時点で挙げることはできません。これは今まで何度も一般質問、それから全員協議会、ここでその理由についても併せて議会のほうにはお示しをしてきたというところでございます。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） そういうふうに言われると、言われとるからという

ところで、それじゃあ、こっち側はどうなんかいというふうに、要するに交渉事というのはそういうことですよね。言われるとから、はい、そうですということなのかな。いや、私のほうはちゃんと実名出しますよと、ちゃんと堂々と出していってやりますよと言えばいいんじゃないかなと。さっき\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_も何度も言いますけども、これはもう最初から分かっていることなんで、ただこれが途中でいろいろ紆余曲折をしとった状況も大体分かっているんですけども、これは私の情報ですから、一応こうやって皆さんに立場が違う形で、町民の皆さんに知っておいていただきたいというふうに思っております。

それから次が、これ今の言われたことが、ここに今改めて言われたわけですけども、情報公開のタイミングとかですね、時期が到来した暁にはですか、時期が到来したそのときに話をするからといって、この二つの文言は、私から見れば、もう全部出来上がってしまって、大体出来たけえということが出てくるんじゃないかなと。そのときには、もうほとんどできているんですよと。そこからひっくり返すことはできないんじゃないですかというふうに、まず感じたんですよ。だから、どの段階になったら、それこそさっきの8合目じゃないんですけども、何合目ぐらいになったら議会の、あるいは町民の、それともう一つは周辺住民ですよね、周辺の住民に対しては寝耳に水のようなものがぱかつとできて、どうしようもないというようなことになっちゃいかんので、何合目ぐらいになったら大体の概略を教えてもらえるのか、もし何合目が使えるんだったら、ちょっと教えてください、町長。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　まず前提として、この話はあくまでも企業誘致という形で町は進めております。決して町民の皆様に隠し事をするように話を進めているわけではありません。あくまでも企業誘致ということで、町から働きかけをして進出をしてほしいという取組の中で、やはり相手の考え方、当然あるわけであります。これは津和野だけのホテルの話じゃなくて、その相手先というのは、いろんなホテルのほかのことも同時期に進められておるわけですから、そういうことも踏まえて情報公開のタイミングを、津和野町だけが先行してやるわけにもいかないという部分に、すごく慎重になられている。だから、そのことを踏まえて、なかなか議会のほうでもきっちとお

示しが今できていない。それは交渉事ですから、今日もしかしたらお名前を出されたというのは、むしろこのプロジェクトは反対でいらっしゃるから、潰すために、今日あえて議員がお名前を出されたのかなというふうに私は感じております。それはそれでも、もう私のほうからそれを止める権利はないので、それもやむを得ないことかもしれません。しかしながら、私としては、今日ここで議会で実名を挙げられたということを踏まえて、また更にこの交渉事がハードルが上がって、それをまた進めていかなければならぬ苦労があるということは承知をいただきたいというふうに思っております。

そして、情報公開のタイミングですか、このことについて、これにつきましても何度も話をしております。9合目とは一体何なのか教えていただきたいというぐらいでありますて、何合目になつたら話をするのかという回答でございますから、それじゃあ何合目、7合目とはどういう状況なのか、8合目というのはどういう状況なのか、むしろそれをお示しいただいたら、私どもは何合目でお話ができますということが言えるというふうにも理解をしておりますので、今その感覚的な話の中で、そのタイミングを回答として求められても、なかなか私どもとしては正確な回答はできないということと、それからもう一つ、もう事が全て決まった上で情報公開がなされるんじやないかということをお話をされましたけれども、このことは過去にも何度もお話をしてきております、議会に対しては。そこは一番私が心配をするところでありますので、そして今日、最初の回答でも申し上げておりますとおり、相手先には最終的には議会の判断というものが仰がなければ我々はならないので、議会の反対を受けるようでありましたら、もう話が煮詰まった後でも、申し訳ありませんけれども、最終的な実現には至りません、このことは相手先にはしっかりとお伝えをして、ずっと話し合いをしてているということです。

○議員（1番 道信 俊昭君） 分かりました。了解です。

○議長（草田 吉丸君） 道信議員に私から少し申し上げたいんですが、今町長ありましたがけども、昨日もね、道信議員が企業名を挙げられましたけども、今交渉事ということで、それは町長伏せていかないと、この交渉がうまくいかない可能性もあるということを伏せておられたんですよ。それをもう発言されましたね。これで道信議員、

これ反対でやられているんですか、どうなんですか。その辺。今発言について、どう思われているか、ちょっと聞きたいんですよ。

○議員（1番 道信 俊昭君） 反対とか賛成なんか、私言っていませんよ。分かっている情報、私が知っていることを言っただけのことで、それで別にどうということないじゃないですか。

○議長（草田 吉丸君） いやいや、それを言うと、交渉事がうまくいかない可能性もあるということだから町長はずっと……。

○議員（1番 道信 俊昭君） いかなくなったら、私が発言したから、私に責任があるという論理なんですか。

○議長（草田 吉丸君） いや、そうではない。なしにして、そういうことがあるからということで、町長は今まで企業名は抑えてこられたんですよ。それが交渉に影響が出るようなことにつながる可能性があると思いますよ。

○議員（1番 道信 俊昭君） ちょっと待ってください。これは大分前の一般質問の中で私言っていますよ。

○議長（草田 吉丸君） いや、今回の質問ですから。

○議員（1番 道信 俊昭君） だから、どうせいと言うんですか。

○議長（草田 吉丸君） いやいや、その質問について、もう議員自体は今企業名を出されたことについて、全くあれですか、問題なし。

○議員（1番 道信 俊昭君） 別に私が知っている情報を言っただけじゃないですか。間違っているか間違っていないか知りませんよ、それは。議長面白いこと言われますね。何と、私が思っていることを言っただけじゃないですか。

○議長（草田 吉丸君） いや、それは分かるけど、そのことによって、道信議員、このホテルに対して私は反対かなと。

○議員（1番 道信 俊昭君） いや、反対じゃないですよ。ないんですよ、別に。  
(発言する者あり)

○議長（草田 吉丸君） なかつたら、そういう企業名は出すべきではないと私は思つたんです。

○議員（1番 道信 俊昭君） まあ、それはその後でまた、ここで議論してもしよう

がないですから、その分はまた。このホテルに反対なんか言ってないです。それは議事録出してもらったら分かるから、それは。

まあいいですよ、時間がないでしょう。もう1分しか。

○議長（草田　吉丸君）　まあ、そうでないとすればあれでしょう。さっきの発言は、そのままもう……。

○議員（1番　道信　俊昭君）　いや、どっちでもいいんですよ。議事録から……。いやいや、だから私が今まで議事録から削除されたようなこともやっているし、別に議事録から削除してもいいですよ。ピーを入れてもらっても。それは。だから、今のことに対して、そんなに大きなあれはないんで、ただ、あれしましょう。今のことに関しても、じゃあまた後でどうするかというのではなく、今この場で決めますか。私はどっちでもいいんですよ。私が知っている情報を言っただけだから。

○議長（草田　吉丸君）　まあ議員の気持ちでやるしかないと思いますよ。

○議員（1番　道信　俊昭君）　だから、それだけのことですよ。それで、そのことが今のようなことにつながってくるから、だからそこを削除せよと、その文言のところを。それは別に、それでもいいですよ別に。そのことが重要な問題とは思っていませんから。今の名前を出したことが。それが今のように影響するということにつながりということだったらあれですよ。（「議長、議事進行のため休憩の動議を求めます」と呼ぶ者あり）もう最後の質問なんですけど、だから、そういきり立つようなことでもないんですけどね。

○議長（草田　吉丸君）　一応ですね……。

○議員（1番　道信　俊昭君）　最後の1つだけ。で終わります。

○議長（草田　吉丸君）　一応質問、最後やってください。道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　それでは最後の質問なんですけども、町長は選挙のときの公約で、このホテルを建てるというふうに公約されていますけども、あと残り2年余りですけども、そのあたりで、これをやっていくということに自信を持ってやっていかれるんですねということを、ちょっと最後にお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　何とか実現をしたいという思いで頑張ってまいりたいと思つ

ております。

ただ、繰り返しになります。大変また失礼な話になるかもしれません、まとめていきたいと思っても、なかなかやはり今日のようなことが起きてしまうと、我々は非常にまたそこで苦労が生まれるという事実は分かっていただきたいというふうには思っております。必ず議会には最終的に判断をいただくところのお示しは必ずしたいというのは、もうずっと言ってきたことあります。そのときに、また議員としての反対、賛成の御意見をいろんな懸案事項もお示ししながら、お伝えをいただければいいかというふうに思っております。ですので、私としては今日の段階では、まだ余り踏み込んだそういう名称を言われたりとかいうことはしていただきにくなかつたというのが私の感想ではありますけれども、当然私には止める権利もないということを重々承知した上で、ただ私の思いとして、最後にお話しをさせていただきたいというふうに思っておりますし、何としても観光を盛り上げていきたいし、今からインバウンド、外国人観光客、そうしたものをしっかりと取り込んでいきたい、そのため、今少し課題になっているのが宿泊施設でございます。列福の動きや、インバウンドに影響を与えるような大きな今夢のある事業も出てきております、出来事もできてきておりますから、そういうことと合わせて、この津和野がもう一回観光を復活させるために、この企業誘致というのは私は必要だという思いで頑張っているということは、御理解もいただければありがたく思っております。

○議長（草田　吉丸君）　道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　終わります。

○議長（草田　吉丸君）　それでは以上で、1番、道信俊昭議員の質問を終わります。

.....

○議長（草田　吉丸君）　ここで暫時休憩といたします。

午前11時51分休憩

.....

午後0時05分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日の一般質問の道信議員の一般質問の関係でありますけども、その中で外資系ホ

テルの関係でございます。このことについて、道信議員より企業名を出されました。この件について、私もどうかということで、少し休憩を取りながら、皆さんと少し協議をさせていただきました。私としても、この件につきましては、やはり町長が全員協議会の中でも今交渉中であるということで、企業名は今出すと、非常に今後の交渉にも影響が出るんだということを私達は聞いてきました。そういう中で、町長のほうは各議員さんには課長を通してですか、この経過等は詳しく説明されてきたというふうに思いますが、それは私達議員だけで知り得た情報であります。そういうものを全て今外に出していくということは、私達も一つの責任を感じながら対応していかない部分も十分あるというふうに思います。そして、今日道信議員がああして名前を出されたことは、私も考えますに、今後のこのホテルの誘致に影響があってはならない、そういうふうに思っております。

そこで、道信議員にお聞きをいたしますが、先ほど言わされました企業名、これについては、道信議員として、発言について、今どのようにお考えか、もう一度ここでお聞きをしたい。

道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 私が知り得た情報の中で発言したわけですけども、今の文言が入るところを議事録から削除して、それからCATVでも編集があるわけですから、多少そのあたりが前後カットされるということは、別にやぶさかではございませんので、そのどこからどこまでというようなこと云々は、全部議長に一任しておきます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） それじゃあ、企業名の部分については削除するということでおろしいでしょうか。

一応そういうことで対応したいというふうに思いますが、議員の皆さんもそれでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） それじゃあ、そのように対応させていただきます。

---

○議長（草田 吉丸君） それでは以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会といたします。お疲れさまでございました。

午後 0 時10分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員

---

令和5年 第3回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 錄（第4日）

令和5年6月15日（木曜日）

---

議事日程（第4号）

令和5年6月15日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第65号議案 令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事  
請負契約の締結について

日程第3 町長提出第59号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について

日程第4 町長提出第60号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について

日程第5 町長提出第61号議案 令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 町長提出第62号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第  
1号）

日程第7 町長提出第63号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

日程第8 町長提出第64号議案 令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1  
号）

日程第9 請願第2号 外国人技能実習生採用のための住まい確保に関する請願に  
ついて

日程第10 発委第2号 津和野町議會議員の請負の状況の公表に関する条例の制定  
について

日程第11 議会活性化特別委員会中間報告について

日程第12 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第13 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

日程第14 議員派遣の件

日程第15 各委員会からの閉会中の継続調査・審査の申出について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第65号議案 令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事  
請負契約の締結について
- 日程第3 町長提出第59号議案 小型動力ポンプ付軽積載車の取得について
- 日程第4 町長提出第60号議案 つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第61号議案 令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 町長提出第62号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第7 町長提出第63号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第8 町長提出第64号議案 令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1  
号）
- 日程第9 請願第2号 外国人技能実習生採用のための住まい確保に関する請願に  
ついて
- 日程第10 発委第2号 津和野町議會議員の請負の状況の公表に関する条例の制定  
について
- 日程第11 議会活性化特別委員会中間報告について
- 日程第12 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第13 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 各委員会からの閉会中の継続調査・審査の申出について
- 

### 出席議員（10名）

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 田中海太郎君

10番 寺戸 昌子君

11番 川田 剛君

12番 草田 吉丸君

---

欠席議員（1名）

6番 沖田 守君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 中田 紀子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 下森 博之君 副町長 ..... 島田 賢司君

教育長 ..... 岩本 要二君 総務財政課長 ..... 益井 仁志君

税務住民課長 ..... 山下 泰三君

つわの暮らし推進課長 ..... 宮内 秀和君

健康福祉課長 ..... 土井 泰一君 医療対策課長 ..... 清水 浩志君

農林課長 ..... 小藤 信行君 商工観光課長 ..... 堀 重樹君

環境生活課長 ..... 野田 裕一君 建設課長 ..... 安村 義夫君

教育次長 ..... 山本 博之君 会計管理者 ..... 青木早知枝君

---

午前9時00分開議

○議長（草田 吉丸君） おはようございます。引き続いてお出かけをいただきまして  
ありがとうございます。

ただいまより令和5年第3回定例会4日目の会議を始めたいと思います。

沖田守議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これよ

り本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君）　日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、道信俊昭議員、2番、大江梨議員を指名します。

ここで暫時休憩といたします。9時半程度までですね、時間をいただきたいと思います。議員の皆様は会議室の方に集合をお願いします。

午前9時01分休憩

---

午前9時24分再開

○議長（草田 吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

---

### 日程第2. 議案第65号

○議長（草田 吉丸君）　日程第2、議案第65号令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君）　皆様おはようございます。

今定例会に追加で提案をいたします案件は、契約案件1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第65号でございますが、令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君）　それでは、議案第65号令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事請負契約の締結について御説明いたします。

工事名は、令和5年度津和野町地域活性化複合施設整備工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約の金額は、4億5,859万円であります。うち消費税が4,169万円でございます。

契約の工期は、着工を津和野町議会の議決のあった日の翌日、完成を令和6年3月8日としております。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名、堀建設株式会社代表取締役、堀大地であります。

本工事は、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かし、スピード感とコスト縮減等の可能性を見込むことができる設計・施工一括発注公募型プロポーザル方式により、事業者から提案を受け、審査委員会において事業者を選定しております。

1枚めくっていただきまして、次ページに資料として、建設工事請負仮契約書の写しを添付しています。

それでは工事概要の御説明いたします。建設場所は、津和野町枕瀬975番地1、現在の役場職員駐車場になります。

本工事には、施設設計監理業務、施設整備工事、外構工事、重機・備品の調達を含みます。施設の延べ床面積は962.5平方メートルを予定しており、特産品等を販売する売場、買物支援センター、交流スペース等を設けることとしております。詳細部につきましては、今後、相手方と協議し、工事に着手することとしております。

参考資料といたしまして、全体配置図、平面図、立面図を添付しておりますので、御確認いただければと思います。

なお、本工事の仮契約は、津和野町議会の議決を得たとき、何らの手続をすることなく本契約になるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　すみません、昨日、全協のうちに聞けばよかったです。が、聞き漏らしとなったので、改めて聞かせていただきますが、この建物の躯体は鉄骨造でしょうか、RCでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　鉄骨造と私は認識しておりますが、これは細かい詳細設計図は持っておりませんので、はっきりとお答えかねますが、私の認識では鉄骨というふうに認識しております。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　設計図を見させていただきまして、非常に残念に思うことがあります。やはりこれは国道に並行して高さをそろえて建築されるのが、津和野町のためにも、いろんなものの販売のためにもいいと思っていたのですが、ここまで進めば仕方がないとは思います。このやり方だと、せっかく広い駐車場を確保したのに、潰れてしまいます。もしできる工法であれば、例えばコンクリート柱でかさ上げをして、たしか高さも3メートルくらいあります。いろんな面で駐車場、いろんなイベント等の開催も、降雨のときでもできると思っていたのですが、仕方がないですが、そういう検討は十分されたのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今回、仕様書を作成するに当たって、そうしたかさ上げ方式等は検討の中にはありましたが、なかなか予算的な都合もあり、なかなかそうしたところまでは及ばなかったというところが実態です。

以前の全協でも説明しましたが、この工事は国のデジタル田園都市国家構想交付金を充当しています。こうした兼ね合いもありまして、事業費の枠を超えると、いろいろなハードルが一気に高くなってしまうというような事情もあります。こうした状況を鑑みながら、仕様書も作成してまいりましたとございます。

議員、御指摘のような、なかなか御要望にかなうことができませんでしたが、駐車場のほかの代替えの確保ですとか、住民の方々の利便性については、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、どうか御理解いただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　今回はプロポーザル方式で決定されておりますけども、2事業者が応募があったということなんですが、今回選定された理由として、優位性と言いますか、もう1社のほうはどういったものを出したかとまではいいです。

ただ、もう1社に対して、こちらのほうを決定した優位性はどこにあったのか、選考理由についてお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　プロポーザル方式でありまして、優位性がどこかというのは、なかなか難しいところでもあるのですが、審査委員のメンバーは、町長、副町長、総務財政課長、建設課長、農林課長、環境生活課長、以上6名で選定しております。それぞれの選定委員のほうで、審査項目に従って点数をつけていただきまして、その点数で判断したということでございます。

なので、どこの大きな、その2社を比べて、どういうふうなところが優位性があつたというのは、ちょっとなかなか具体的にはなかなか申し上げにくいかなと。トータル的にこちらのほうがよかつたなというふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　御手洗議員。

○議員（7番　御手洗　剛君）　この工事にかかわらず、最近はなかなか資材が納入でききないということで、工期が延びることが多いわけですが、最近の情勢なりを考えたときに、この工事に対してそういった資材の供給遅れはないであろうというふうな感触を持っておられるかどうか、これについてお聞きします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　御指摘のとおりですね、我々も、昨日の全協でも申し上げましたが、工期が今年度いっぱいと決まっておりますので、こうした資材の調達については、細心の注意を払わなければいけないと思っています。なので、こうした設計・施工一体型のご公募型のプロポーザルにしたのも、こうしたスピード感を、要は設計と施工が一緒のプロポーザルでございますので、今回、本会議でいろいろと契約がなれば、すぐに発注もできるということで、3月までに長い期間の注文期間に猶予ができるというふうに考えております。なので、見込みにつきましては、何とか3月末にできるのではなかろうかと、現時点では考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。横山議員。

○議員（5番　横山　元志君）　反対させていただきます。

理由はですね、きのうの全協でもお話しさせていただきましたが、この建物、この複合施設を造ることに関して、何ら私は反対するつもりはありません。

ただですね、契約相手方が堀建設さん、給食センターの建設を、先日工期延長の随意契約したばかり、この建物が造れないと言つとるのにもかかわらず、この新しい施設を工期内に収めることができたとして、じゃったら、何で給食センターに注力して、給食センターを工期内に建てようとしなかったのか。整合性に私は疑問を持ちまして、反対させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（7名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	御手洗　剛君
三浦　英治君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（1名）

横山 元志君

棄権（1名）

田中海太郎君

---

### 日程第3. 議案第59号

○議長（草田 吉丸君）　日程第3、議案第59号小型動力パンプ付軽積載車の取得について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　押し忘れないしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（0名）

---

#### 日程第4. 議案第60号

○議長（草田 吉丸君） 日程第4、議案第60号つわの暮らし推進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 岩文君） 改正部分を見まして、ちょっと理解がしがたいんですが、入居対象年齢は原則して40歳までの夫婦で、入居時において同居の親族の中に小学生以下の子または妊娠中の者であって、母親手帳の交付を受けている者、この後がちょっと私理解がしにくいんですが、こういう子どもがいることまたは配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの、その他婚姻の予約者を含む）を得て5年以内の者がいること、これは同居にこういう子どもがいることということです、と思うんですが、原則として40歳までの夫婦に、このような、また5年以内のこのような婚姻関係とか、そういう者が同居していることと可能であるかどうか、ちょっと計算してみたんですが、40歳ということは子どもが20歳のときで、この5年以内、なんとなくちょっと理解しがたいんですが、ちょっと私の勘違いかもしれないでの、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） このことにつきましてはですね、提案理由の説明のときにも申し上げましたが、新婚世帯についても対象にすることというのが目的と、それから配偶者を得て5年以内の者を加えるということが主な目的でございます。

なので、議員、御指摘の、確かに読みづらいんですけど、配偶者を得て5年以内の者がいるというのは、最近のいわゆるジェンダーギャップとかいろいろそうしたこと也有って、こういう文言を入れなさいという国からの指導もあったと聞いております。

具体的な法律名まで私は存じ上げておりませんが、そうしたことの中で、この文言

を入れて、新婚世帯や配偶者を得て5年以内の者を加えるというような形の、公共性の高い住居にはそうした文言を付け加えるようにということで、今回付け加えさせていただいたものです。

詳細につきまして、確かに5年以内の者というところで、40歳までの夫婦で5年以内ということでなると、議員おっしゃるように若干違和感がございますが、提案理由の中身としたらそういうことで御理解いただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 今の米澤議員の質問に係るところなんですが、6条の2項の事実上の婚姻関係と同様の事情にあるもの、これ、今国会で議論されているLGBT理解促進法に係って、同性も可能だということでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 私はそのように解釈しています。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） もう1件ですね、9条の1項で省かれたところで、定住する意思の度合いの高さ等による判断基準によりが省かれたわけになるのですが、これは必要な文言ではないかと私は思うのですが、これを省いた理由をもう一度お聞かせ願えればと思います。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） 9条の選考及び決定のあそこの部分です。

これはですね、これまで自治会組織等に加入して、地域活動等に貢献の意思を有するものを要件としておりました。そのために審査会を開いて、この人はそうしたことができるかどうかというような審査会も開いていたという経過がございます。

ただ今回はそうした審査会をやめようという御提案です。というのも、今回2名の退居者が出てるという状況で、原則これは25年間住んでくださいねというお話の中で入居要件をやっているわけですが、実際問題としてそうした事象が出るというようなことも鑑みまして、むしろ入った後の審査会でそうしたところまでなかなか見極めにくいだろう、むしろ入ってから自治会組織ですか、そうしたところのフォローアップをしっかりやるほうが重要なのはなかろうかということで、ほかの例えばつ

わの暮らし推進課所管のPFIで建設しました森村住宅ですか、そうしたところの入居要件と同様にしたいなど、そのほうが入居者のほうも都合が入りやすいのではないかというところで、このような提案をさせていただいたということでございます。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　ちょっと確認なんですが、入居、40歳の夫婦で同居の親族の中でこうあります。母子手帳の交付を受けている者または配偶者、先ほど言いました5年以内の者、これは同居を条件ですね。

40歳の者と5年以内の者が同居していないといけない。現実性はありますかね。この文言で言うとですよ。この、母子健康手帳の交付を受けている者と、またはじやなくて配偶者、5年以内が別個の者なら私はいいと思うんですが、この40歳夫婦の子どもが5年以内で、ちょっと理解しがたいんですがね、別もんならいいと思うんですが。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　別もんです。または（配偶者、婚姻の届出をしないこと）が事実上、婚姻関係と同様の事情にあるもの、その他婚姻関係の予定者を含むを得て5年内の者がいることということなので、またはということなので、一緒ということじゃなくて、前後、前文のもの、または後段の下線部というふうに御理解いただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　米澤議員。

○議員（4番　米澤　岩文君）　それなら理解できますが、同居の親族の中に、こういうものがおって、またはこういうものがと書いてあるので、どちらとも取れるというか、同居の中と私は取ったわけです。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　先ほどの課長の答弁の中で、ちょっと確認させていただきたいんですけども、第1条、この条例は若者定住推進対策として、子育て世帯の人口増加及び定住を図ることが設置の目的なんですね。入居対象年齢は、先ほど来米澤議員が指摘されていますが、新たに追加される配偶者を得て5年以内、この配偶者の中には、婚姻届出をしないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある、これは

事実婚だと私は解釈しています。その他婚姻の予約者を含む、これも別姓だと思います。ここでL G B Tがいい悪いの話ではないんですが、あくまでこの設置条例の目的は、もう一度言いますよ、若者定住推進対策として、子育て世帯の人口増加及び定住化を図りとあります。

当然、同性婚の中においても、里親になられたり、子どもを持っている方もいらっしゃると思います。そういう意味も含めてのことなのか、そのあたりをしっかりとしなければ、国会でも大議論になっている問題ですので、この場で同性婚の話が出てくるのであれば、もっと慎重にこの文言を選ばなければ、今後大問題になってくるのではないかと。この言葉が同性婚と私には読めない。同性婚含むのであれば、もっと文言を書き込んできたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　お見込みのとおりで、私が今、横山議員のときにL G B Tを含むと答弁いたしましたが、どうもその解釈が間違つておるようです。申し訳ございませんでした。

今、川田議員がおっしゃるように、やはり同性婚じゃなくて違うというふうな解釈でここは書いてあります。同性婚の場合だと、やはりもっと違う文言になるだろうということに、今ちょっとほかの御指摘を受けましたので、そこは訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。大江議員。

○議員（2番　大江　　梨君）　今回のこの条例の改正なんですけれど、このつわの暮らし推進住宅を今後増やしていくことよりは、今空いている2件を空いたままにするのはよくないので、よりちょっと間口を広げて、そのために条例を改正して入っていただける方を見つけると、そのために今回のようなふうに変えられるという認識で大丈夫ですか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　お見込みのとおりでございます。なお、今回そうしたことによって、より入居条件をよくして、いろいろな方に入っていただくということを原則としております。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れないしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君

横山 元志君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

---

反対（0名）

---

#### 日程第5. 議案第61号

○議長（草田 吉丸君） 日程第5、議案第61号令和5年度津和野町一般会計補正予算（第2号）、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 23ページの諸費であります。太陽光発電に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業委託料の3,600万円なんですかけれども、これがどういった予算としてかけられるのか、具体的な事業はどのようなものが想定されるのかお尋ねいたします。

以上です、お願いいいたします。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、国の令和4年度第2次補正予算でございまして、脱炭素地域実現に向けた再エネ導入のための計画づくりの支援事業でございます。

具体的な中身については、2種類ございまして、まず、太陽光発電等に係るゾーニング調査、要は、地域のここが太陽光発電等が望ましい、こちらはこういう少水力、木質バイオマスが望ましいというようなゾーニングに分ける調査を行います。もう一つは、公共施設等への太陽光発電等の導入調査ということで、公共施設において、どの施設にどの程度の太陽光発電が設置可能で、どの程度の日射量が見込めるかというようなことを調査し、導入可能となる施設を調査するものでございます。それが、今回、国の内示を受けまして補正するものでございます。国の補助率は4分の3ということでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 実文君） 25ページの総務費、総務管理費、道の駅管理費で、諸費の委託料として、なごみの里管理委託料、温浴施設指定管理料としまして、533万4,000円。これは、どのような温浴施設を何か大改修とかの理由でしょうか。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） これは、なごみの里の温浴場に関する委託料の増額でございます。背景としまして、公衆浴場法の改正がございまして、それに基づき、益田保健所より指導がございました。それにつきまして、温浴施設の清掃管理業務を見直しを行ったものでございます。その主なものに、レジオネラ菌の対策消

毒清掃業務ですか、それから温泉の浴場について毎日やらなければいけないこと、週1回やらなければならないもの等を積算いたしまして、合計で533万4,000円の増額となったというものです。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 田中議員。

○議員（9番 田中海太郎君） 19ページの総務費の一般管理費なんですが、委託料で単身赴任手当84万円が減額になっています。これは中身を教えてくださいというのと、67ページの教育費の教育諸費で、備品購入費161万円がありますけど、これも教えていただきたいです。

○議長（草田 吉丸君） 総務財政課長。

○総務財政課長（益井 仁志君） 19ページの単身赴任手当で84万減額しております。これにつきましては、当初で上げておったものが、このたび、不要になったということで減額をさせていただいておるものでございます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 教育次長。

○教育次長（山本 博之君） 教育諸費の備品購入費でございますけれども、これは、WISC-V知能検査セットというのがあります、これに18万5,796円、それから理科教育の設備等備品、これは町内小中学校6校分でございますが、それに係る費用として142万4,000円ということになっております。

財源といたしまして、国の補助が2分の1あります71万2,000円の補助がついております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 米澤議員。

○議員（4番 米澤 実文君） 25ページ、新型コロナウイルス負担金補助及び交付金として原油価格高騰に対する支援事業補助金1,981万8,000円、これは介護事業所、医療機関、これは民間の例ええば内科医院、歯科医院等の補助も含むのでしょうか。それから61ページの土木費、住宅、建設費として工事請負費、住宅建設の資材高騰等に伴う2,058万3,000円、これからもまだまだ建設資材、高騰の影響

はあると思われますか。先ほど川田議員も言わされましたけれども、この横山議員も言わされてましたね。例えば、丸久の施設ここでも今からどんどんまだまだ上がるような、ここでもうこれくらいまた追加が出るぐらいであれば、そこは別もんとしまして、これからもまだこの建設資材、高騰のあおりを受けると思われますか。

○議長（草田　吉丸君） 医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君） まず、25ページの医療対策課分の1,981万8,000円でございますけれども、これにつきましては、昨年度実施したものとほぼ同様でございまして、町内の医療機関、歯科医院等含んでおります。

また、社協を含めました介護事業所を含めまして、全部で13の事業所に交付することなっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村　義夫君） 61ページの土木費、住宅建設費の増額の件でございます。こちらは今、議員が申されましたとおり、中座団地の建設工事に関わるものでございます。

まず、中座団地につきましては、以前、基本設計を行っております。基本設計のときで概算工事費、はじいておったところでございますが、このたび業務の委託のほうが完了いたしまして、改めて積算したところ、これだけ不足するということが判明いたしましたので、増額の要求をさせていただいたところでございます。

それで先ほどのこれから資材高騰等どうなるかということがございましたが、それは、今、コロナ禍でいろんな状況がございまして、今までの状況よりかなり上がった部分がございました。全国的に見まして大分落ち着いた状況ではなかろうかと思っておりますので、ある程度これから資材単価、今までみたいにはないんじゃないかなと想定するところでございますが、これはもう私の主觀が入っているので、からの状況は今回、コロナ禍ということでよく取り沙汰されますが、いろんな状況によって資材価格が高騰、上がったり下がったりいたしますので、その辺については、不明でございます。

また、土木工事も一緒でございますけど、こちらも県の営繕単価を使って積算して

おりますし、その都度単価改定ございましたら、拠り所はその県の単価を基準にやつておりますので、それでちゃんと積算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 23ページの諸費のところの二酸化炭素排出抑制対策事業委託料のところで、先ほど説明で太陽光発電のゾーニングをするための調査をされると言われたんですけど、ゾーニングっていうのがちょっとよく分からなくて、その辺の説明をいただきたいのと、それを行った後は、何をされるのか教えていただきたいのが一つと、それからその下のほうにいきまして、コミュニティ助成事業補助金の410万円があるんですけど、これの中身を教えていただけたらなと思います。

○議長（草田 吉丸君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内 秀和君） まず、ゾーニング調査の中身でございますが、町内のどの地域やエリアに太陽光や木質バイオマスガス化発電を設置すべきかとかそういうことを検討しまして、周辺環境の調査ですとか、ヒアリングを実施した上で、導入促進地域ですか、逆にそうしたことができない規制地域をしっかりとゾーニングマップを作成をして、色分けをするというようなイメージで御理解いただければと思います。

要は、この結果ですが、最終的にはゼロカーボンシティ宣言を1年前の3月議会で、町長が施政方針の中でしまして、2050年のカーボンゼロを目指して、国がどんどん動いておるという中で、津和野町も木質バイオマスのガス化発電所が昨年8月にスタートして、脱炭素に向けた動きを加速化させようという動きがございます。そういう中で、今回、こうしたゾーニング調査ですか、公共施設に太陽光発電、どこまでできるかというような調査をして、脱炭素に向けた津和野町の動きというのをやっぱり、加速化させていきたいということでございます。

最終的には、国に100地域、100自治体がいわゆる脱炭素における先行地域指定を受けておるということで、そのうちの50自治体は、先行地域指定を受けてます。島根県内でいうと、松江市ですか、邑南町、それから隣の山口市等は指定を受けてます。津和野町もこうした先行地域になり得るよう、こうした調査を実施をして、具体

的な計画を積み上げて、脱炭素の新しい経済循環と、新しい産業育成に結びつくような動きにしていきたいという目的で、今回、取り組むものでございます。

それから、もう一つのコミュニティ助成事業410万でございますが、これは、3地区ございまして、津和野地域のまちづくり委員会に160万円、左鎧地域のまちづくり委員会に130万円、小直の自治会に120万円という内訳になっております。

この中身でございますが、津和野地域まちづくり委員会は、かつぎ桶太鼓等の活動備品の整備、それから左鎧地域まちづくり委員会は、ハンマーナイフモア等の購入経費、それから小直自治会に限りましては、ハンマーナイフほかコミュニティ活動備品の整備ということになっております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 53ページ、商工費ですけども、需用費で弁護士報償が100万円計上されておりますけども、これは内容はどうなんでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀 重樹君） 弁護士報償で100万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、石州館の取得に係る法人と個人の清算人を裁判所のほうに指名しまして、その指名されたその清算人の方が値段の交渉をしていくわけですけど、その清算人の方の報酬ということで要求をさせていただいております。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） 商工費なんですけども商工観光費なんですけども、現在廃屋である旧石州館は、現在、町の所有ではない、なのに撤去する場合の調査設計3,300万円を町が出ることは、事前着工に当たるので私は反対します。更にこれは前例になると思われます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れないしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（8名）

大江 梨君	米澤 宕文君
横山 元志君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（1名）

道信 俊昭君

---

日程第6. 議案第62号

○議長（草田 吉丸君） 日程第6、議案第62号令和5年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

---

#### 日程第7. 議案第63号

○議長（草田　吉丸君）　日程第7、議案第63号令和5年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

---

### 日程第8．議案第64号

○議長（草田　吉丸君）　日程第8、議案第64号令和5年度津和野町水道事業会計補正予算（第1号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分の選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
御手洗 剛君	三浦 英治君
田中海太郎君	寺戸 昌子君
川田 剛君	

反対（0名）

---

### 日程第9. 請願第2号

○議長（草田 吉丸君） 日程第9、請願第2号外国人技能実習生採用のための住まい確保に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。請願第2号については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、文教民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることとしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号につきましては、文教民生常任委員会へ付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第10. 発委第2号

○議長（草田 吉丸君）　日程第10、発委第2号津和野町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

これより本件について趣旨説明を求めます。議会運営委員会三浦英治委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦 英治君）　それでは、発委第2号について御説明をいたします。

地方自治法第92条の2、議員の兼業禁止について。政令に定める一定金額300万円までは、議員個人による町との請負が、規制の対象から除かれるといった内容で、令和4年12月10日、地方自治法の一部改正が成立しました。一定金額までの請負を認めることとした内容の法改正に伴い、津和野町議会は議長または議員個人による請負の状況について透明性を確保すること、議会運営上の構成及び事務の執行の適正を図ることを目的として、津和野町議会議員と津和野町との間の地方自治法第92条2に規定する請負の状況の公表に関する条例を制定するものであります。

附則として、この条例は公布の日から執行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上です。

○議長（草田 吉丸君）　以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発委第2号を採決します。本件を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本件は原案のとおり可決をされました。

---

賛成（9名）

道信　俊昭君	大江　梨君
米澤　宏文君	横山　元志君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　剛君	

反対（0名）

---

#### 日程第11. 議会活性化特別委員会中間報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第11、議会活性化特別委員会中間報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決しました。

議会活性化特別委員長の発言を許します。川田委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（川田　剛君）　議会活性化特別委員会中間報告。

令和4年第5回（6月）津和野町議会定例会において設置された議会活性化特別委

員会の調査について、津和野町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

調査事件は、議会活性化に関すること。

調査目的、議会運営及び議員活動の活性化と充実を図り、津和野町の町民参加による協働のまちづくりに寄与するため、津和野町議会基本条例の制定に向けた協議並びに同条例の在り方を検討するため。

調査の方法は、机上調査。

調査の経過であります。

第9回を令和5年4月13日（木曜日）午前9時から。

津和野町役場第5会議室。

出席者は委員10人と、沖田委員は欠席であります、と議長の11名です。

調査事項、他の例規との整合性の検証とパブリックコメントの募集について。

第10回、令和5年5月26日（金曜日）午前11時25分から。

場所は津和野町役場第5会議室。

出席者は委員10人。欠席者は沖田委員、それと議長の出席であります。

調査事項はパブリックコメントと今後の調査についてであります。

## 5、調査の概要。

第9回では、パブリックコメントの募集の方法を広報班が担当し、他の例規との整合性の検証を条文検証班が担当することとした。

パブリックコメントの募集は、令和5年4月25日から令和5年5月25日まで行い、4件の応募があった。

条文検証班においては、他の例規に係る部分を抽出した。

第10回において、応募されたパブリックコメントについて協議した結果、津和野町議会基本条例（素案）の内容で制定を進めて行くこととした。

第2回において研修の講師を務めていただいた、島根県町村議会議長会事務局長清山英晴氏にも素案について御意見をいただいたため、併せて参考にすることとした。

津和野町議会基本条例（案）には、予算を伴うものや議会の運営方法に関するこ等、町長との協議や確認が必要なものもあるため、当委員会に町長の出席を求めるこ

とを確認した。

6、調査の継続、本特別委員会の目的を達するため、引き続き継続調査とする。

津和野町議会議会活性化特別委員会委員長川田剛。津和野町議会議長草田吉丸様。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　はい、お疲れさまでした。

以上で、議会活性化特別委員会の中間報告を終了します。ここで、10時30分まで休憩といたします。

午前10時20分休憩

.....  
午前10時27分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

#### 日程第12．総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第12、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　総務経済常任委員会所管事務調査報告書。

令和5年第2回（3月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

- 1、調査事件、移住・定住対策について。
- 2、調査目的、現状を調査し議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過。

第1回。日時、令和5年4月20日（水曜日）。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、総務経済常任委員会5名（欠席、沖田守）。

内容、調査点の確認、日程について協議。

第2回。日時、令和5年5月9日（火曜日）。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、総務経済常任委員会5名（欠席、沖田守）、つわの暮らし推進課、官内秀和課長、佐伯晃係長、横田雄一主任主事。

内容、所管課からの回答集約、問題・課題の調査。

第3回。日時、令和5年5月18日（木曜日）。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、総務経済常任委員会5名（欠席、沖田守）。

内容、机上調査のまとめ。

第4回。日時、令和5年5月26日（木曜日）。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。

出席者、総務経済常任委員会5名（欠席、沖田守）。

内容、机上調査のまとめ。

## 5、調査の概要。

### 1、移住・定住対策（相談支援体制について）。

つわの暮らし相談員を配置し、空き家の「空き家バンク」への登録、そして移住検討者への紹介、また、U・Iターンフェアに出向き、移住検討者の獲得に努める。

津和野町定住支援員を配置し、つわの暮らし相談員と同じくU・Iターンフェア等に出向き、移住促進に努め、ヒアリングしながらプログラム作りの中で移住体験希望者と対話し、移住後の相談やフォローを担う。

津和野町定住支援員とは、移住経験者2名で、1年任期の委嘱者である。

コロナ禍で、U・Iターンフェアでの活動の場が少なくなっているため、津和野町定住支援員としての役割が希薄になり、現状として活躍の場がない状態である。

旧女性会議（現Lady go～Tsuwano～）活動において、定住相談窓口として町が依頼している。また、ウェブ上の環境整備や満足度（悩み）の調査を行っている。

## 6、調査意見。

「津和野町定住支援員」は移住後のフォローやケアなどができる位置付けであるよ

うに思われる。今後も大いに活躍できる環境を構築されたい。

冊子「津和野暮らしのすゝめ」は手に取りやすく、内容についても移住促進の活用に期待できると考える。

しかし「つわの暮らし相談員」と「津和野町定住支援員」の役割が曖昧であり、「つわの暮らし相談員」については、「移住後のフォロー」・「お気軽に御相談ください」等の文言があるが、「つわの暮らし相談員」の現在の役割は基本的に「空き家バンク」の登録と紹介で、移住後のフォローなどは業務外であり、冊子を見た方にとっては分りにくい状態である。明確につわの暮らし相談員と津和野町定住支援員の役割を明記されてはどうか。

「Lady go～Tsuwano～」は、U・Iターン者が多く所属するため、即効性・波及性に効果が期待できる、多くの意見を集約し今後の糧にされたい。

つわの暮らし相談員・津和野町定住支援員・「Lady go～Tsuwano～」の3者が役割分担し、それぞれに協力し合い、移住・定住そして転出抑制につなげていくことが重要であり、現状はそれぞれの連携が十分取れていないように思われる。連携の在り方について検討されたい。

## 2、住環境の調査（空き家の実態と活用）。

町内約600軒の空き家が点在しており、その利活用の推進と転出抑制を行っている。

外観状況から、A状態がいい、B修繕が必要、C大規模な修繕が必要、D危険建築物、そして、S状態もよくすぐに住める、の5段階からなる。

現時点（2021年、令和3年）で、A・117軒、B・265軒、C・140軒、D・96軒、S・1軒である。これは家屋の外観だけの調査である。

津和野町民間賃貸住宅建設（改修）事業の成果は、制度開始以来、令和3年度3戸、令和4年度は6戸と、建築（改築）戸数を予算どおり遂行し、建築（改築）した家屋には全て入居している。

### 調査意見。

津和野町民間賃貸住宅については、制度開始以来2年連続で100%の建築戸数・入居数であり、定住促進・転出抑制の効果が期待される。今後もこの事業を発展させ

るべく努力されたい。

### 3、つわの暮らし推進住宅。

左鎧地区2軒、青原地区3軒、畠迫地区3軒、木部地区3軒あるつわの暮らし推進住宅11軒のうち、現時点、畠迫、木部において2軒が空き家となっている。

2軒の空き家についてはクリーニング費用等の補正予算を考えている。

「25年住み続ければ入居者の所有物になる」とは、25年住み続けることが条件であり、途中退去の場合は想定されていない。

付加物の設置などは許可制であるが、基本的に許可される。しかし、退去する場合には原則として原状回復としている（25年住み続けることが前提であるためである）。

現時点において「つわの暮らし推進住宅」の建設予定はしていないが、これについては未来づくり協働会議でも承認されている。

### 調査意見。

入居申込時点において25年住み続けることが前提であるため、途中退去は想定されていない。諸事情により途中退去した実態となっており、今後においては様々な事態に備え規約等の明文化の必要性がある。

### 総合的な調査意見。

移住・定住対策は、つわの暮らし推進課だけの課題にとどまらず、各課にまたがっている。移住・定住・転出抑制を考える上で、各課を横断し所管にとらわれない闊達な意見交換などできるよう、以前あった「プロジェクトチーム」の再構築を検討されたい。

町民の参加や官民一体となった施策が必要である。

令和5年6月15日、総務経済常任委員会委員長道信俊昭、津和野町議会議長草田吉丸様。

○議長（草田 吉丸君） それでは、これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 最後の総合的な調査意見ですけども、下のほうで、各課を横断し所管にとらわれない闊達な意見交換などできるよう、以前あった「プロジェ

エクトチーム」の再構築を検討されたいとされておりますけども、以前あったプロジェクトチームとはどのようなものであったのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　以前はこれに書いてあったように、各課が集まっているような話をして、そこで構築するというものがあったというふうに聞いております。何課と何課というのは、ちょっと全部言えないんですけども。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　すみません、2ページの旧女性会議（現Lady go）というのが、今年度から新しい体制で発足されているんですけども、実際、我々も相談したことがないので、相談窓口というのがどういうふうな窓口の体制を取っていて、どういう入り口、例えば、津和野に来るんだったら津和野町、いわゆるつわの暮らし推進課がこれまで窓口だったと思うんですけども、Lady goに委託されているというのは、いわゆる津和野移住の窓口が完全に委託されて受付をしているのか、それともボランティア的にやっているのか、どうなのかなと思いました。それで、そういったところで、U・Iターン者が多く所属するため、即効性、波及性に効果が期待できる、とあるんですけども、どういった活動をされているのかというのが1点ずつあります。まずそれをお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信　俊昭君）　これはボランティアです。活動内容に關しては、私どもも詳細に把握しているわけではありません。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（11番　川田　剛君）　僕の記憶が正しければ、恐らく委託料が発生していると思うんですけども、その委託料の中身ですとか、あと、そのつわの暮らし相談員、定住支援員、Lady goの3者が役割分担し、それぞれに協力し合い、それが重要なことなんということなんですけども、どういう役割なのかという部分が「Lady go～Tsuwano～」にあるのか、その辺がどうなのかなと思いました。なので、どういった業務をされているのかが必要で、ボランティアであるのであれば、つわの暮らし推進課の役割というのはどこにあるのでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信 俊昭君） はつきり申しまして、Lady go の活動というのはよく分かっておりません。

○議長（草田 吉丸君） 川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 分かっていない団体を書くのはどうかと思うんですけども、恐らくLady goには委託料も発生しているはずですし、こういうふうに書かれているということは何かしら調査されたのかなと思いましたが、されていないのでしたらしいです。

○議長（草田 吉丸君） 道信委員長。

○総務経済常任委員会委員長（道信 俊昭君） この件に関しては、もう少し深く調査したいと思っております。申し訳ございません。

○議長（草田 吉丸君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） それでは、ないようでしたら、質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。お疲れさまでした。

---

### 日程第13. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田 吉丸君） 日程第13、文教民生常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 所管事務調査報告書。

令和5年第2回（3月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査において、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

- 1、調査事項、地域福祉計画について。
- 2、調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査及び現地調査。
- 4、調査の経過。

第1回。日時、令和5年5月2日（火曜）午前9時より。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室。机上調査。

出席者、文教民生常任委員 5 名及び議長、健康福祉課土井課長、医療対策課清水課長。

第 2 回。日時、令和 5 年 5 月 26 日（金曜）午後 1 時 30 分より。

場所、津和野町社会福祉協議会本所会議室。現地調査。

出席者、文教民生常任委員 5 名及び議長、津和野町社会福祉協議会副会長齋藤誠氏、同じく事務局長小山隆氏、同じく総務福祉部長上田富晴氏。

津和野の地域福祉に関する計画の位置付けであります、行政が計画をいたします津和野町福祉計画と、民間、具体的には住民の活動計画であります地域福祉活動が連携して町内一円の住民に対する福祉を進めるというものでございます。

津和野町地域福祉計画の概要でありますが、第 3 期が令和 5 年度から令和 9 年度の計画であります。

現状と課題。

近年、我が国では少子化による人口減少、高齢化や核家族の進行、生活様式や価値観の多様化などにより、家族の絆や地域社会のつながりの希薄化が進んでおり、地域においても助け合いができる関係性が崩れてしまうことが懸念されている。

また、新型コロナウイルス感染症が人々の生活や地域活動、経済活動に大きな影響を与え、様々な行動やイベントの縮小・中止が相次ぎ、これまで築き上げてきた、人と人をつなぐ活動さえも停滞することにより、地域でのつながりや支え合いの機能が低下し、何らかの悩みや課題を抱えているものの、既存の公的な福祉サービスでは対応できない「制度の狭間」にある家庭の支援なども、新たな課題として顕著化している現状にある。公的な支援や制度では対応できない新たな福祉課題や複合的に絡み合った課題等、現状の支援やサービスだけでは十分な対応が難しくなってきており、新たな活動や取組が求められている。

3 期計画への反映。

これからの中の福祉の在り方として、地域の課題や問題について、福祉サービスの利用者を含む住民や社会福祉法人、ボランティアなどの地域活動団体が行政と連携・協力して対応していく必要から、津和野町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計

画」との整合性を図りながら今後の取組を推進する。

津和野町地域福祉計画に対する調査内容であります。

まず、生活支援体制整備事業であります。

行政から社協に委託しスタートしたが、徐々に行政へ移行している。事業の中で設置する生活支援コーディネーターについては、令和3年2名、令和4年1名、令和5年4名の体制で実施し、地域とのつながりを作っていく。身分は嘱託であります。令和5年度社協については、アドバイザーという形で入っていただくものであります。

地域福祉計画の数値目標の設定でありますが、各具体的な計画の中で設定をしており、事業報告で数値は把握しており、通常と異なる場合は検証を行っております。

法人連携・統合。

町内福祉法人の連携会議に行政は参加していない。

3法人（津和野町社協、にちはら福祉会、つわの福祉会）については、連携のことを内部で話し合ってもらっているところである。

社協に対しては、2福祉法人を統合していくイメージ。社協が主体となってもらう。待遇面は社協に合わせていく。一つの方向性として考えております。

統合は町主導で行うが、決定権は各法人にあり、実際の統合手続に入っていく段階で委託に出して事務的な手続を行っていく。

各特養施設の建物の耐用年数が迫っている中で、単独法人での建て替えは難しいと考える。

介護人材であります。

つわの福祉会では、2名の外国人技能実習生の受入れを令和5年度に予定している。住居の問題に対しての相談には一緒に取り組んでいく。

各施設への補助金の委託料は、令和5年度、社会福祉協議会は、保健福祉センター指定管理で140万1,000円、福祉センター指定管理で80万1,000円、ここに挙げております委託料を以下御覧おきをいただきたいと思います。

負担金補助及び交付金でありますが、地域福祉事業で社会福祉協議会へ人件費分として3,086万9,000円であります。

また、その他の委託料として、つわの福祉会へかけはし事業で約60万円、キラキ

ラ体操等で120万円支出しておるところであります。

子育て支援であります。

子ども子育て支援計画は、特別に定住、子どもを増やすというための計画ではなく、この計画の充実がそれにつながるという側面であります。現在、町内に住む20名の子ども達が町外の保育園に通っております。それをいかに町内に帰っていただくか、それが課題であり、児童クラブの利用しやすいことが重要だということで、利用時間の延長を行ったところであります。

巡回診療・救急告示。

須川地区では、第1・第3の月2回巡回診療を実施しており、各10名の方が受診し、会場は公民館であります。今後、木部地区でもスタートさせるべく公民館と話をしている状況にあります。基本的には、日頃から共存病院を御利用されている患者さんへの対応を行っていきたいと考えております。

救急告示をするには、常勤医師が6名から7名必要であり、現状では不足しているが早期に再開したいと考えております。

次に、津和野町地域福祉活動計画の概要。地域福祉計画とともに、第3期が令和5年度から令和9年度に及ぶものであります。

地域福祉活動計画。

地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする全ての団体が地域福祉の推進を目指して、地域住民の生活課題の把握から解決までの一貫した流れを計画化したものであり、民間の活動・行動計画という性格を持つものであります。地域住民やボランティア、当事者などが主体的に福祉活動に参加し、地域福祉をどのように推進していくかをまとめた計画であります。

津和野町社会福祉協議会本所へ現地調査をしてまいりました。その概要であります。

社協ではお茶のみサロンやさんさんサービスなどの各種事業を行っており、1期、2期で利用が増えてきた助成事業は継続して実施をし、2期に統合して「つながりづくり」がテーマであり、計画の内容自体は大きく変わらないところであります。レイアウト等を見直すことで、この計画書を住民の方に参考書的に使っていただくことを想定

しております。

そのため、総会や住民との会合の場では、この活動計画の本を活用しながら話をしていく予定である。住民向け冊子のため、数値目標については記載は行っていないが、社協内での目標設定は行っているようあります。

調査意見。

必要な人にはより適切な支援につなげるという考え方から、行政の計画である地域福祉計画と民間の行動計画である地域福祉活動計画が連携し、地域福祉活動計画の事業が町民に活用されるよう努力されたい。

福祉サービス維持のための人材確保や施設整備を行う上で、社会福祉法人統合に向けた議論の加速化が必要であります。

以上、令和5年6月15日、津和野町議会議長草田吉丸様、文教民生常任委員会委員長御手洗剛。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） それでは、これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 3ページの津和野町地域福祉計画についての調査内容のところの中の生活支援体制整備事業のところなんんですけど、行政から社協に委託したけど、今は徐々に行政にまた戻ってきているという説明をされているんですが、それはどのように変わってきているのかというのを詳しく説明していただけたらと思います。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 理由につきましてはござります。社会福祉協議会そのものも大変な多岐にわたる業務を行っておる中で、行政に戻ったと、そういった方向を要望されたというふうに感じております。詳しい内容については若干不勉強でございますが、そういった形の中で、コーディネーター等、令和5年においては4名を社協のほうに送るようなことで行政としての対応を行っている。行政が準備し、それを配置しているという形になっているようであります。

○議長（草田 吉丸君） 横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 今の寺戸議員の質問の関連になるんですが、身分は嘱託さんになっておるので、嘱託さんの選定基準等ありましたら、お聞かせ願いますでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） 選定基準、それは存じておりません。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 4ページの子育て支援のところなんですが、子育て支援計画、調査されました地域福祉計画の中では、子ども子育て支援計画というのは、定住とか子どもを増やすとかということではなく、今住んでいる方のための子育て支援をするという意味に受け取ってよろしかったでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 御手洗委員長。

○文教民生常任委員会委員長（御手洗 剛君） まず、実態把握の中で、おられる方がより町内で育てていただけるような環境づくりを目指すということの中で、既存の形の状況、現状というものがありますので、これをまず解決する必要があろうということから始めたいということです。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。委員長、御苦労さまでした。

---

#### 日程第14. 議員派遣の件

○議長（草田 吉丸君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付をしておりますとおり、派遣することといたしたいと思いますが、令和5年度の小学校「議員さんとの学習会」の件でございます。これについて、御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手

元に配付しましたとおり、派遣することと決定をしました。

---

#### 日程第15．各委員会からの閉会中の継続調査・審査の申出について

○議長（草田　吉丸君）　日程第15、各委員会からの閉会中の継続調査・審査の申出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。文教民生常任委員会からは、請願第1号「喜時雨地区に下水道整備の請願」についての継続審査の申出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	コロナ後の津和野町の経済について	9月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	9月定例会まで

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決定しました。

---

○議長（草田　吉丸君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和5年第3回津和野町議会定例会を閉会します。お疲れでございました。

午前11時03分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員